宝塚市次世代育成支援行動計画

たからっ子「育み（はぐく）」プラン

（宝塚市子ども・子育て支援事業計画）

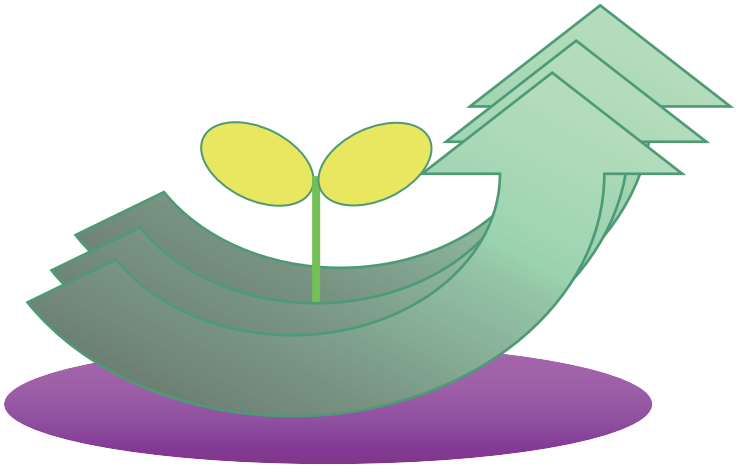

平成 26 年(2014 年)12 月

宝塚市

はじめに

～　子育てはみんなの力で　～

本市では、子どもを育むことが楽しくなるまちを目指して、平成17年度（2005年度）から「次世代育成支援行動計画　たからっ子『育み』プラン」に基づき、子ども施策を総合的に推進しています。とりわけ、保育所待機児童の解消をはじめとする保育施策の充実や、各地域への児童館・子ども館の整備、児童虐待の防止やいじめ等から子どもを守る取組などに積極的に取り組んでいます。

市民を対象としたアンケート調査によると、本市は子育てがしやすい、又は子育ては楽しいと答えた人は５年前の前回調査の割合を上回りました。しかし、子育てしやすいとした人は５割弱にとどまっているほか、保育施策の充実や公共施設・道路の配慮など、安心して子育てができる環境の整備を求めていることが伺えました。

こうした現状などを踏まえ、引き続き、誰もが子育てしやすいまちとなるよう子ども施策を総合的に推進するため、この度、「宝塚市次世代育成支援行動計画 たからっ子『育み』プラン（宝塚市子ども・子育て支援事業計画)」を策定しました。

この計画には、前計画の基本理念や柱となる基本施策を引き継ぎつつ、緊急課題である保育所・地域児童育成会の待機児童の解消や、支援が必要な子どもと家庭への施策の充実、子どもの権利擁護、立ち直りのための支援の推進などの重点施策をはじめとして、子どもたちが健やかに成長し、安心して子育てができるよう様々な施策を盛り込みました。また、平成27年度（2015年度）から始まる子ども・子育て支援新制度に基づき、市民の皆様の保育をはじめとする様々な子育て支援のニーズを見込み、それに見合った施策を計画的に実施していくことを定めました。

まちの宝である子どもたちが、心豊かに、いきいきと成長していけるよう、市民の皆様をはじめ、企業や関係者の方々の、より一層のご理解とご協力のもと計画を推進してまいります。

計画の策定にあたり、ご協力いただきました方々に心から厚く御礼を申し上げます。

平成26年（2014年）12月

宝塚市長　中川智子

目　次

第１章　計画の策定に当たって　1

１．計画策定の背景と趣旨 …… 1

２．計画の位置づけと期間 …… 3

第２章　子どもと子育て家庭を取り巻く動向　5

１．宝塚市における概況 …… 5

２．次世代育成支援行動計画の取組状況 …… 16

第３章　計画の基本的な考え方　19

１．基本理念と視点 …… 19

２．施策の基本目標 …… 21

第４章　施策の展開　24

１．すべての子どもと家庭への支援 …… 26

２．子育てと仕事の両立支援 …… 32

３．教育環境の整備 …… 36

４．安全・安心の環境づくり …… 41

５．家庭や地域の子育て力・教育力の向上 …… 45

６．子どもの社会参加の促進 …… 51

重点施策 …… 55

第５章　子ども・子育て支援の提供体制（子ども・子育て支援事業計画）　60

１．教育・保育提供区域の設定 …… 60

２．教育・保育の量の見込みと提供体制 …… 62

３．地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 …… 68

４．教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保 …… 82

第６章　計画の推進に向けて　83

１．計画の推進体制 …… 83

２．計画の進行管理 …… 84

参 考 資 料　85

１．計画の策定体制と経過 …… 86

２．宝塚市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況 …… 91

３．その他（用語の説明、関係法令・条例等） …… 113

第１章　計画の策定に当たって

１．計画策定の背景と趣旨

子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、平成15年(2003年)に国は次世代育成支援対策推進法を制定し、地方公共団体や一定規模の企業に行動計画の策定を義務づけました。

本市では、子ども施策の総合的な計画として、平成17年度(2005年度)から平成26年度(2014年度)までを計画期間とする「宝塚市次世代育成支援行動計画 たからっ子『育み』プラン」の前期計画を平成17年(2005年)に、後期計画を平成22年(2010年)に策定し、“子どもを育むことが未来を育む「育む」ことが楽しくなるまちへ”を基本理念に掲げ、多様な施策を推進してきました。

また、子ども施策を総合的・継続的に推進するための指針として、平成19年(2007年)に「宝塚市子ども条例*P.114」を制定するとともに、推進体制や推進のための財源確保に努めてきました。

本格的な人口減少社会が到来するなかで、家庭や地域における子育て力・教育力の低下や保育ニーズの増加など、子どもや子育て家庭をめぐっては依然として解決すべき課題が数多く残されています。こうしたなか、社会全体で子どもの健やかな成長や子育てを支援するための新たな仕組みを構築し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を推進するための「子ども・子育て関連３法*P.113」が平成24年(2012年)に成立しました。これら３法に基づく子ども・子育て支援新制度では、市町村を実施主体として、地域の様々な子ども・子育て支援のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務づけ、計画的に待機児童の解消や子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

本市においては、現行の「次世代育成支援行動計画 たからっ子『育み』プラン」が平成26年度(2014年度)で終期を迎えますが、子ども施策を総合的かつ計画的に進め、引き続き諸課題の解決に取り組んでいくため、「宝塚市子ども・子育て支援事業計画」を包含した「宝塚市次世代育成支援行動計画 たからっ子『育み』プラン」を策定するものです。

子ども・子育て支援新制度について

「子ども・子育て支援新制度」とは、平成24年(2012年)８月に成立した子ども・子育て関連３法*P.113に基づく制度のことをいいます。少子化や核家族化、待機児童の問題など、子どもの成長や子育てをめぐる現状と課題を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目指した新しい制度で、平成27年(2015年)４月からスタートします。

新制度では次の取組を進めていきます
①幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持った「認定こども園*P.114」の普及を図ります。
②保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。
③幼児期の学校教育や保育の量の拡充や質の向上を進めます。
④地域の様々な子育て支援の充実を進めます。

増える教育・保育の場

就労状況に関係なく利用できる認定こども園を普及させるほか、待機児童の解消のため、保育所の定員拡充や少人数の子どもを保育する地域型保育*P.114など、多様な保育施策の充実を図ります。

幼稚園や保育所等の利用の流れ

新制度では、幼稚園や保育所等の利用を希望する保護者の方に、利用のための認定（右図）を受けていただきます。※

認定後は、保育所の場合、保護者の希望する施設や優先順位をもとに、必要に応じて市が相談、調整などを行い利用先が決まります。

３つの認定区分

認定区分	対象となる子ども	利用先
１号認定	３～５歳の子ども	幼稚園 認定こども園
２号認定	保護者の就労や病気などにより保育が必要な３～５歳の子ども	保育所 認定こども園
３号認定	保護者の就労や病気などにより保育が必要な０～２歳の子ども	保育所 認定こども園 地域型保育

※新制度に移行しない私立幼稚園の手続きは今までどおりです。

地域の子育て支援の充実

新制度では、共働き家庭だけでなくすべての子育て家庭のために、地域における様々な子育て支援（地域子ども・子育て支援事業*P.114）を充実していきます。

「一時預かり」や「病児保育」、「地域子育て支援拠点事業」などに取り組むほか、子育て家庭のニーズに合わせて必要な施設や事業を選択し利用できるよう、情報の提供や相談・援助などを行う「利用者支援」を実施します。また、「放課後児童健全育成事業（地域児童育成会、民間学童保育）*P.115」は、ニーズに合わせて定員を増やすとともに、小学６年生までに対象年齢を拡大します。

2．計画の位置づけと期間

（1）計画の位置づけ

本計画は、宝塚市子ども条例*P.114第15条に基づく「行動計画」であるとともに、「次世代育成支援対策推進法」第８条に基づく「市町村行動計画」として策定するもので、本市における概ね18歳未満のすべての子どもと家庭を対象とした子ども施策を総合的・一体的に進めるための計画として位置づけるものです。

また、本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定された「子ども・子育て支援事業計画」（第５章）及び「母子保健計画」（第４章の１）を包含するとともに、上位計画である「宝塚市総合計画」、健康福祉・教育分野など各分野の関連計画・方針との整合・調整を図りながら策定しています。

子ども施策は、保育など子育て支援サービスを充実するだけでなく、地域で暮らす子ども、その子どもを育む家庭を、教育、子育て支援、コミュニティ、保護者の就業・雇用、生活環境、若者の自立支援などの面から、総合的に応援する地域づくりを進めようとするものです。また、その方向性を指し示す次世代育成支援行動計画は、まちの未来を担い、委ねるべき人を育むための計画という重要な役割を持っています。

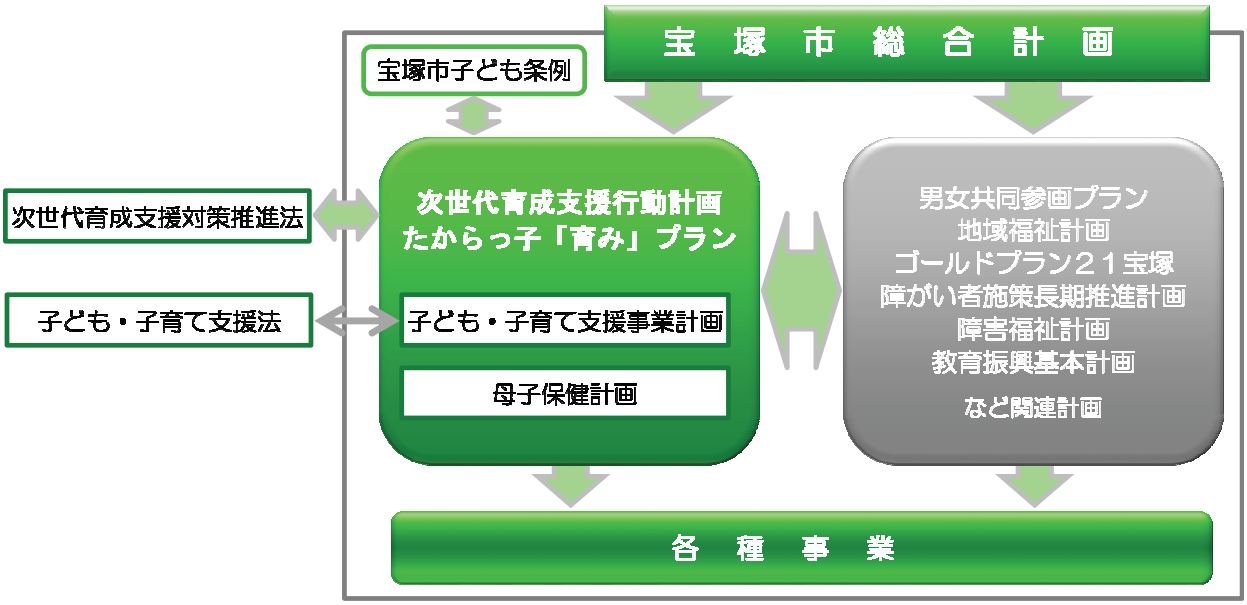

（２）計画の期間

次世代育成支援対策推進法は、平成17年度(2005年度)からの10年間の取組を推進するために制定されましたが、平成27年度(2015年度)からの10年間も引き続き集中的・計画的な対策を推進・強化するため、法の有効期限を10年間延長する法改正が行われました。

これを受け、本市の計画も平成27年度(2015年度)から平成36年度(2024年度)までの10年間を計画期間とします。

第３章計画の基本的な考え方については10年間の方針としますが、第４章施策の展開については、社会経済情勢や子どもを取り巻く環境の変化、国の制度改革等に対応していくために、また、第５章子ども・子育て支援の提供体制については子ども・子育て支援法に基づき５年間の方針とし、平成27年度(2015年度)から平成31年度(2019年度)までを前期計画、平成32年度(2020年度)から平成36年度(2024年度)までを後期計画として策定することとします。

平成27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)	35年度 (2023)	36年度 (2024)
次世代育成支援対策推進法									
本計画（前期計画）									
実施状況の点検・把握					**後期計画**				

第２章　子どもと子育て家庭を取り巻く動向

１．宝塚市における概況

（１）人口・児童数の状況

本市の人口総数は平成26年(2014年)９月末現在234,011人（住民基本台帳人口）で、平成24年(2012年)以降横ばい状況となっています。

幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業＊P.114の対象となる０歳から５歳の子どもは12,186人で近年は減少傾向が見られます。

また、小学生から高校生にあたる６歳から17歳の子どもは27,567人で緩やかな増加傾向が続いています。

◆年齢区分別人口の動向

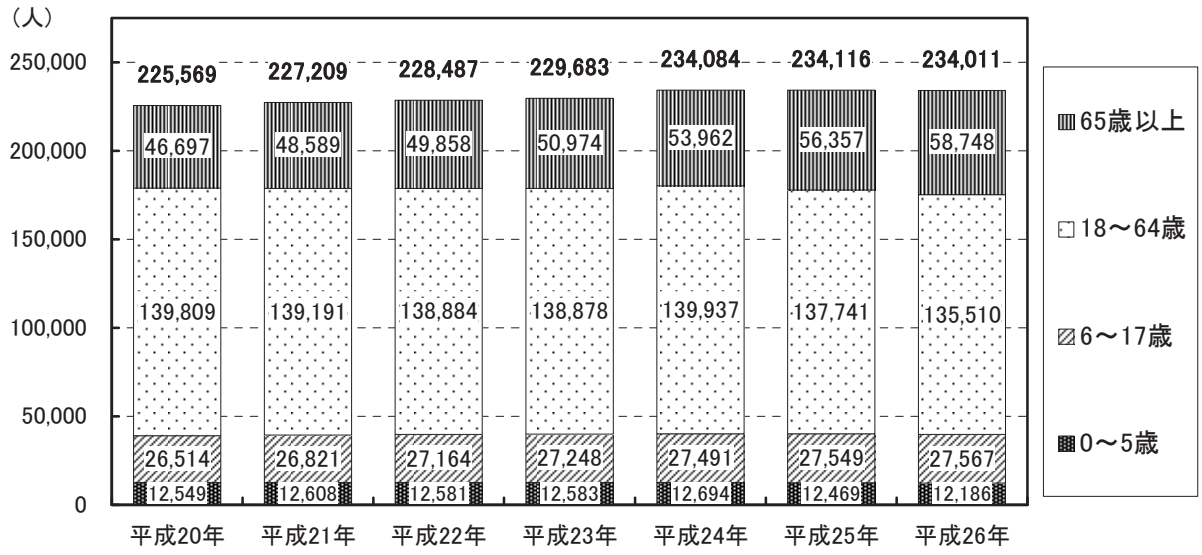

資料：住民基本台帳（各年とも９月末現在）

年間の出生数は横ばい状況が続いています。

また、一人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均値を示す合計特殊出生率は、平成16年・17年・19年(2004年・2005年・2007年)に1.17まで低下しましたが、近年は1.3前後で推移しており、平成25年(2013年)は1.36となっています。ただし、全国（1.43）や兵庫県（1.42）の平均よりは低い水準にあります。

◆出生数の推移

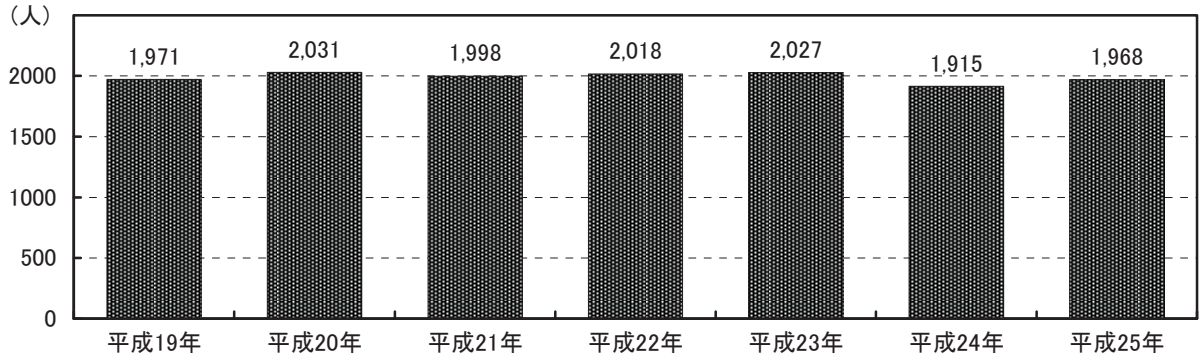

資料：住民基本台帳

◆合計特殊出生率の推移

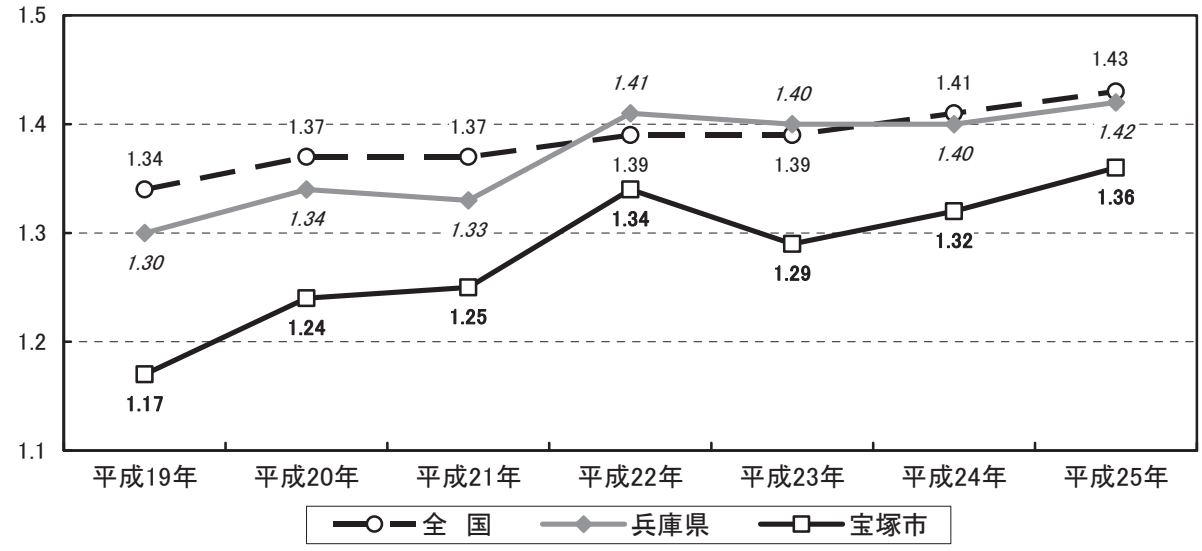

資料：宝塚市／住民基本台帳（９月末現在）

平成22年は国勢調査人口

兵庫県・全国／国立社会保障・人口問題研究所

（２）幼児期の教育・保育施設の状況

平成26年(2014年)５月１日現在、幼稚園は、公立12（認定こども園*P.114１カ所を含む)、私立14（同２）の合計26園が開設され、総定員は4,415人であるのに対し、園児数は3,550人となっており、５年前の平成21年(2009年)と比べると、園児数は7.6%減少しています。

認可保育所は、公立８、私立19（分園含む）の合計27カ所が開設され、総定員は2,765人であるのに対し、入所児童数は3,003人と定員を上回る受け入れを行っています。５年前の平成21年(2009年)と比べると、総定員は20.5%増加しましたが、入所児童数はさらに多い27.5%の増加となっており、その結果、平成26年(2014年)４月１日現在で待機児童は103人にのぼっています。

指定保育所*P.113は市内に８カ所開設され、平成26年(2014年)５月１日現在、総定員306人に対し248人の利用となっています。また、その他の認可外保育所（事業所内保育所を含む）は12カ所、総定員446人となっています。

認定こども園については、すべて幼稚園型で、公立１、私立２の合計３カ所が開設されており、保育所部分の総定員は55人となっています。

◆幼稚園園児数・保育所入所児童数

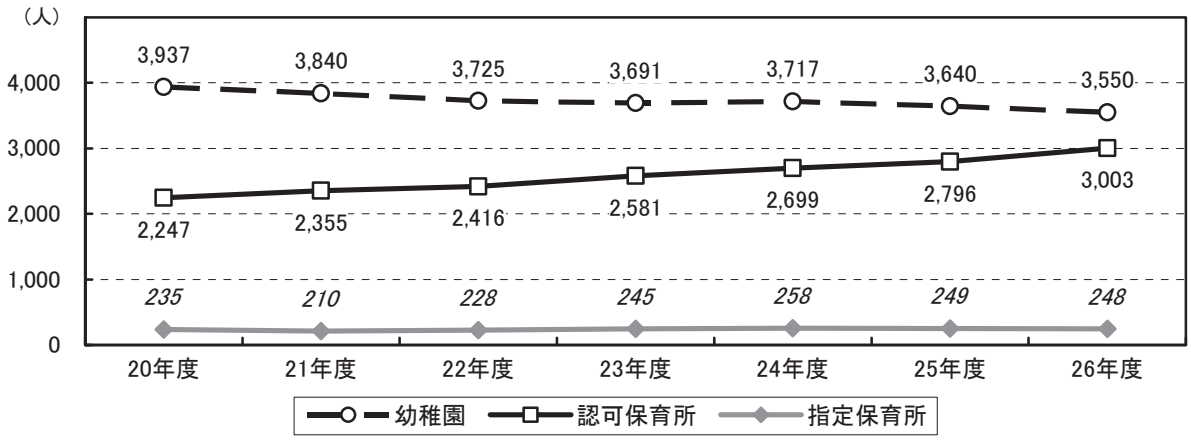

資料：保育事業課、学事課　※各年5月1日現在

◆保育所待機児童数の推移

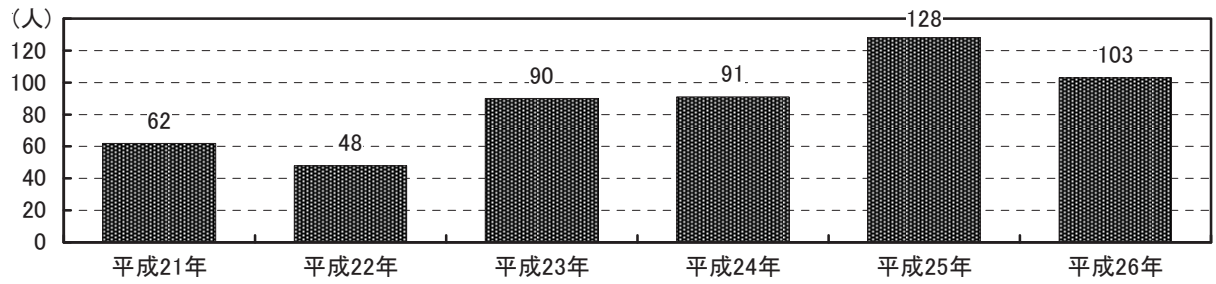

資料：保育事業課　※各年4月1日現在

就学前児童における年齢ごとの保育所の利用率の推移をみると、０歳から２歳までの低年齢児で利用率が大きく伸びており、３歳以上についても保育所の利用率が伸び、幼稚園の利用率が低下する傾向にあります。

市内7ブロック図、ブロック別児童数・施設定員数

（児童数、定員数は平成26年（2014年）5月1日現在）

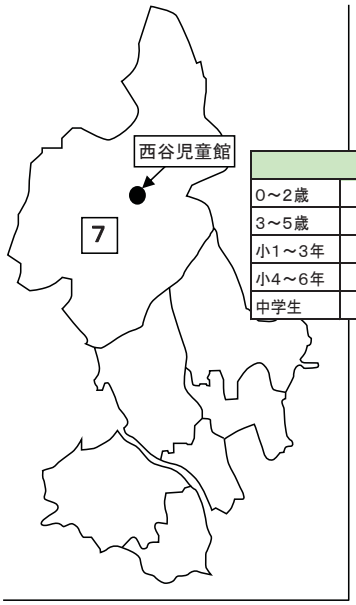

第7ブロック				
0～2歳	35人		公立	私立
3～5歳	44人	幼稚園	0人	0人
小1～3年	46人	認可保育所	0人	0人
小4～6年	58人	認定こども園	115人	0人
中学生	69人			

第6ブロック				
0～2歳	754人		公立	私立
3～5歳	864人	幼稚園	260人	700人
小1～3年	935人	認可保育所	0人	0人
小4～6年	906人	認定こども園	0人	0人
中学生	892人			

第3ブロック				
0～2歳	843人		公立	私立
3～5歳	971人	幼稚園	130人	615人
小1～3年	1,073人	認可保育所	210人	350人
小4～6年	1,231人	認定こども園	0人	210人
中学生	1,292人			

第5ブロック				
0～2歳	1,346人		公立	私立
3～5歳	1,406人	幼稚園	260人	200人
小1～3年	1,325人	認可保育所	60人	720人
小4～6年	1,359人	認定こども園	0人	0人
中学生	1,414人			

第2ブロック				
0～2歳	1,084人		公立	私立
3～5歳	1,219人	幼稚園	130人	840人
小1～3年	1,308人	認可保育所	70人	255人
小4～6年	1,315人	認定こども園	0人	0人
中学生	1,372人			

第4ブロック				
0～2歳	947人		公立	私立
3～5歳	955人	幼稚園	260人	120人
小1～3年	891人	認可保育所	230人	180人
小4～6年	822人	認定こども園	0人	0人
中学生	976人			

第1ブロック				
0～2歳	861人		公立	私立
3～5歳	965人	幼稚園	295人	0人
小1～3年	974人	認可保育所	270人	420人
小4～6年	1,099人	認定こども園	0人	335人
中学生	1,116人			

（３）地域児童育成会（学童保育）の状況

平成26年(2014年)４月１日現在、地域児童育成会*P.114は24小学校に33カ所開設され、総定員は1,720人であるのに対し、利用児童数は1,354人となっています。一部の地区で旺盛な需要が見られ、５年前の平成21年(2009年)と比べると総定員は7.5%増加しましたが、58人が待機しています。

また、８月１日現在、この他に民間学童として６カ所（定員122人）が開設されています。

◆地域児童育成会の児童数・待機児童数の推移

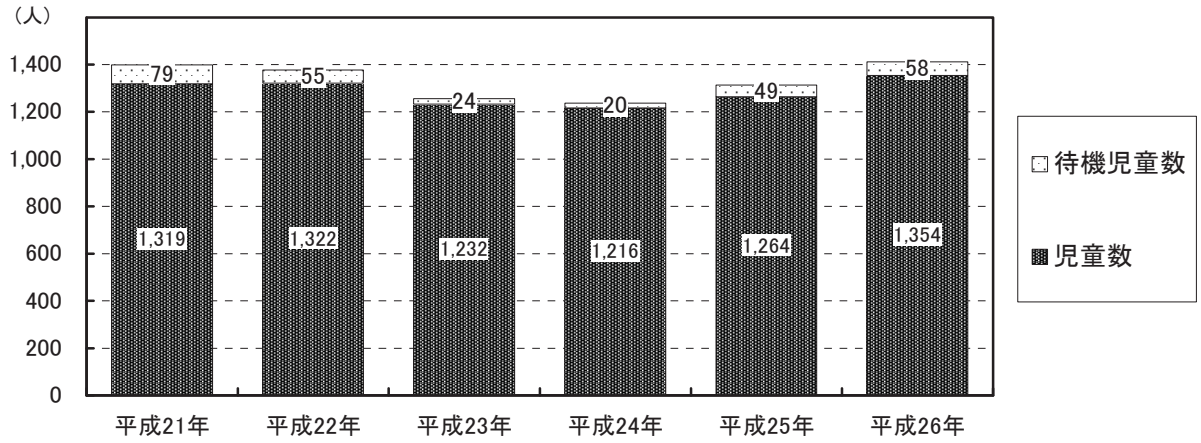

資料：青少年課（各年とも４月１日現在）、民間は除く

地域児童育成会の様子

（４）母子保健事業に関する実施の状況

母子保健事業では、妊産婦や子どもの健康、発達、育児について相談に応じ、妊産婦の健康や子育てに関する情報提供を行っています。

平成25年度(2013年度)の妊娠届出数は1,902件、妊婦相談事業における相談者数は690人となっており、支援が必要な妊婦には、家庭訪問や関係機関との連携により支援を行っています。

出産後は、未熟児訪問、新生児訪問、赤ちゃん訪問（生後４か月までの全戸訪問）を行っており、訪問率は93%前後で推移しています。また、養育支援ネット事業*P.115における医療機関からの情報提供数は、平成21年度(2009年度)の61件から平成25年度(2013年度)は208件と増加し、その主な内容は未熟児支援だけでなく、育てにくさ、保護者の健康や家庭環境の問題に関するものが増加しています。

赤ちゃん訪問の様子

乳幼児期には、４か月児健診、10か月児健診、１歳６か月児健診、３歳児健診を実施しており、平成25年度(2013年度)の受診率は、それぞれ、96.3%、92.6%、95.2%、92.9%となっています。今後は、幼児期の心身の発達段階に応じた子育て支援を行うため、発達障がいの早期発見や相談支援体制の充実を図る必要があります。

◆乳幼児健診の受診率の推移

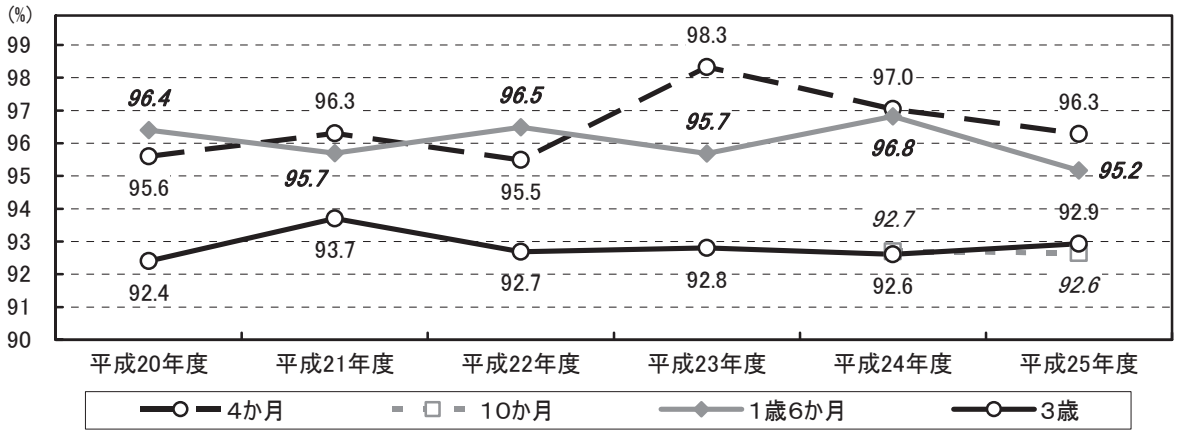

資料：健康推進課

乳幼児健診の様子

学童期・思春期を対象とした「健全母性育成事業」では、思春期の様々な健康課題に応じ、喫煙予防、飲酒予防、性教育をテーマに、小中学校で健康教育を実施しており、平成25年度(2013年度)は17回開催しています。

また、子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりを推進するため、地域で活動されている民生委員・児童委員や、子育てサークル、各まちづくり協議会*P. 115等の要請に応じ、保健師、栄養士、歯科衛生士、運動指導員を派遣し、子育てに関する講座や健康相談を行っています。平成25年度(2013年度)は講座を29回、健康相談を21回開催しています。

（５）子どもや家庭の状況や意識

本計画の策定に向けて、就学前児童及び小学１～３年生の保護者、小学５年生・中学２年生・高校２年生本人を対象に、市民の生活実態や子ども・子育てに関する意識等を把握することを目的として、アンケート形式のニーズ調査を実施しました。

◆調査方法と回収状況

［保護者］

調査対象	就学前児童 保護者	小学１年生～ ３年生保護者
調査方法	・住民基本台帳から市内７ブロック*P. 113・年代区分ごとに無作為抽出。 ・調査票を郵送により配布し、返信用封筒により回収。 ・礼状兼催告状を１回郵送。	
調査時期	平成25年(2013年)10月	
配 布 数	3, 267	1, 128
回 収 数	1, 965	629
回 収 率	60. 2%	55. 8%

［児童生徒本人］

調査対象		小学５年生 本人	中学２年生 本人	高校２年生 本人
調査方法	公立	市内７ブロック毎に公立１校１クラス（対象校は各ブロック内行政番号順最上位校）を対象に学校で配布・回収。	市内全校各１クラスを対象に学校で配布・回収。	市内全県立校各２クラスを対象に学校で配布・回収。
	私立	市内全校で市内在住者を対象に学校で配布・回収。	市内全校で市内在住者を対象に学校で配布・回収。	市内全校で市内在住者を対象に学校で配布・回収。
調査時期		平成25年(2013年)10月～11月		
配 布 数		359	459	359
回 収 数		341	443	331
回 収 率		95. 0%	96. 5%	92. 2%

保護者に対するアンケート結果では、「子育てが楽しい」と答えた人が就学前児童の保護者の96.5%、小学生の保護者の94.0%とほとんどを占めており、平成20年(2008年)に実施した前回調査の結果より増えています。しかし、その一方で、「子育てに不安を感じる」という人は「とても不安」「ときどき不安」を合わせて就学前児童の保護者の64.1%、小学生の保護者の63.0%、「子育てに負担を感じる」という人も就学前児童の保護者の58.2%、小学生の保護者の47.8%に見られました。

◆子育ては、楽しいですか。

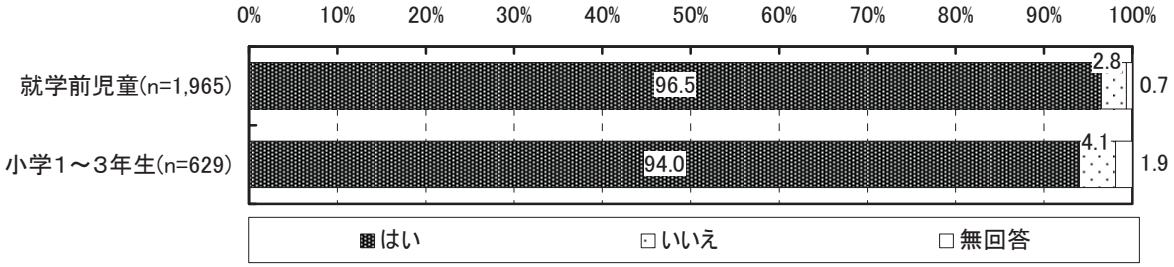

◆子育てに関して、不安を感じることがありますか。

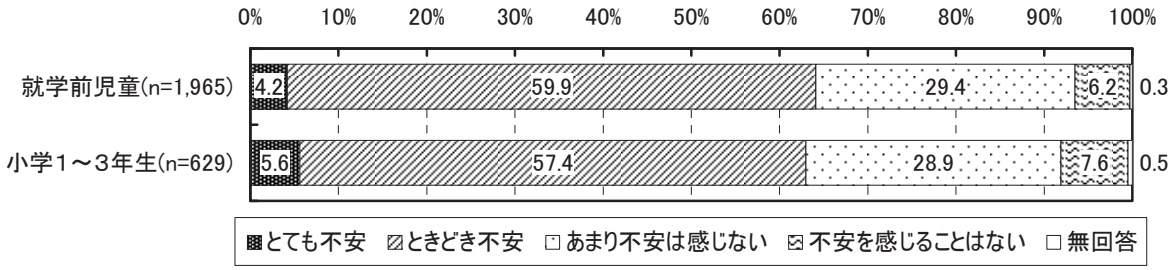

◆子育てに負担を感じることはありますか。

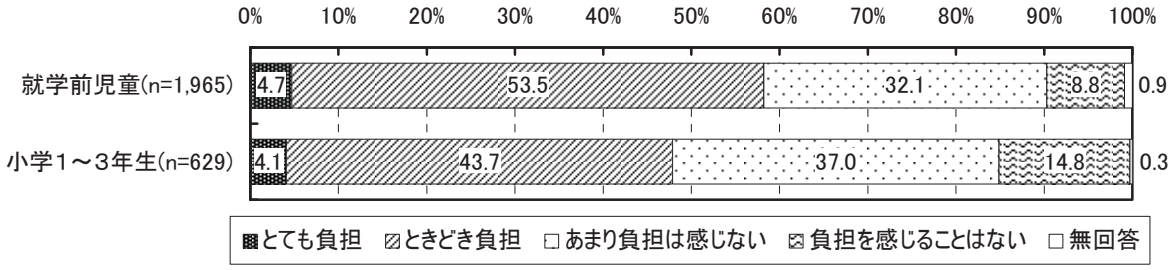

資料：子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査（平成25年（2013年）10月）

子育てに関する不安や負担の具体的な内容としては、「子どもの教育に関して悩んだり、気にしたりしている」が就学前児童の保護者の49.6%、小学生の保護者の63.6%で最も多く、これに次いで就学前児童の保護者では、「食事や栄養に関して悩んだり、気にしたりしている」（34.5%）や「自分の自由な時間がもてない」（32.8%）、小学生の保護者では「子どもの友人関係について悩んだり、気にしたりしている」が43.2%と多く見られます。

◆子育てに関して、不安や負担を感じることはどのようなことですか。

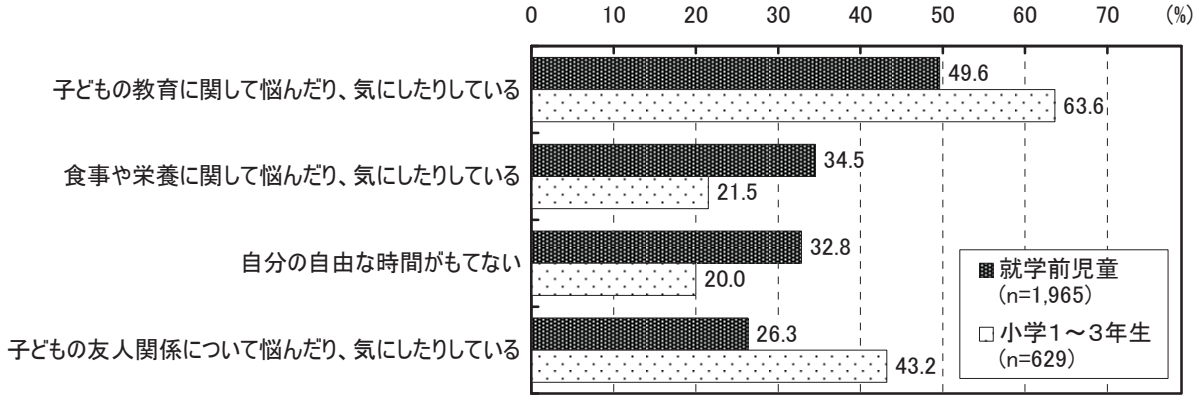

資料：子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査（平成25年（2013年）10月）

本市における子育てのしやすさについて尋ねた質問では、就学前の保護者の48.4%、小学生の保護者の45.8%が子育てのしやすさについて肯定的な評価をしており、前回調査の割合を上回っています。

しかし、これらの肯定的評価は過半数を占めるまでには至っていないこと、また「あまり子育てがしやすくない」という回答の割合が20～21%で前回から変わっていないことなどから、今後とも引き続き子どもの成長や子育て支援の取組を充実させていく必要があるものと考えられます。

◆宝塚市は子育てがしやすいまちと思いますか。

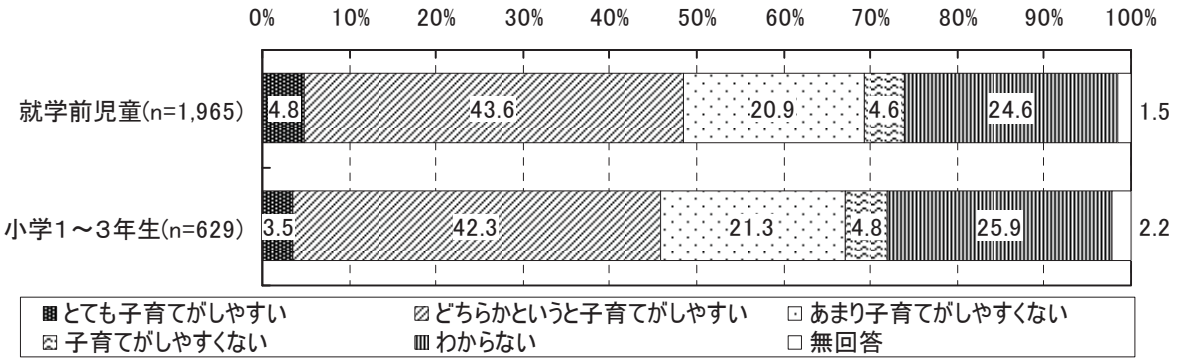

資料：子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査（平成25年（2013年）10月）

児童生徒本人に対するアンケート結果では、宝塚市のことが「(とても) 好き」「どちらかといえば好き」という人が小学生の89.4%、中学生の85.1%、高校生の89.4%を占めています。また、将来も宝塚市に住みたいという人も小学生の33.4%、中学生の25.3%、高校生の30.8%となっており、前回調査と比べると割合が高くなっています。

◆あなたは、宝塚市が好きですか。

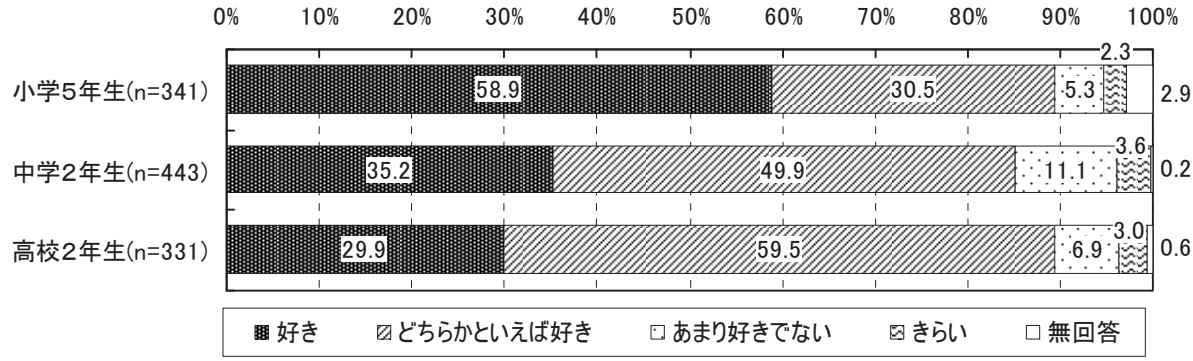

資料：子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査（平成25年（2013年）10月）

自分が親になることについて尋ねたところ、「子どもを育てたい」という人は中学生の62.8%、高校生の58.0%、「自分の子どもはかわいいと思う」という人は中学生の51.5%、高校生の49.8%をそれぞれ占めています。ただし、前回調査と比べると高校生では両者とも回答割合が低下し、「わからない」と答える人が大幅に増える結果となりました。

◆あなたは将来、親になることについてどう思いますか。

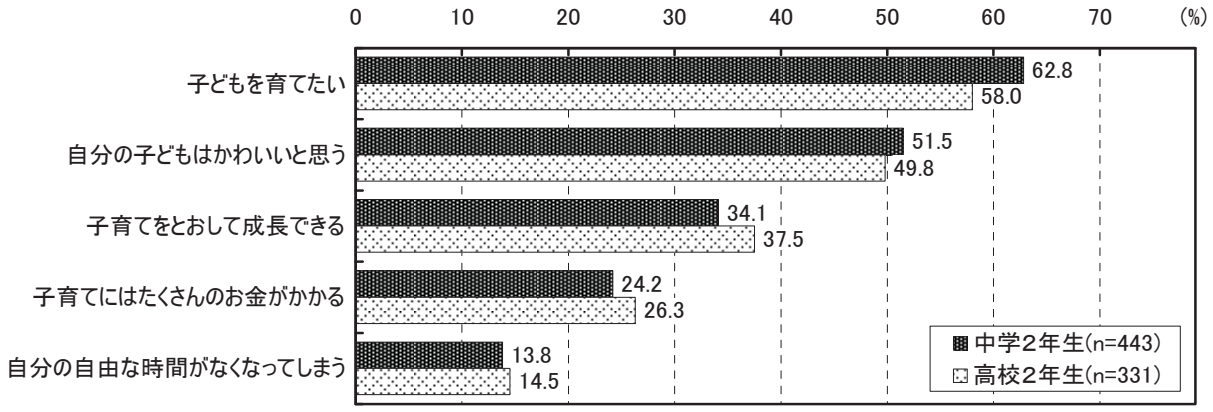

資料：子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査（平成25年（2013年）10月）

２．次世代育成支援行動計画の取組状況

平成26年度（2014年度）までの計画である「次世代育成支援行動計画」（後期計画）は、「基本目標」６、「施策の方向性」21、「主要な施策」41の施策体系のもとに策定しました。

平成27年度（2015年度）からの本計画の策定に当たって施策の実施状況を把握したところ、概ね実施されており、本計画においても継続ないし実施方法を検討しつつ施策の発展・拡充を図るといったものが多くあります。

ただし、これまでに実施してきた施策においても、新制度に基づく充実した保育サービスの提供、発達に遅れのある子どもへの支援、児童虐待やいじめ・不登校等への対応、生活環境における子どもの育ちや子育てへの一層の配慮、地域における子育て支援の機能強化など、今後より一層の充実が求められるものも含まれています。

取組状況の詳細と今後の課題については、第４章施策の展開において記載することとしますが、基本目標ごとに掲げた数値目標に対する進捗状況、評価指標の推移については、次のとおりです。

〔基本目標１　すべての子どもと家庭への子育て支援サービス〕
〔基本目標５　家庭や地域の子育て力・教育力の向上〕

＜数値目標に対する進捗状況＞

事業名	単位	平成１６年度（前期計画策定年）	平成２１年度（後期計画策定年）	平成25年度	後期計画策定時の２６年度目標値
地域子育て支援拠点事業 （注）センター型・ひろば型の区分は平成２５年度まで	センター型	1	2	3	3
	ひろば型	1	1	10	11
ショートステイ事業	設置個所数	6	8	8	8
ファミリーサポートセンター事業	設置個所数	1	1	1	1

＜評価指標の推移＞

指標項目	単位	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
阪神北広域子ども急病センターを利用する市民患者数（年間）	人	10,228	8,061	8,856	7,539	7,467
児童虐待相談対応件数（年間）	件	90	237	299	427	424

〔基本目標２　子育てと仕事の両立支援〕

＜数値目標に対する進捗状況＞

事業名	単位	平成１６年度（前期計画策定年）	平成２１年度（前期計画策定年）	平成２５年度	後期計画策定時の２６年度目標値
通常保育事業(認可保育所)	定員数	2,130	2,295	2,625	2,505
低年齢児保育(０～２歳児)	定員数	854	917	1,053	1,001
延長保育事業	設置個所数	21	21	24	23
	定員数	355	295	335	320
休日保育事業	設置個所数	0	0	1	1
	定員数	0	0	10	10
病児・病後児保育事業	設置個所数	1	1	2	2
	総定員数	2	2	4	4
一時預かり事業	設置個所数	6	9	13	12
	総定員数	60	90	126	120
放課後児童健全育成事業（地域児童育成会事業等）	定員数	1,460	1,630	1,774	1,895

＜評価指標の推移＞

指標項目	単位	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
認可保育所待機児童数	人	62	48	90	91	128
一時預かり延べ利用人数（年間）	人	14,067	14,652	16,725	20,711	22,025
地域児童育成会待機児童数	人	79	55	24	20	49

〔基本目標３　教育環境の整備〕

＜評価指標の推移＞

指標項目	単位	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
不登校児童生徒出現率（小学校）	%	0.23	0.22	0.19	0.26	0.25
不登校児童生徒出現率（中学校）	%	2.87	2.57	2.71	3.00	3.34
適応教室入級児童生徒の学校復帰率	%	53.1	40.6	36.6	16.0	41.9
パルふれんど訪問児童生徒の学校（社会）復帰率	%	86.7	100.0	100.0	57.0	62.5
問題行動発生件数（年間）	件	121	71	68	48	31

〔基本目標４　安全・安心の子育て環境〕

＜評価指標の推移＞

指標項目	単位	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
歩道段差改良箇所整備率	%	72.0	82.0	91.99	97.75	100.0
ノンステップバスの導入率	%	55.2	56.9	58.6	60.3	62.1
安心メール登録者数	件	10,029	11,491	11,885	10,938	11,878
アトム防犯グループ数	件	115	119	120	123	125

〔基本目標６　子どもの社会参加の促進〕

＜数値目標に対する進捗状況＞

事業名	単位	平成１６年度（前期計画策定年）	平成２１年度（後期計画策定年）	平成25年度	後期計画策定時の２６年度目標値
放課後子ども教室	設置個所数	8	20	22（1休止中）	24

＜評価指標の推移＞

指標項目	単位	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
放課後子ども教室延べ利用者数（年間）	人	48,629	59,804	58,443	63,010	61,590
児童館利用者数（年間）	人	159,768	203,512	204,212	201,718	189,946

トリプル周年記念事業「つながろう！プレ1年生！！」より

第３章　計画の基本的な考え方

１．基本理念と視点

（１）基本理念

子どもを育むことが未来を育む
「育む」ことが楽しくなるまちへ

子どもは、一人一人がかけがえのない存在です。性別、国籍、障がいなどにかかわらず、子どもは、生きる、守られる、育つ、学ぶ、そして参加する権利を有し、個性や他者との違いが認められ、あらゆる形の差別や暴力を受けないなど、一人の人間として尊重され、いきいきと成長していくことが大切にされなければなりません。また、子どもが、他の人の人権や社会のルールを守ることも大切です。

しかしながら、少子化、核家族化、地域連帯の希薄化等が進むなか、いじめ、児童虐待及び子どもをめぐる犯罪の多発等、子どもを取りまく環境は大きく変化しています。

日本国憲法が保障する基本的人権及び児童の権利に関する条約＊P. 113を尊重し、豊かな山なみ等恵まれた自然があり、歴史及び文化の息づく宝塚のまちで、社会の一員である子どもが夢と希望を抱き、命を慈しみ、人を思いやる心を持ち、健やかに成長するとともに、子どもを育むことが楽しくなるまちの実現を目指していかなければなりません。

このため、わがまち宝塚の文字どおり“宝”である子どもたちが心豊かに、いきいきと健やかに成長していけるよう、子どもの最善の利益を考慮し、地域をあげた取組を展開していきます。また、安心して家庭を持ち、子どもを生み育てることができるよう、施策の充実に努めるとともに、家庭や地域の子育て力・教育力の向上を図ります。

本計画では、以上のような考え方に基づき、計画の基本理念を、前計画に引き続き**「子どもを育むことが未来を育む　『育む』ことが楽しくなるまちへ」**とします。

（2）基本的視点

◆すべての子どもがいきいきと育つように成長のプロセス全体を支えます

すべての子どもが、それぞれの力を伸ばし、いきいきと育つことが大切です。子どもが胎内にいるときから、乳児期、幼児期を経て思春期に至るまでの成長のプロセス全体を、市民、企業、行政が途切れなく支えます。

◆すべての「親」がいきいきと子どもを育めるように支えます

いきいきとした子育ては、子どもを育むことに喜びと楽しみを感じることから始まります。すべての親が子どもの成長を楽しみ、子どもを育むことが楽しくなるように、市民、企業、行政が支えます。

◆地域でみんなが「育む」ことを楽しめるように支えます

すべての子どもがいきいきと成長し、それを支える家庭がいきいきするためには、地域が、子どもの育ちと親が子どもを育むことの大切さを理解しなければなりません。「育む」ことが楽しくなるように、市民、企業、行政が地域を支えます。

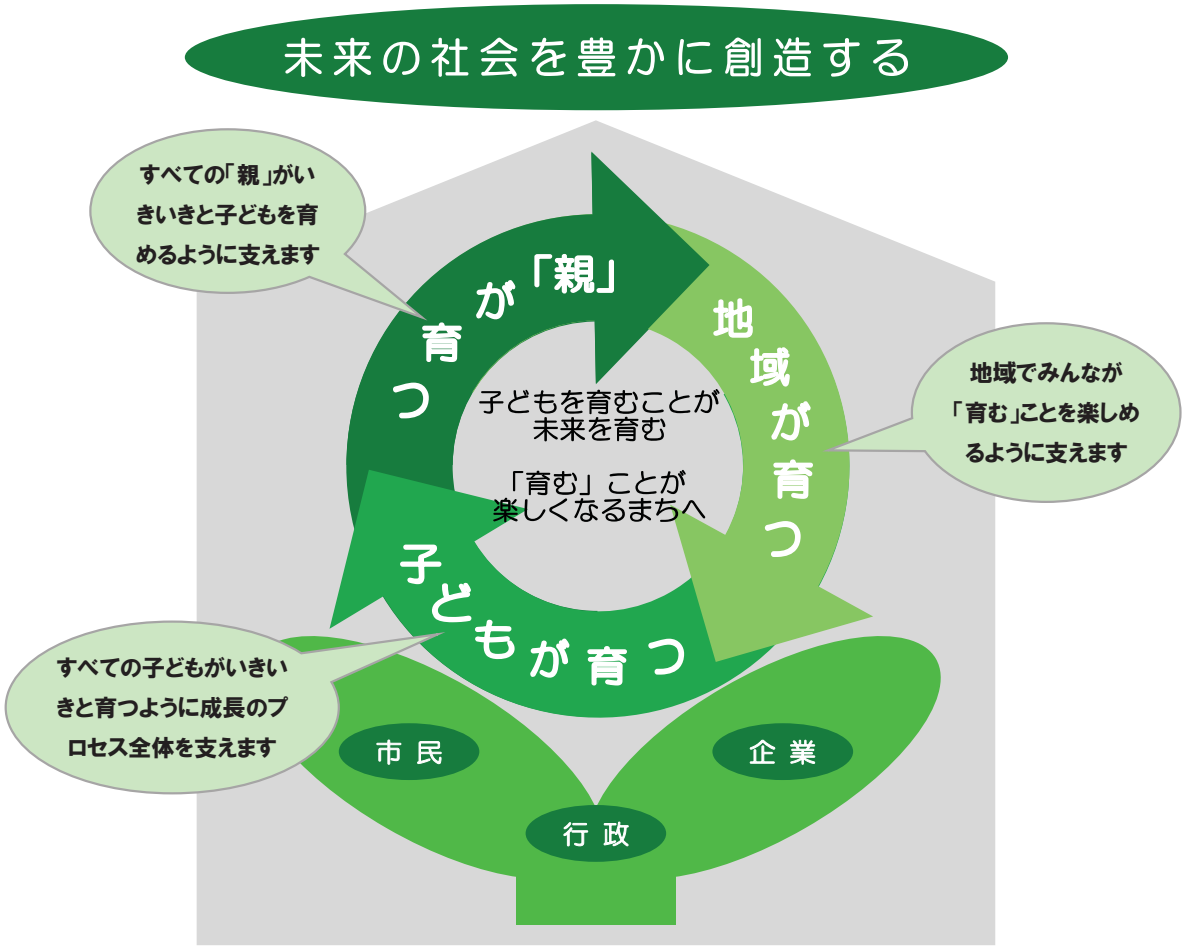

2．施策の基本目標

（1）すべての子どもと家庭への支援

子育ては、親が第一義的に責任を担うものでありますが、行政はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体が協力して取り組むべき課題であり、それぞれの立場から、すべての家庭での「育み」が楽しくなるような支援をすることが求められています。

近年、地域における子育て家庭の孤立化により、子育てに対する負担感が増大しているとともに、共働き家庭のみならず、家庭で子育てをしている専業主婦などの育児不安も指摘されており、すべての子育て家庭を対象とする支援の充実が求められています。

また、妊娠期から継続した切れ目のない支援の推進や思春期保健対策の充実、発達に遅れがある子どもや障がいのある子どもなど、配慮を必要とする子どもたちへの支援の充実も大切です。

さらに、児童虐待の防止に向け、予防的役割の子育て支援事業を基盤に、育児不安等を抱える養育上支援を必要とする家庭を早期に発見、対応することも大切です。

このようにして、すべての子どもの健やかな成長の実現に向け、親と子どもが健やかに暮らすことができる地域づくりに取り組みます。

（2）子育てと仕事の両立支援

子育てと仕事を両立させることは、未来の社会を豊かに創造することであると理解し、市民、企業、行政みんなが力を合わせて、「育む」ことに対してやさしい職場環境と、子育てをしながら働くことが自然であるとみんなが思える地域を創り出すことが重要です。

つまり、男女がともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図れるような多様な働き方を実現し、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消するため、国、県、企業や関係団体等と連携を一層強化し、啓発や諸制度の普及等に取り組むことが必要です。また、家庭においては男女が家事や育児をともに担うことについて、相互に理解を促すことが特に大切です。

こうした取組に加えて、子育てと両立する多様な働き方を支援する様々な保育施策を充実させます。

（３）教育環境の整備

家庭・学校・地域が一体となって子どもに生きる力を育み、次代を担う人づくりという視点から、教育環境の整備が重要な課題となります。

幼児期は、人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、幼児の主体的な活動を促し、一人一人の発達に応じたきめ細かな幼児教育を進めることが必要です。また、すべての子どもたちが小学校入学後の生活や学習に円滑につながるよう、保育所・幼稚園・認定こども園*P. 114と小学校、中学校との情報共有、一層の連携強化に努めます。

学校教育においては、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成を柱として、信頼される学校園づくりを進めることによって、子どもの成長、命や生きることの大切さ、家庭の働きなどについて子どもたちの理解が得られるような取組を進めています。特に乳幼児とふれあう体験を通した学びは、子育てが楽しいと感じる次代の親を「育む」ことへと実を結びます。

教育環境の整備を一層進めるため、学校・家庭・地域が互いに連携を深め、また、いじめや不登校、非行などの対応、子どもの人権を擁護する施策の推進を目指します。

（４）安全・安心の環境づくり

安全・安心を感じることのできる環境で、子どもがのびのびと育ち、自由で創造的な活動のできるまちづくりが大切です。

このため、良好な住環境の整備等を引き続き図っていくとともに、子どもや子ども連れの親などが安全で安心して出かけられるまちとなるよう、ベビーカーの利用にも配慮した交通バリアフリー、企業等と協働した施設のバリアフリーに取り組んでいきます。

また、有害図書類やインターネット、携帯電話等からもたらされる有害環境から子どもを守る活動の推進等、子どもを犯罪などから守るための活動を積極的に推し進めるとともに、被害を受けた子どもへのきめ細かな支援を行い、地域で子どもたちが安心して育つことができるような安全・安心の環境づくりを進めます。

（５）家庭や地域の子育て力・教育力の向上

親は、家庭が人間の発達の基礎を育む場として責任があることを自覚することが大切です。子どもの発達過程を知り、段階に応じたかかわり方など「親」としてのあり方に関する学習の機会や情報の提供を行うことが必要です。

また、本当に必要な情報が、必要としている家庭と子どもに届き、活用されるよう、情報を的確に提供できるシステムの構築を進め、家庭と地域の子育て力と教育力を高めます。

その上で、子どもを地域社会全体で育てる観点から、子育て支援の様々な機能を全市的に展開していくため、点在する施設や人材等を有機的につなぐ取組として、「小学校区単位」「市内７ブロック*P.113単位」「全市域」による子育て支援の三層構造の充実を図るとともに、子育て支援のネットワークづくりを進め、効果的、効率的な子育て支援システムづくりを図ります。

（６）子どもの社会参加の促進

子どもは、育まれる存在であるとともに、社会の一員でもあるため、その育ちを支援していくことが大切です。

生きる力を持った子どもを「育む」上で、子どもたちには遊びは大切であり、遊びから多くのことを学び、成長することができます。このため、遊びの価値を再認識するとともに、豊富な生活体験・社会体験・自然体験の機会と場を提供することが特に重要となっています。

また、子どもたち一人一人の主体性を尊重し、自らの意見や要望を地域や行政に意見として表明することができるよう支援することも大切です。

さらに、近年、若年層の非正規社員化や未就労者の増加が社会問題化している現状を踏まえ、実社会への最初の歩みである就労を円滑に実現できるよう、国、県、企業、ＮＰＯ等関係機関と協力・連携して若者の就労支援に引き続き取り組みます。

第４章　施策の展開

施策の体系

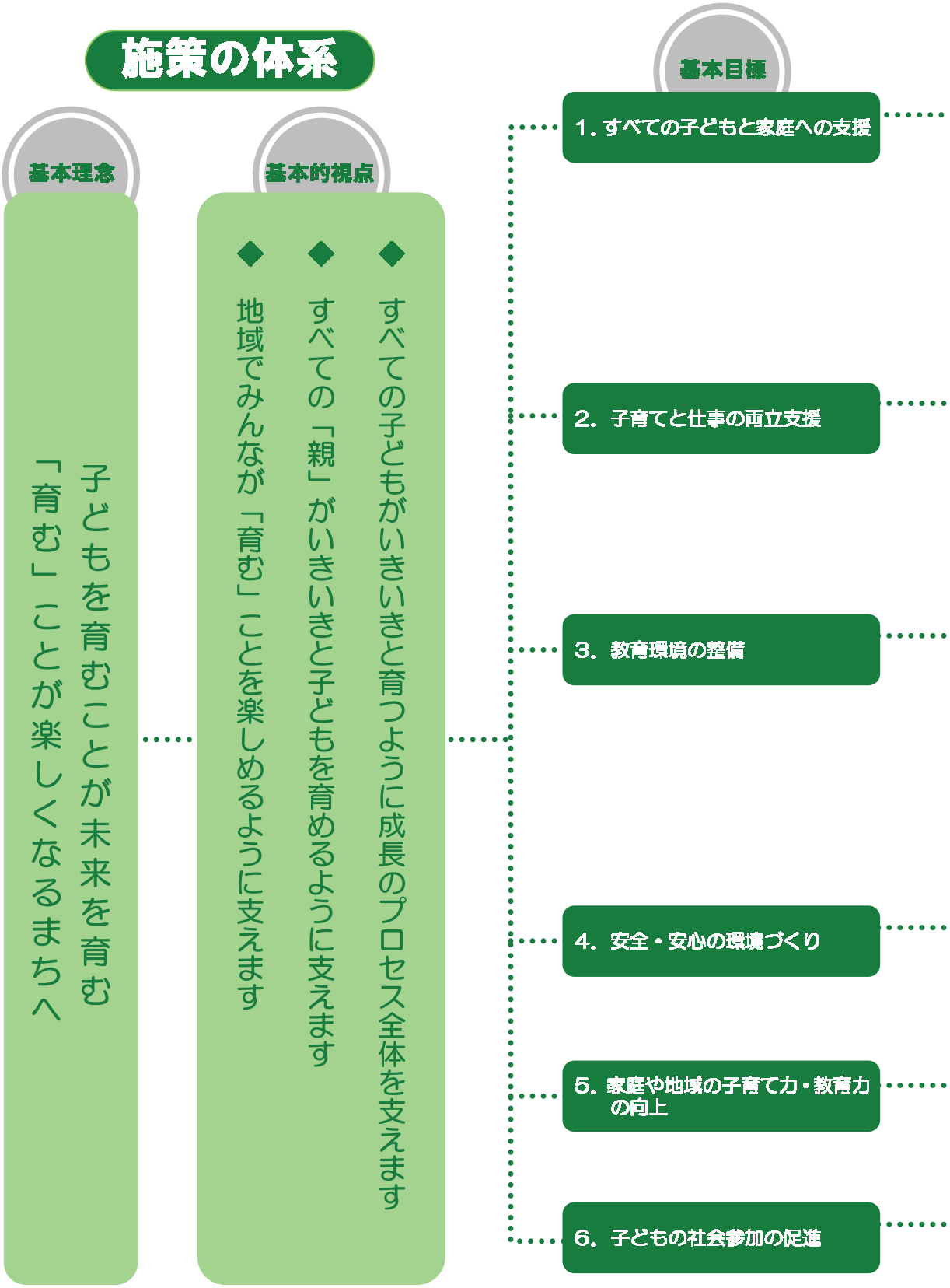

（★印の施策は本計画においてとりわけ重点的に取り組む「重点施策」です）

施策の方向性	主な施策
①すべての子どもと家庭に対する子育て支援の展開	・子育て支援拠点の充実
②子どもや母親の健康の確保	・切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策の推進 ・学童期・思春期保健対策の充実 ・子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進 ・夜間・休日の初期小児医療体制の確保 ・食育の推進
③配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実	**★障がいや発達に遅れのある子どもと家庭への支援の充実** ・ひとり親家庭等への支援 **★児童虐待防止施策の充実**
④経済的な支援	・経済的な支援
①雇用環境の整備促進	・企業等への啓発の推進
②男女がともに仕事や家庭・地域生活に参画できる社会の促進	・男女の家庭責任と就業との両立支援の推進
③多様な保育施策の充実	**★保育所待機児童の解消** ・保育内容の充実 ・子育て支援事業の充実
④放課後児童対策の充実	**★地域児童育成会待機児童の解消** ・地域児童育成会等の支援内容の充実
①学校教育の充実	・豊かな心の育成 ・信頼される学校園づくり
②社会教育の推進	・社会教育の推進
③幼児教育の充実	・幼児教育の充実
④男女平等教育の推進	・男女平等教育の推進
⑤子どもの人権擁護の推進	★子どもの権利全体にかかる救済、立ち直りのための支援の推進 ・いじめ・不登校・ひきこもりなどへの対応 ・子どもの健全育成の実施
①子育てを支援する生活環境の整備	・子どもが住みやすい住環境づくり **★公共施設や道路などの子育てバリアフリー環境の整備**
②子どもの安全・安心の確保	・子どもの交通安全を確保するための活動の推進 ・子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 ・有害環境から子どもを守る活動の推進 ・被害にあった子どもの支援の推進
①家庭教育の推進	・家庭教育の推進
②適切な情報提供の推進	・適切な情報提供の推進
③三層構造による子育て支援システムの推進	**★三層構造による子育て支援システムの強化**
①子どもたちの居場所・活動の場の充実	・子どもの居場所づくりの充実 ・様々な体験の機会の提供・充実
②子ども参加型のまちづくりの推進	・子ども参加型のまちづくりの推進
③青少年の就労支援	・青少年の就労支援

1．すべての子どもと家庭への支援

〔これまでの主な取組状況〕

地域児童館＊P. 113等の地域子育て支援拠点施設を開設するとともに、すべての公立保育所に子育て支援担当保育士を配置し、親子の居場所・交流の場や学習機会の提供、育児相談、親子育てグループの活動支援などに取り組んでいるほか、私立保育所や幼稚園でも園庭開放や育児相談などを行い、地域における子育て家庭への支援に取り組んでいます。

母子の健康づくりについては、妊娠期からの早期支援や10か月児健診の開始、家庭訪問事業など充実に努めるとともに、阪神北広域こども急病センターや関係機関と連携し小児救急医療体制の確保・充実に努めています。また、「たからづか食育推進計画」に基づき、食育の推進に取り組んでいます。

配慮が必要な子どもと家庭への支援については、関係課・機関の連携により、乳幼児健診から相談、発達支援、療育へとつないでいく体制を強化しました。また、ひとり親家庭等に対する支援の実施、「配偶者等からの暴力対策基本計画」の策定及び同計画に基づく施策の実施、児童虐待防止に向けた相談体制の充実、24時間体制での子どもの悩みの電話相談等に取り組んでいます。

経済的な支援については、乳幼児等の医療費負担無料化の対象を拡充しました。

〔基礎調査の結果〕

・子育てが楽しい、宝塚市は子育てがしやすいと思う人が増えています。

・就学前児童の保護者の8.1%が児童虐待と思われる行為をした経験を持っています。

◆子育ては、楽しいですか。

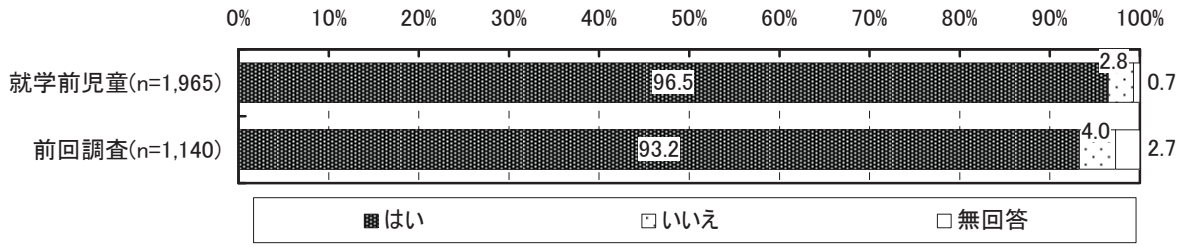

資料：子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査（平成25年（2013年）10月）

◆宝塚市は子育てがしやすいまちと思いますか。

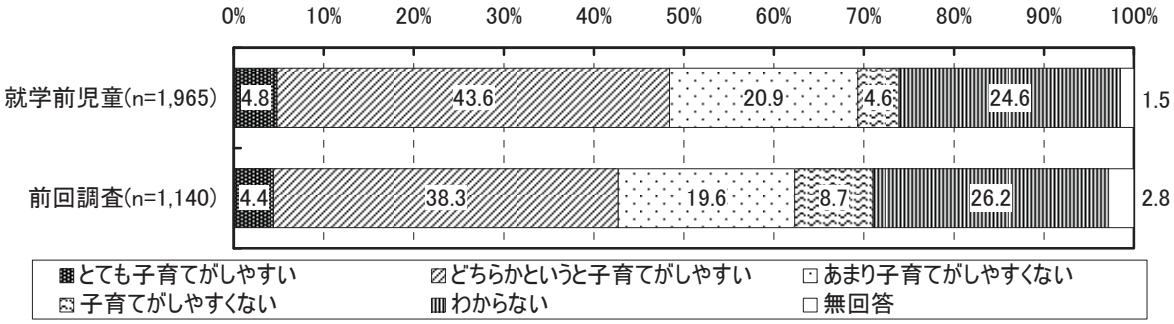

◆あなたは、身近な子どもに対して、児童虐待と思われる行為をした経験、もしくはしそうになった経験がありますか。

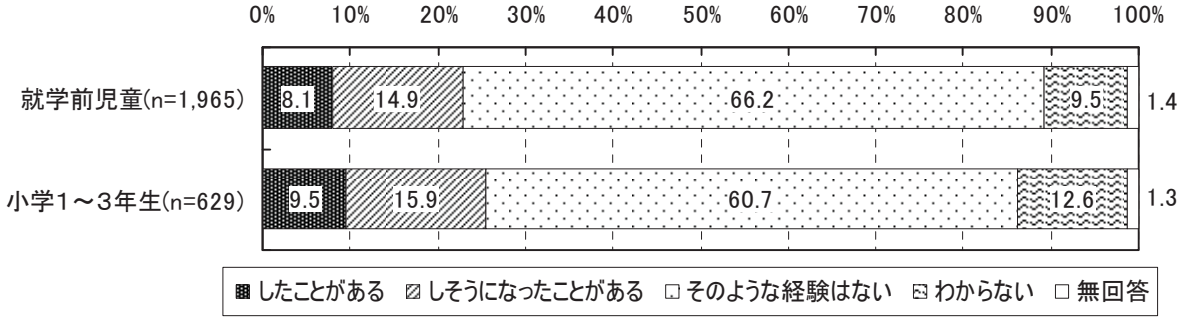

資料：子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査（平成25年（2013年）10月）

〔今後の課題〕

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、地域子ども・子育て支援事業*P.114として地域子育て支援拠点事業や子育て短期支援事業（ショートステイ事業）など、引き続き実施に努めるとともに、支援を必要とする子どもと家庭の早期発見・対応の強化、発達に遅れのある子どもや児童虐待への対応など対象者の増加に伴う支援体制の充実に引き続き努めていく必要があります。

地域子育て支援拠点施設「子ども家庭支援センターきらきらひろば」の様子

施策の方向性

①すべての子どもと家庭に対する子育て支援の展開

中学校区を基本として子育て支援拠点の充実を図るとともに、地域の資源を活用して身近なところで集える場の拡充等、地域における子育て家庭の支援を充実していきます。

また、地域のなかでお互いに助けあい子どもを預かるファミリーサポート事業や保護者の宿泊を伴うような緊急的な理由（出産、冠婚葬祭等）で預かりを行うショートステイ事業を実施し、子育て家庭の不安、負担の軽減を図っていきます。

主な推進施策
・子育て支援拠点の充実

②子どもや母親の健康の確保

妊娠期、出産、育児期における切れ目のない支援体制づくりとして、妊娠届出の際の情報提供や医療機関との連携により、妊娠期に相談しやすい支援体制づくりに努めます。また、出産後の訪問事業・相談事業・家事援助の充実、関係機関との連携を強化し、乳幼児健診の機能についての評価方法や発達障がいの早期発見・早期支援への取組を検討します。さらに母子保健事業全体を評価する取組について検討します。小児医療対策については、近隣市との広域連携により運営する「阪神北広域こども急病センター」など、夜間休日の初期小児救急医療体制の確保に引き続き努めます。

思春期における喫煙・飲酒・性については、引き続き、学校や関係機関と連携を図りながら正しい知識の普及に努めます。また、よりよい食習慣の確立のため、食や子どもの健康づくりにかかわる関係機関・団体、地域の連携のもとに、食育を推進します。

また、地域で活動されている健康づくり推進員*P. 113、まちづくり協議会*P. 115、子育てサークル、民生委員・児童委員等に母子保健情報を提供し、子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりを推進します。

さらに、妊娠期からの児童虐待予防を目指し、子どもの育てにくさを感じる親のサインを受け止め、寄り添い支援するための支援者の資質向上に努めます。

主な推進施策
・切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策の推進 ・学童期・思春期保健対策の充実 ・子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進 ・夜間・休日の初期小児医療体制の確保 ・食育の推進

取組の一例

切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策の推進

- 産科や小児科医療機関との連絡会議等において、現状の母子保健情報を提供し、連携体制を強化します。
- 各市町において実施する乳幼児健診について情報収集し、子どもの疾病や発達、家庭に対する子育て支援の必要性を評価し、早期に相談に応じ支援につなげるなど、乳幼児健診の機能について質的な評価方法を研究します。
- 現状の母子保健管理システムから、母子保健情報を一元化できるシステムに更新し、母子保健事業全体を評価する体制を整備します。

学童期・思春期における命を大切にする取組の推進

- 児童生徒が、生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けるため、道徳教育を推進します。
- 中学生を対象に「赤ちゃん学校訪問」や産婦人科医や宝塚市助産師会による命の授業等を推進し、命の尊さや思いやりの心を育みます。
- 特別支援を要する子どもについて、年１回「教育と福祉の連携会議」を開催し、状況の把握と情報の共有を図り、支援や手立てについて連携し対応します。
- 小学３年生から中学３年生を対象に、毎年、年度当初に心理教育とリラクゼーション体験、「こころとからだのアンケート」を実施し、何かが起こる前に、迅速に対応します。また、子どもが気にかかっていることや困っていることを話せるような担任等との関係づくりに生かします。
- 小中学生を対象に、思春期教育の媒体となる妊婦体験ジャケットや赤ちゃん人形を活用した啓発を積極的に行います。また、性感染症、ライフプランの中での望ましい妊娠・出産のあり方、やせ、肥満、月経周期、子宮がん検診等、女性特有の健康づくりの啓発に努めます。

子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進

- 地域で活動する関係機関・団体に対して、母子保健情報を提供し、連携支援体制を推進します。

③配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実

発達の遅れや障がいのある子どもが住み慣れた地域で暮らしていけるよう、保健・医療・福祉・教育等の連携のもと、相談支援から療育、障がい児保育、就学指導、生活支援、将来の就労支援へつないでいく支援体制の充実に努めます。

また、ひとり親家庭を対象とした相談支援や就労促進、経済的支援などの取組を進めるとともに、外国人家庭に対する相談事業等を引き続き実施し、課題を抱える子どもや家庭へのセーフティネットの構築を目指します。

児童虐待の防止については、「要保護児童対策地域協議会＊P. 115」など関係機関によるネットワークを通じて、発生予防から早期発見、早期対応、保護、支援、アフターケアに至るまで、切れ目のない総合的支援に努めます。また、ＤＶの防止については、「配偶者等からの暴力対策基本計画」に基づき、ＤＶの防止と被害者支援を推進していきます。

生活困窮家庭の子どもに対しては、いわゆる「貧困の連鎖」を断ち切るため、例えば学校での地域と連携した学習支援等の取組を引き続き実施します。

主な推進施策（☆は重点施策）
☆障がいや発達に遅れのある子どもと家庭への支援の充実
・ひとり親家庭等への支援
☆児童虐待防止施策の充実

取組の一例

発達障がいに関する早期発見・早期支援、相談支援体制の構築

- 発達障がいの早期発見・早期支援を目的に５歳児を対象とした相談事業の実施を検討します。また、事業を通して関係機関との支援体制の構築を図ります。
- 乳幼児健診対象者へ発達に関する啓発ちらしを配布し、保護者の意識を高めることで、早期相談につながるよう取り組みます。

障がいのある児童をすべて対象とした障害児相談支援、保育所等訪問支援の実施

- 子ども発達支援センターにおいて、障がい児が通所支援や福祉サービスを利用する際に児童の発達や家庭環境に応じた適切な利用計画を相談支援専門員が作成する障害児相談支援を実施します。また、障がい児が在籍する保育所等へ訪問支援員が訪問し、集団生活の適応のための支援を行う保育所等訪問支援を実施します。
- 子ども発達支援センターにおいて、障がいのある児童すべてに対応できるように研修を受講し、職員のスキルアップを図ります。

取組の一例
児童虐待予防のための親支援プログラムの実施 ・　ペアレントトレーニング（コモンセンス・ペアレンティング）*P. 115の講座を継続して実施するとともに、状況によっては個別に対応します。また、他の親支援プログラムの実施についても研究します。 **乳幼児健診未受診児に対する調査体制の強化** ・　民生委員・児童委員、保健師による家庭訪問で、不在等により状況が把握できない子どもについて、要保護児童対策地域協議会*P. 115等で状況把握ができる仕組みづくりを検討します。 **児童虐待に関する早期発見・早期対応のための相談支援体制の強化** ・　引き続き研修等の活用により、相談員等の個々の職員の資質向上を図るとともに、専門知識を持った職員の継続的配置に努めます。 ・　増大するケースに対し、個々に適切に対応できるよう、引き続き体制の強化を検討します。

※母子保健計画として定める「②子どもや母親の健康の確保」及び「③配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実」に係る課題及び目標値については、５６～５７ページに記載しています。

④経済的な支援

子育て家庭の負担軽減に向けて、乳幼児等医療費助成など、経済的支援の充実に引き続き努めます。

主な推進施策
・経済的な支援

取組の一例
乳幼児等医療費助成事業 ・　０歳児から中学３年生（１歳児以上は所得制限有り）までの医療費を助成します。 **児童手当事業** ・　家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的に、児童を養育している者に児童手当を支給します。 **ファミリーサポート助成事業** ・　ひとり親家庭等経済的困難を抱える家庭のファミリーサポートを利用する費用の一部助成を行い保護者の負担軽減を図ります。

2．子育てと仕事の両立支援

〔これまでの主な取組状況〕

男女共同参画、母子保健などの施策を通じて、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現や女性が働きやすい環境づくり、男女がともに担う子育てなどの意識啓発や学習機会の提供を市内企業に対しても実施するとともに、女性のための相談や支援を行っています。

幼児期の教育・保育事業については、保育所待機児童の解消を図るため、私立保育所の誘致・整備を計画的に進め、定員拡充に努めています。また、国や県の基準を上回る保育所職員の加配など保育内容の充実を図るとともに、休日保育などの充実にも努めています。

放課後児童対策については、市内全小学校に地域児童育成会＊P. 114を設置し、定員の拡充や大規模育成会の分割など支援する環境の整備、開設時間の延長などを進めています。

〔基礎調査の結果〕

・働く意向を持つ母親の増加に伴い、保育所や地域児童育成会へのニーズが高い状況です。

◆今後、働きたいと思いますか。《母親》

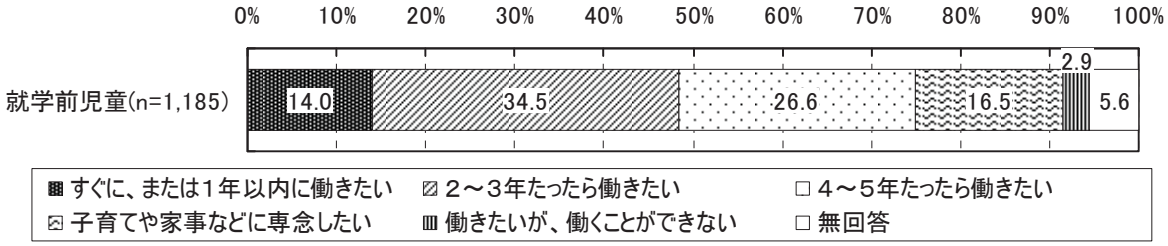

◆あて名のお子さんの平日の保育所、幼稚園などの利用状況についてお答えください。

◆あて名のお子さんの教育・保育サービスなどの利用希望についてお答えください。

	3歳になるまで		3歳になってから小学校に入るまで	
	利用状況 (n=992)	利用希望 (n=992)	利用状況 (n=963)	利用希望 (n=1, 965)
認可保育所	24. 7%	49. 5%	26. 6%	34. 9%
認定こども園	2. 1%	18. 8%	3. 6%	11. 4%
市指定保育所	6. 1%	15. 2%	2. 6%	7. 3%
幼稚園	1. 7%	—	56. 3%	62. 6%
幼稚園の預かり保育	0. 4%	—	15. 5%	38. 6%

資料：子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査（平成25年（2013年）10月）

◆あて名のお子さんについて、小学校低学年（１～３年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

◆小学４年生以降の放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

	小学１～３年生の間		小学４年生以降	
	就学前児童 (n=1, 965)	小学１～３年生 (n=629)	就学前児童 (n=1, 965)	小学１～３年生 (n=629)
自宅	57. 2%	65. 0%	41. 7%	41. 8%
祖父母などの親族や近所の人、友人・知人などの家	33. 5%	36. 4%	19. 8%	19. 7%
学校のクラブ活動	―	―	32. 3%	25. 6%
学習塾や習い事	42. 2%	50. 7%	38. 7%	37. 2%
児童館(子ども館、出前児童館を含む)	26. 5%	29. 4%	12. 4%	12. 4%
地域児童育成会	33. 1%	28. 5%	19. 7%	22. 9%
放課後子ども教室	33. 6%	29. 6%	14. 2%	16. 9%
ファミリーサポートセンター	3. 0%	1. 9%	1. 1%	0. 6%
発達に支援が必要な子どものための通所施設	1. 7%	2. 2%	1. 1%	1. 1%
その他	2. 5%	7. 6%	1. 7%	3. 7%
無回答	2. 2%	2. 1%	3. 5%	9. 4%

◆お住まいの地域の子育て環境について、日頃どのようにお感じですか。

〔保育サービスが充実している〕

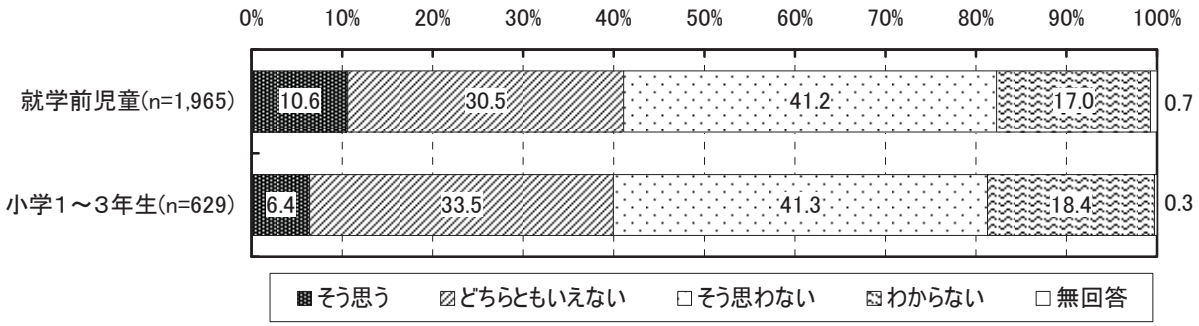

資料：子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査（平成25年（2013年）10月）

〔今後の課題〕

本市では、平成25年度(2013年度)に「宝塚市保育所待機児童解消計画」を策定し、平成27年(2015年)４月までに待機児童解消を目指していますが、保護者の働き方の変化等に伴い保育需要は今後とも高い水準を維持するものと考えられます。

このため、男女ともに子育てと仕事の両立が可能な社会と職場環境づくりへの取組と併せて、子ども・子育て支援新制度に基づき質・量ともさらに充実した保育施策の実施に引き続き努めていく必要があります。

施策の方向性

①雇用環境の整備促進

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の考え方を職場に浸透させ、男女がともに子育てと仕事の両立が可能な職場環境づくりを推進するよう、企業に対して啓発を推進していきます。また、雇用主として本市が策定する「宝塚市特定事業主行動計画＊P. 114」に定められた目標を達成するよう努めます。

主な推進施策
・企業等への啓発の推進

②男女がともに仕事や家庭・地域生活に参画できる社会の促進

男女がともに性別にとらわれることなく、多様な生き方ができる男女共同参画社会の考え方に基づいた取組を進め、誰もが仕事や家庭・地域生活に参画できる社会の実現を目指します。

主な推進施策
・男女の家庭責任と就業との両立支援の推進

③多様な保育施策の充実

子ども・子育て支援新制度に基づく事業へ円滑な移行を図るとともに、認可保育所や地域型保育事業＊P. 114の誘致整備など待機児童を発生させない供給体制の確保、保育水準の維持向上、一層の保育内容の充実に努めます。

また、保護者の生活実態やニーズを踏まえた多様な保育需要に対応し、子どもの育ち、親の育ちを保障するため、公私立保育所の連携を深め役割を明確にしながら、限られた財源を有効に活用した保育所運営を目指すとともに、病児・病後児保育、休日保育、一時預かり事業などの充実に努めます。

主な推進施策（☆は重点施策）
☆保育所待機児童の解消
・保育内容の充実
・子育て支援事業の充実

取組の一例
子ども・子育て支援事業計画に基づく保育ニーズに対応した受け入れ枠の確保 ・　私立幼稚園の認定こども園化及び私立幼稚園を連携施設*P. 115とした小規模保育事業所Ａ型*P. 113の整備等の方策により、保育ニーズに対応した受け入れ枠の確保を図ります。 **利用者支援（保育コンシェルジュ）の実施** ・　保護者のニーズに合った施設等の紹介や利用方法の情報提供などを行い、きめ細やかな利用支援を行います。 **幼稚園・保育所等における一時保育の推進** ・　引き続き幼稚園や保育所、認定こども園*P. 114による一時預かり等を実施し、ニーズに応じて定員枠の拡充を図ります。

④放課後児童対策の充実

地域児童育成会*P. 114について、支援環境の整備や支援内容の充実、待機児童の生じている小学校区の解消等に努めていきます。また、国の「放課後子ども総合プラン*P. 115」に基づき、放課後児童クラブ（地域児童育成会など）と放課後子ども教室*P. 115を連携して実施するなど放課後対策を総合的に推進します。

主な推進施策（☆は重点施策）
☆地域児童育成会待機児童の解消 ・地域児童育成会等の支援内容の充実

取組の一例
地域児童育成会等における対象の拡大（小学６年生まで） ・　全小学校区で小学６年生までのニーズに対して、平成31年度(2019年度)までに確保策を講じます。

3．教育環境の整備

〔これまでの主な取組状況〕

「宝塚市教育振興基本計画」に基づき、学校教育、社会教育、幼児教育の推進・充実に努めており、学校教育に関しては平成23年度（2011年度）よりスクールソーシャルワーカー*P. 114を配置し、学校や家庭及び関係機関との連携、並びに学校園における問題解決のための校内支援体制の強化を進めることで信頼される学校園づくりに努めています。また、読書活動の推進や地域人材による教育活動、部活動などを通じて子どもたちの豊かな心の育成を図っています。学校支援地域本部事業による学校支援ボランティアを中心に地域と学校との連携を図り、問題行動を繰り返す子どもたちの登下校の見守りや、図書整理や技術・家庭などの教科指導の補助など、地域の様々な人々がかかわりながら教育を進めています。

社会教育については、公民館におけるサマースクールや図書館を中心とする読書活動の推進、スポーツ振興などを図っています。幼児教育については各幼稚園で特色ある教育活動を進めるとともに、保育所、小・中学校との交流を進めています。また、平成24年度(2012年度)より公立幼稚園において預かり保育を実施し、保護者への子育て支援に努めています。

子どもの人権擁護については、第三者機関を設置し、専門相談窓口を開設したほか、不登校の子どもの早期発見・対応、引きこもりに悩む当事者・保護者のための居場所づくりなどの取組を進めています。

〔基礎調査の結果〕

・幼児期からの教育への関心が高い状況です。

・子どもの教育に関して悩んだり気にしたりする人が多くみられます。

◆教育・保育サービスなどを利用したい理由は何ですか。

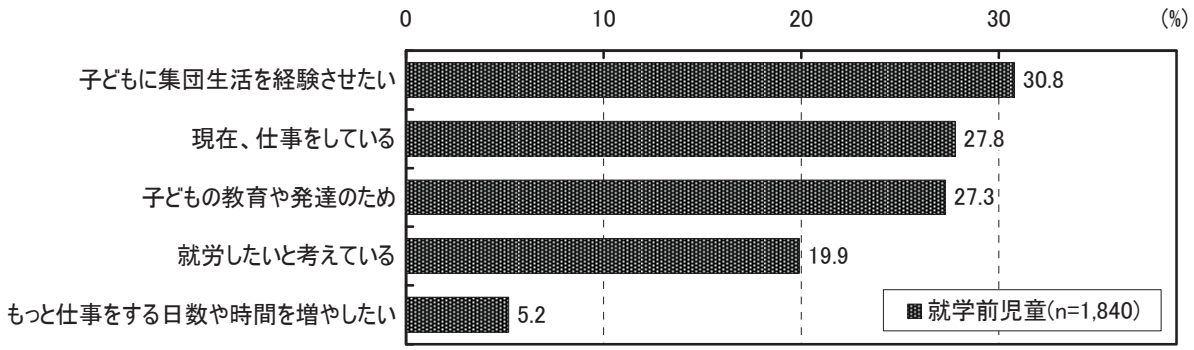

資料：子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査（平成25年（2013年）10月）

◆子育てに関して、不安や負担を感じることはどのようなことですか。

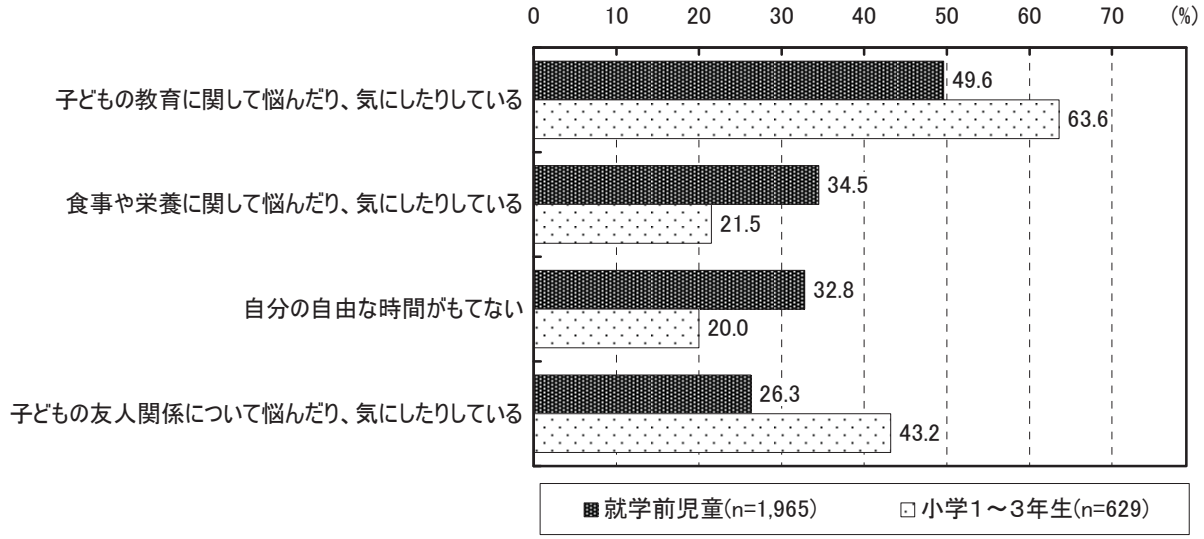

◆お住まいの地域の子育て環境について、日頃どのようにお感じですか。

〔教育環境が充実している〕

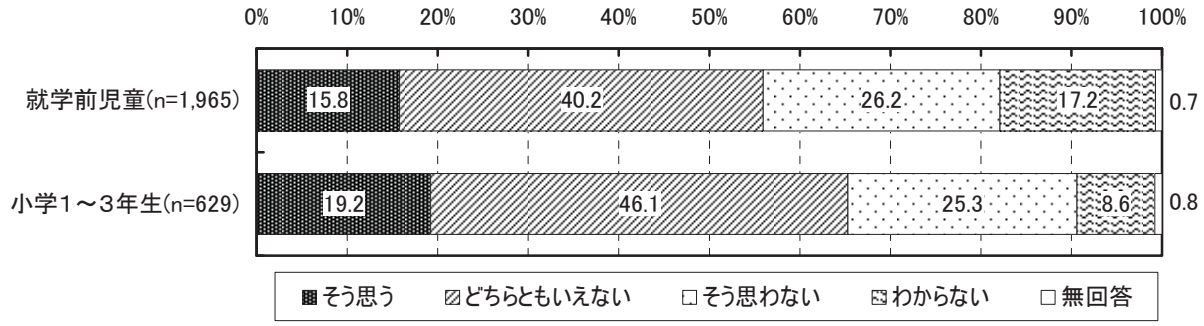

資料：子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査（平成25年（2013年）10月）

〔今後の課題〕

学校教育については地域の教育力の積極的な導入を図り、地域に開かれ信頼される学校園づくりを引き続き進めていくとともに、保幼小中の異年齢の子どもの交流、校種間の円滑な連携を図っていくことが必要です。

また、学校への復帰が困難な子どもが増えていることなどから、いじめや不登校に関しては、子どもの最善の利益確保を基本として救済・立ち直り支援を推進していくこと、また市民、教職員等のさらなる理解促進を図っていくことなどが求められます。

施策の方向性

①学校教育の充実

次代の担い手である子どもが個性豊かに、主体的に生きることができるよう、「宝塚市教育振興基本計画」に基づき、学校教育の充実に努めます。

豊かな心の育成を図るため、人権尊重の精神や生命に対する畏敬の念を具体的な生活の中に生かせるよう、次世代育成の視点も踏まえながら、授業の充実や様々な体験活動の推進に取り組みます。

また、信頼される学校園づくりのため、地域と学校園との連携・協力を図っていくとともに、学校評価・学校評議員制度の充実など開かれた学校園づくりに努めます。

主な推進施策
・豊かな心の育成 ・信頼される学校園づくり

取組の一例
将来親となる子どもの親性の育成 ・　中学生が赤ちゃんとその保護者と触れ合う取組を引き続き実施するとともに、全中学校での実施に努めます。 **自校炊飯未実施校における炊飯設備の整備** ・　炊きたてのおいしい米飯給食の提供と食育の推進を目的とした自校炊飯を、平成28年度(2016年度)までに全小中学校・特別支援学校37校で実施します。

「赤ちゃん学校へ行こう！」の様子

②社会教育の推進

市民一人一人がともに生きる喜びが実感できる地域社会を目指し、学習の成果を生かし深める実践の場として、子育て学習や地域スポーツクラブ活動、ＰＴＡ（育友会）、地域コミュニティ活動などへの主体的な参加を促進していきます。

また、公民館や図書館などを拠点とした各種講座の開催、世代間交流の機会の提供、これらの事業・活動をサポートする人材の育成等に努めます。

主な推進施策
・社会教育の推進

③幼児教育の充実

幼児教育の質の向上に向け、地域の実情に合わせて各施設の特色を生かした教育活動の推進、教育環境や子育て支援の充実を図ります。

公私立ともに幼稚園・保育所・認定こども園*P. 114について、研修の充実を図ります。また、相互の連携により、小学校入学後の生活や学習に円滑につながるような取組を推進するため、小学校、中学校等との連携の強化に努めます。

主な推進施策
・幼児教育の充実

取組の一例

公立幼稚園における３年保育の実施

・　宝塚市幼稚園教育審議会での審議等を踏まえ、３年保育の実施について検討します。

幼稚園と保育所等における連携の推進

・　公立の幼稚園・保育所の園長等で構成する幼稚園・保育所連携協議会において、先進地視察なども含めた合同研修を行い就学前教育の充実に向けた共通カリキュラムの作成に取り組みます。また、現在個々に行っている幼稚園と保育所の２者交流及び小学校との３者交流を継続して実施します。

幼稚園・保育所等と小中学校との連携の推進

・　幼稚園・保育所連携協議会において、幼稚園・保育所等と小学校との滑らかな接続を目指したアプローチカリキュラムの作成等について検討を進めるなど、さらなる連携の推進を図ります。

④男女平等教育の推進

男女が互いに尊重しあい、対等に生きることの大切さを考える取組を進めるため、学校教育における男女平等教育の推進、教職員研修の充実、啓発資料の活用等の取組を推進します。

主な推進施策
・男女平等教育の推進

⑤子どもの人権擁護の推進

子どもたちの健全な育成を支援するため、子どもたちの非行防止と早期立ち直りのための施策の充実に努めます。また、子どものいじめや不登校からの立ち直りを支援するためのサポートやカウンセリング、保護者への助言等、学校や関係機関とのきめ細やかな連携による支援のほか、不登校やひきこもりに悩む当事者とその保護者の居場所づくりなどを進めます。

これらとともに、子どもの最善の利益の保障を目指し、子どもの人権擁護と人権侵害が生じた際の相談支援、救済体制の整備を進めます。

主な推進施策（☆は重点施策）
☆子どもの権利全体にかかる救済、立ち直りのための支援の推進
・いじめ・不登校・ひきこもりなどへの対応
・子どもの健全育成の実施

取組の一例

子どもの権利全体にかかる救済、立ち直りのための支援

・　子どもの権利の尊重と確保の取組をより一層推進するために、子どもに寄り添い、子どもの立場に立った、公平・中立で独立性と専門性のある第三者機関として子どもの権利サポート委員会を設置し、子どもへの権利侵害に対して迅速に対応し、子どもの最善の利益の保障を図ります。

いじめ防止対策の推進

・　いじめ防止対策推進法に基づき、各学校においていじめ防止基本方針を策定し、総合的かつ効果的ないじめの防止、早期発見、対処のための対策を推進します。

不登校からの立ち直り支援の充実

・　別室登校している不登校傾向の生徒への支援を充実します。

４．安全・安心の環境づくり

〔これまでの主な取組状況〕

子育てを支援する環境づくりの一環として、授乳やおむつ替えを行える「赤ちゃんの駅」の設置を進めており、約100カ所となりました。また、路線バスの低床化や歩車道の段差解消及び歩道の連続した段差解消、市営住宅におけるひとり親世帯、子育て世帯の優先募集等を実施しています。

子どもの安全・安心の確保に向けて、アトム防犯グループやアトム１１０番連絡所などの地域の住民、事業者等の協力による子どもの見守りや安心メールの配信（防災情報は５言語配信）、交通安全教室の開催など、防犯、交通安全に関する取組を進めています。また、子ども自身が暴力から身を守るための学習機会を提供したり、事故や被害にあった子どもや保護者の心のケアを行っています。

〔基礎調査の結果〕

・公共施設や道路の子育てバリアフリー化について評価が低い状況です。

・犯罪・事故から守る取組の充実を望む声が多くみられます。

◆お住まいの地域の子育て環境について、日頃どのようにお感じですか。

〔公共施設や道路が子育てに配慮されている〕

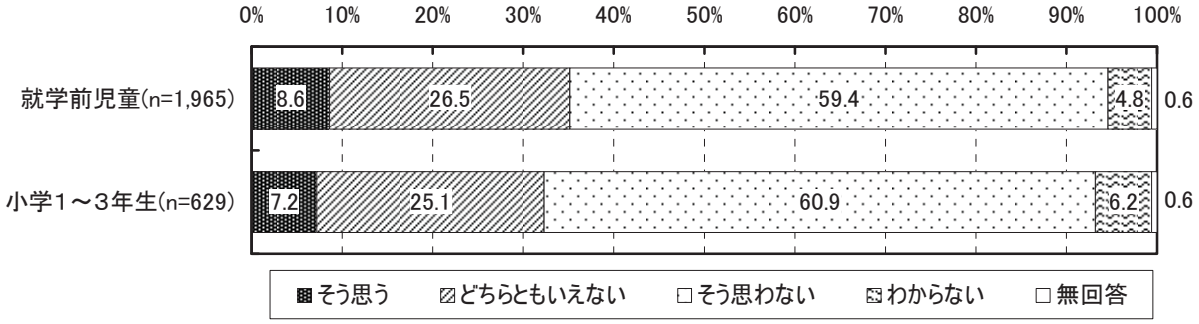

〔子どもに対する犯罪や事故が少ない〕

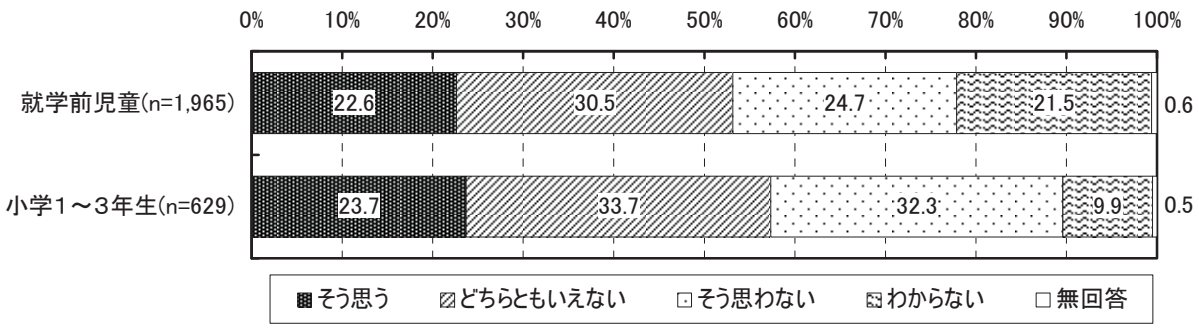

資料：子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査（平成25年（2013年）10月）

◆子育て支援において、必要と思われるものすべてに○をつけてください。

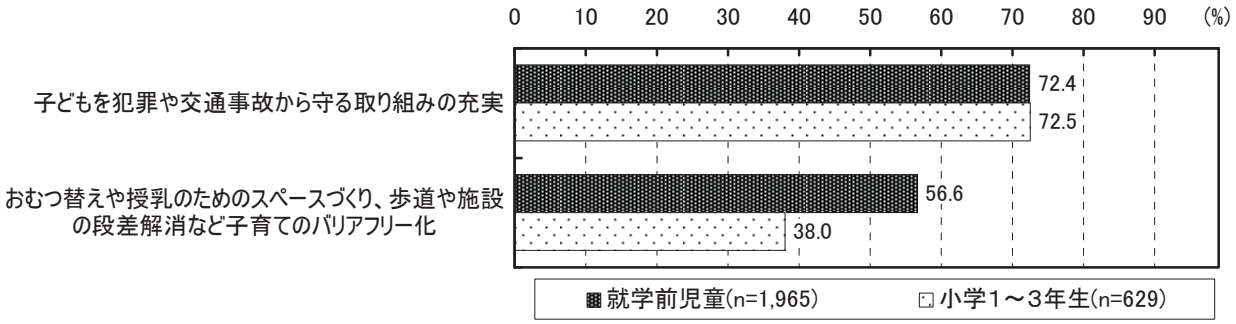

資料：子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査（平成25年（2013年）10月）

〔今後の課題〕

公共施設や道路については、さらに子育てへの配慮が必要であり、今後とも子育てしやすい環境づくりを進めるとともに、防犯・交通安全についての啓発等により、地域をあげて子どもを事故や犯罪等から守る取組を進めていくことが必要です。

施策の方向性

①子育てを支援する生活環境の整備

ひとり親家庭などの子育て世代に対する住宅確保の支援を引き続き実施していきます。

また、外出時や子どもの遊び場において、子ども自身や子育て世代が安全・安心に過ごせるよう、授乳やおむつ交換のためのコーナーの設置、路線バスの低床化を引き続き推進するなど、子育てに配慮したまちづくりを進めるとともに、ベビーカーが利用しやすく、子どもが安心して通園・通学できる道路の整備を進めます。

主な推進施策（☆は重点施策）
・子どもが住みやすい住環境づくり
☆公共施設や道路などの子育てバリアフリー環境の整備

取組の一例
赤ちゃんの駅の設置箇所数の増加 ・　乳幼児を抱える保護者が、外出中に気軽に立ち寄り、授乳やおむつ交換ができる「赤ちゃんの駅」の箇所数の増加に引き続き取り組みます。 **公共施設等のバリアフリー化** ・　公共施設だけでなく、多数の人が利用する一定規模以上の民間施設の新築・改築の際は、県福祉のまちづくり条例に基づき、指導・要請を行うよう取り組みます。 **歩道の段差解消の推進** ・　市道については、歩道の端部に係る縁石の段差解消を終えたことから、今後は、歩行者が多い区間などを中心に優先順位を決めて、路線的な整備を行います。

市内店舗　赤ちゃんの駅

②子どもの安全・安心の確保

子ども自身が自分の身を自分で守るために何ができるかを子どもに伝え、情報やスキルを提供するとともに、登下校時の交通安全等を確保するための活動を推進します。

また、地域とより一層の防犯活動に力を入れ、子どもを犯罪被害から守るための活動を推進していきます。さらに、犯罪被害にあった子どもの支援体制の一層の充実・強化に努めていきます。

主な推進施策
・子どもの交通安全を確保するための活動の推進
・子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
・有害環境から子どもを守る活動の推進
・被害にあった子どもの支援の推進

取組の一例

学校園における交通安全教室、自転車教室の開催

・　現在開催している小・中学校での自転車教室、幼稚園・保育所への交通安全教室などをさらに充実させ、交通安全意識の向上を図ります。また、中学生への教室開催数を増やすことや高校生への交通安全啓発を図ります。

通学路の安全点検と対応

・　兵庫県、警察、市、教育委員会で構成する「通学路交通安全推進会議」において、各学校とＰＴＡ（育友会）、地域コミュニティとも連携を図りながら、通学路の安全確保を図ります。

青少年のインターネットの適切・安全・安心な利用に向けた普及啓発

・　各学校で警察等の関係機関による講演会を引き続き実施し、今後、児童生徒だけでなく、保護者への啓発も進めます。

・　携帯電話やスマートフォン、インターネットやラインなど、保護者や子どもたちが気をつけなければならないことをまとめたリーフレットを作成し、すべての保護者に配布し、啓発を行います。

幼児対象の交通安全教室の様子

自転車教室の様子

5．家庭や地域の子育て力・教育力の向上

〔これまでの主な取組状況〕

家庭教育については、子ども家庭支援センターや地域児童館*P. 113で、妊娠期から思春期までの子どもの成長過程別に講座を開催するなど、様々な施設でセミナー、講座等を開催しています。児童館では親のエンパワメント*P. 113を高める取組により、能動的な活動が生まれています。講座を修了した親が、自主的にグループをつくり活動をしたり、ボランティアとして児童館にかかわったりするなど、子育ての循環も見られるようになってきています。

子育てに関する情報提供では、子育て総合情報誌「たからばこ」を毎年発行するとともに多言語版も発行し、外国人家庭への情報提供を充実させたほか、子育てメールマガジンの配信や、子ども家庭支援センターや地域児童館等を通じたタイムリーな情報の提供を行っています。

本市では、小学校区単位、市内７ブロック*P. 113単位、全市域の三層構造により子育て支援システムの構築を目指しており、小学校区ではまちづくり協議会*P. 115や幼稚園、保育所で、市内７ブロック単位では地域児童館・子ども館*P. 113を核として支援事業が展開されています。児童館においては子育てについての相談や関係機関との調整をワンストップサービスで行えるよう、児童館職員が臨床心理士等の専門家から助言指導を受けて資質向上を図っています。また、全市域については子ども家庭支援センターを中心に情報提供、講座の開催、人材育成、関係機関等の連携・調整などを行っています。

〔基礎調査の結果〕

・地域で子育てを温かく見守る雰囲気があるとの回答が３割程度みられます。

◆お住まいの地域の子育て環境について、日頃どのようにお感じですか。

〔地域で子育てを温かく見守る雰囲気がある〕

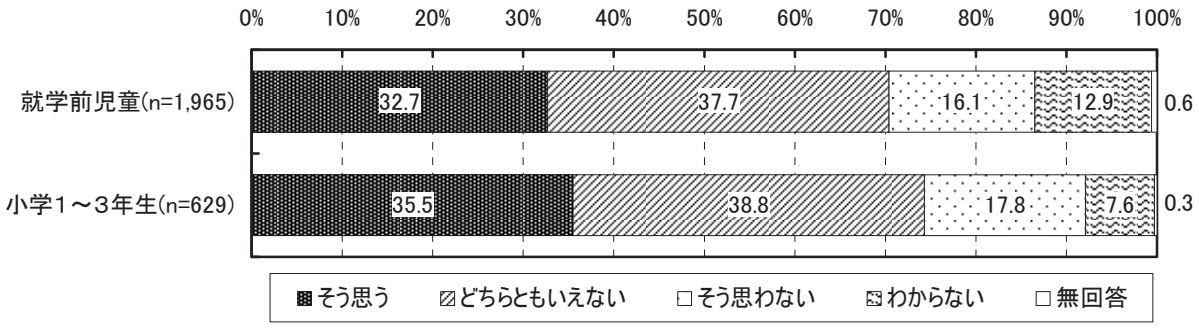

資料：子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査（平成25年（2013年）10月）

〔子育てに関する情報が豊富〕

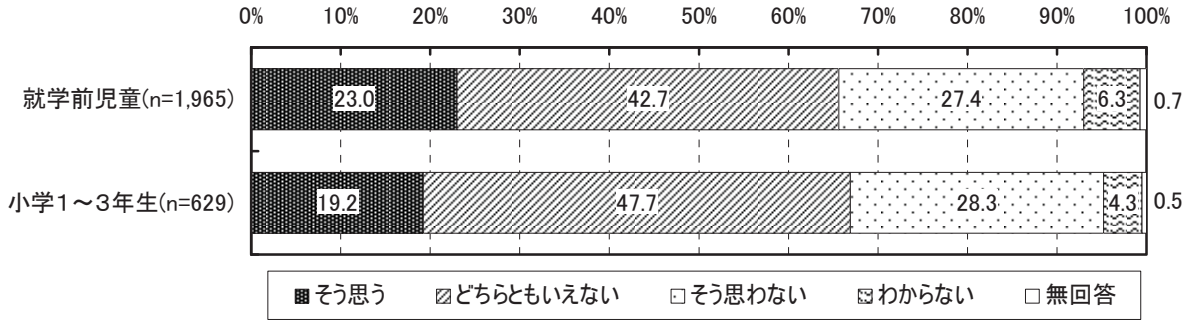

◆次のサービスについて知っていますか。また、これまでに利用（参加）したことはありますか。利用（参加）したことがある方は、満足度もお選びください。

就学前児童の保護者：サービスの周知度・利用(参加)状況（n=1,965）

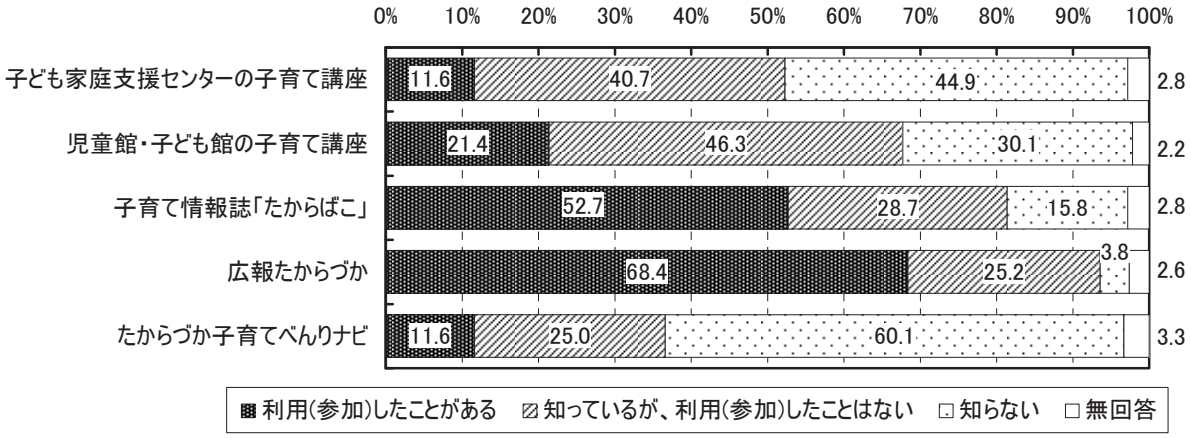

就学前児童の保護者：利用(参加)経験者の満足度

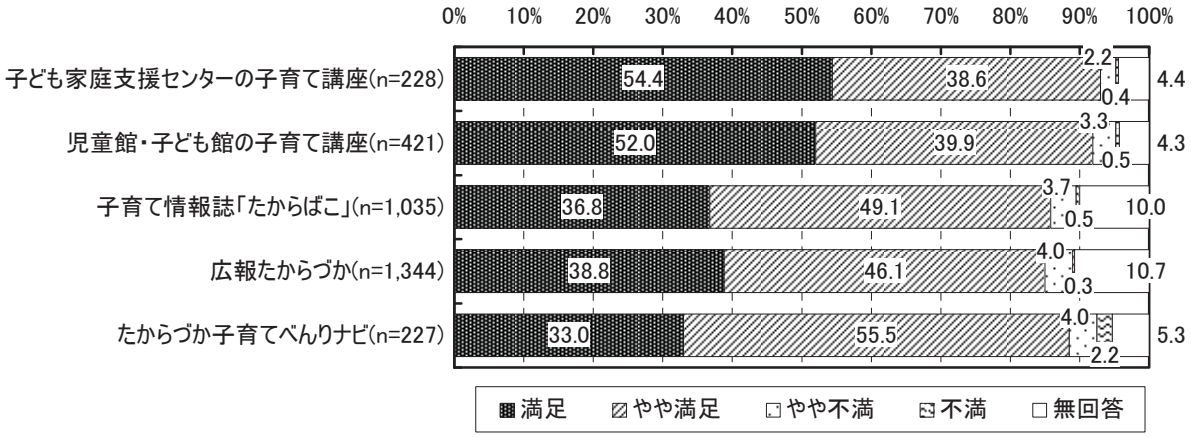

資料：子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査（平成25年（2013年）10月）

小学１～３年生の保護者：サービスの周知度・利用(参加)状況（n=629）

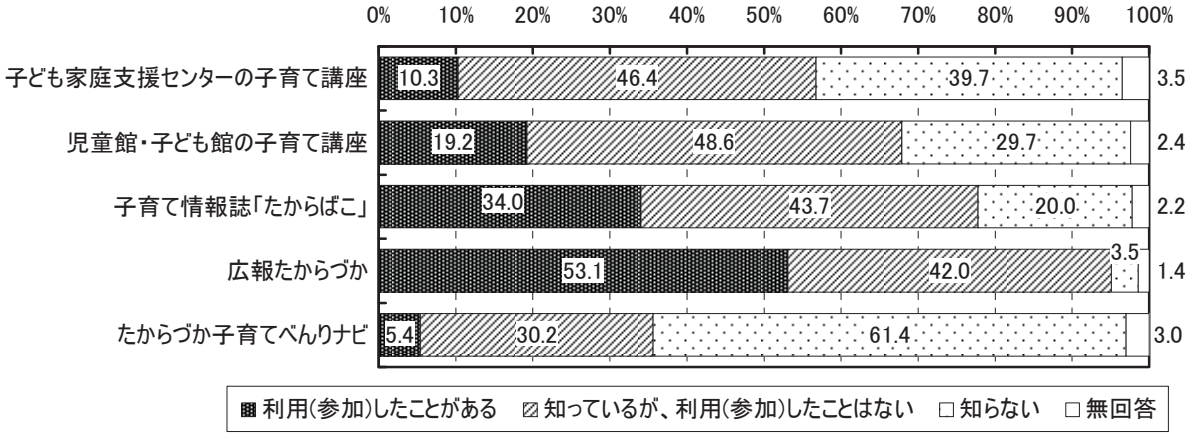

小学１～３年生の保護者：利用(参加)経験者の満足度

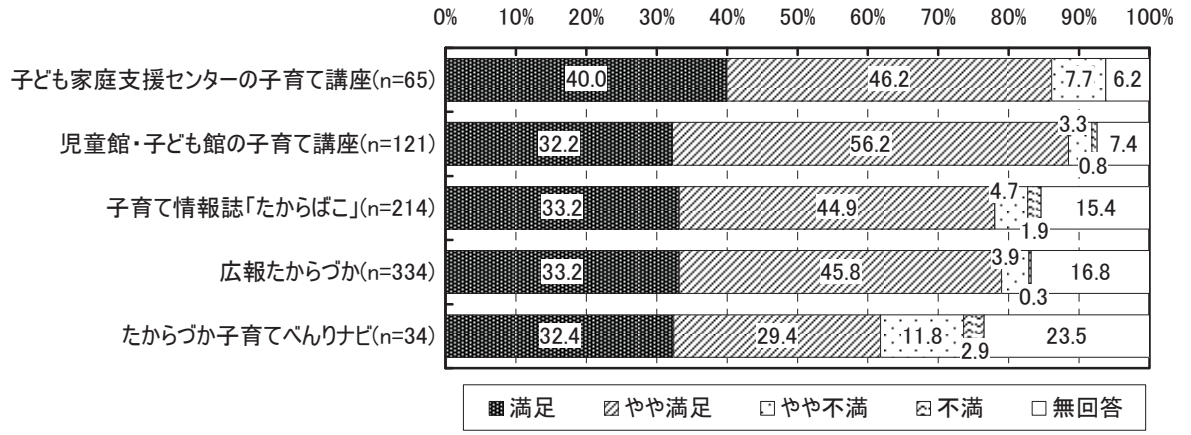

資料：子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査（平成25年（2013年）10月）

〔今後の課題〕

地域における子育て支援の機能強化や親育ちの推進に向けて取り組んでいく必要があります。また、引き続きより多くの市民へ必要とする情報を伝えていく必要があります。

施策の方向性

①家庭教育の推進

子どもの成長過程別の親学習の充実や地域の支援者のスキルアップ等、家庭における子育て力・教育力の向上に向けた取組を進めていきます。

主な推進施策
・家庭教育の推進

取組の一例

成長過程別親育ち講座の実施

・　妊娠期から概ね15歳（思春期）まで切れ目なく、子どもの発達（育ち）に添ったかかわり方を、講義やグループワークを通して学び、日々の子育てに生かせる講座を引き続き開催します。

子育て支援グループ活動の促進

・　地域における多様な子育て支援活動の推進及び子育て支援団体の育成を図り、子どもを地域社会全体で育て支えるために、自主的な子育て支援活動に取り組もうとする団体の活動を引き続き支援します。

育児経験の豊かな主婦など地域人材の効果的な活用

・　フレミラ宝塚内*P. 115きらきらひろばの運営を補助する「子育てサポーター制度」や地域児童館*P. 113での地域ボランティアを通して、引き続き協力していただけるように努めます。

・　TAKARAっ子いきいきスクール推進事業*P. 114やたからづか学校応援団*P. 114に協力いただき、各学校の授業や補習、実習の支援をしてもらうことで、引き続き児童生徒の学力や技能の向上に努めます。

・　公立幼稚園の一時預かりにおけるキッズサポーターとしての活用を進めます。

②適切な情報提供の推進

行政情報について市広報紙やホームページその他の方法により、市民が利用しやすいように、適切に提供・伝達します。また、民間の情報も含め、子どもの成長や子育て支援に関する情報を地域で共有していくための仕組みづくりを進めていきます。

主な推進施策
・適切な情報提供の推進

③三層構造による子育て支援システムの推進

すべての家庭を対象とする全市的な子育て支援の展開に当たって、「小学校区」「市内７ブロック*P. 113」「全市域」それぞれの取組を有機的につなげ、三層構造による子育て支援体制をより一層強化していきます。

一層目の小学校区単位としては、まちづくり協議会*P. 115等、市民や市民団体が主体となって地域の情報交流や相談が気軽にできる居場所づくりを進めるとともに、幼稚園や保育所が園庭開放や子育て相談を行うなど身近な地域での子育て支援を展開していきます。

二層目の市内７ブロック単位としては、地域児童館*P. 113や地域子育て支援センター等を核として様々な子育てネットワークを支援していくほか、児童厚生員が児童館のない小学校区へ出向く出前児童館事業、子育て支援ボランティアの育成・派遣、ブロック内の情報の一元的把握や提供に努めていきます。

また、２カ所の地域子育て支援センターは、武庫川右岸・左岸の拠点として、子育て講座の実施や情報発信、相談等により子育て家庭を支えるとともに、関係機関との連携及び調整を図りながら、地域の子育て支援機能の充実に向け取組を進めていきます。

三層目の全市域としては、子ども家庭支援センターが核となり、総合情報の提供、子育て支援のための人材養成、子育て支援サービスの調整等、総合マネジメントを展開するとともに、大型児童センターと連携し、児童館職員の資質向上のためのバックアップ体制を整えていきます。

主な推進施策（☆は重点施策）
☆三層構造による子育て支援システムの強化

取組の一例

地域児童館における関係機関との連携によるワンストップサービスに向けた機能強化

- 子育て支援コーディネート研究会等、引き続き研修の実施による児童館職員の資質の向上を図ります。
- 地域の多様な子育て支援の相互協力と連携・調整を図り、地域の子育てを総合的に支援するために、子育て支援コーディネーターの子ども館*P. 113への配置を検討します。

地域児童館と大型児童センターとの連携による各地域の子どもを切れ目なく支援するネットワークづくりの推進

- 各地域児童館・子ども館の館長等で構成する児童館ネットワーク会議の開催や各児童館の中高生タイム実施時における大型児童センター職員の派遣等の連携強化に努めており、引き続き連携強化を図ります。

三層構造による子育て支援・子どもの居場所の展開図

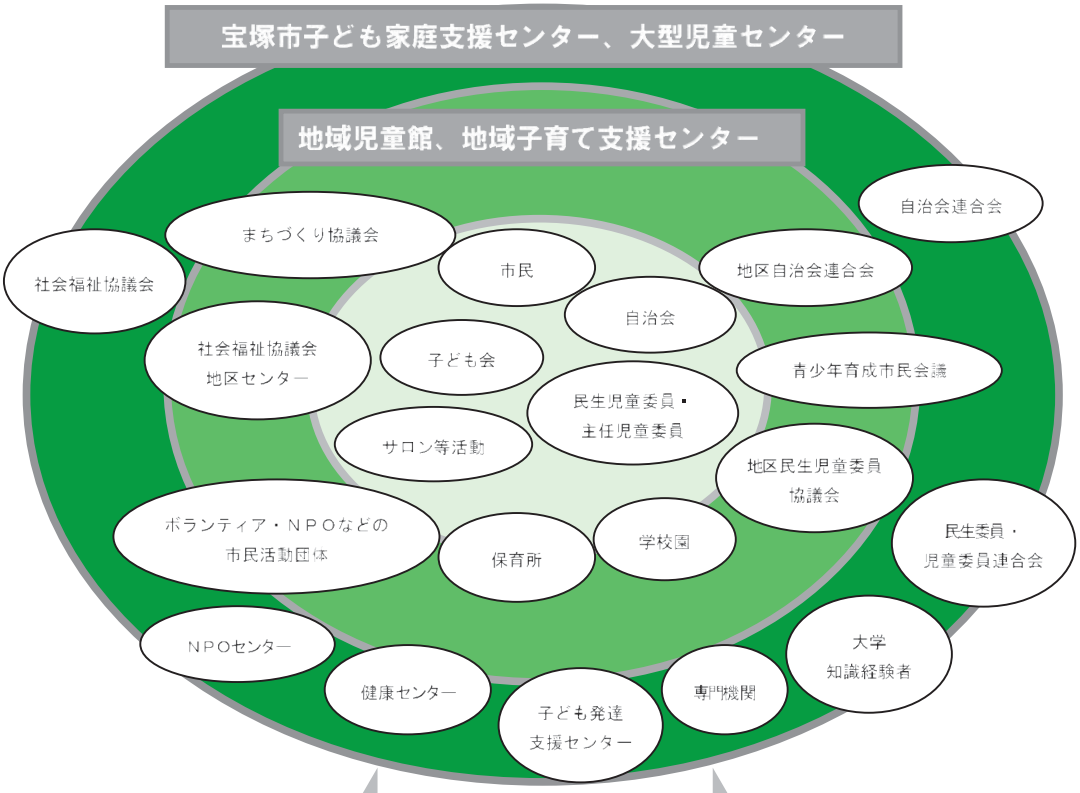

第一層　小学校区単位
主体　地域

地域が主体となり、または第二層と連携し、定期的な親子の仲間づくり・子どもの居場所、世代間交流、地域の子育て情報の提供、地域での子育て相談などを行う。また、ここで十分な支援ができない場合は、第二層・第三層につなぐ。

第二層　7ブロック単位
主体　地域児童館、地域子育て支援センター

地域児童館等が自ら主体となり、または第一層、第三層、他の機関・団体等と連携し、常設の親子の仲間づくり・子どもの居場所、世代間交流、出前児童館による地域での子育てサロンの支援、ブロック単位の子育て情報の提供、専門職の子育て相談など、地域の子育て総合支援を行う。また、ここで十分な支援ができない場合は、第三層につなぐ。

第三層　市全域
主体　子ども家庭支援センター、大型児童センター

子ども家庭支援センターが自ら主体となり、または第二層、他の機関・団体等と連携し、常設の親子交流・子どもの居場所、日常的な世代間交流、先駆的・実験的な支援策の展開、総合的な子育て情報の提供、様々な専門職の子育て相談、子育て支援に関わる人材の育成、支援者のスキルアップ、地域児童館のバックアップ支援といった、市全域の子育て総合支援を行う。

６．子どもの社会参加の促進

〔これまでの主な取組状況〕

子どもの居場所づくりの取組として、地域児童館・子ども館＊P. 113を開設するとともに、出前児童館事業の実施や、地域の住民・団体等の協力により放課後子ども教室＊P. 115を実施し、地域における子どもの居場所、学習・体験・交流機会を提供しています。また、中高生の居場所づくりの取組として、大型児童センターを開設するとともに、一部の児童館における開館時間の延長や地域との協働による中高生タイムを設けています。児童館においては、自然体験など趣向を凝らした様々な体験活動や子どもが企画したイベントを実施するなど、子どもの育つ力を育む取組を行っています。

子ども参加型のまちづくりの推進に関しては、子ども議会や子ども委員会を開催し、子どもの立場からさまざまな意見・提案を表明する機会を設けるとともに、子ども自身が企画するまちづくり体験の場としてミニたからづか事業を実施しています。

青少年の就労支援については、「若者しごと相談広場」（「ワークサポート宝塚」内）を設置し、専任の相談員による個別相談・指導を行っています。また、若者就労支援事業を実施し、若者の社会経験のための学習・訓練・実践的職場体験実習の場を提供しています。これら事業実施に当たっては、兵庫労働局（ハローワーク西宮）、関連ＮＰＯ法人等と協働して事業を実施しています。

〔基礎調査の結果〕

・遊び場の整備希望が高くみられます。

・体験活動などへの参加希望については高い関心が見られます。

◆お住まいの地域の子育て環境について、日頃どのようにお感じですか。

〔気軽に利用できる遊び場が整っている〕

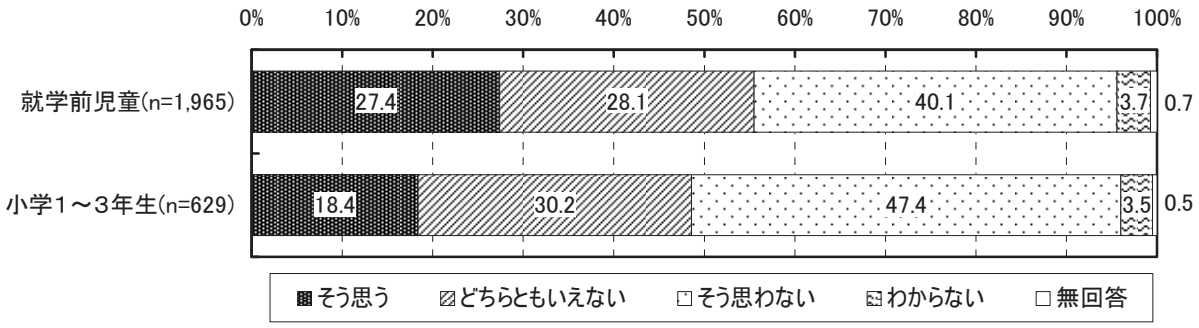

資料：子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査（平成25年（2013年）10月）

◆子育て支援において、必要と思われるものすべてに○をつけてください。

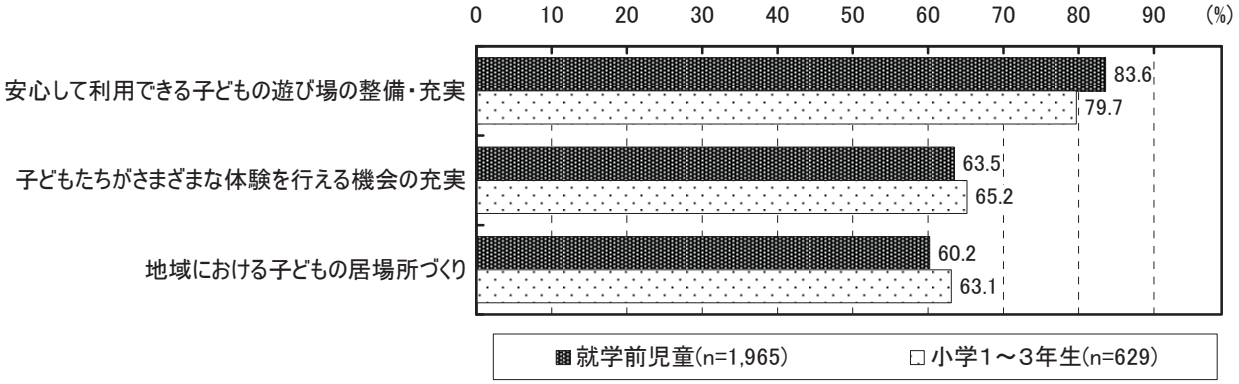

◆あなたが、宝塚市にしてもらいたいことは何ですか。

〔野外活動や自然体験ができる機会や場所を増やしてほしい〕

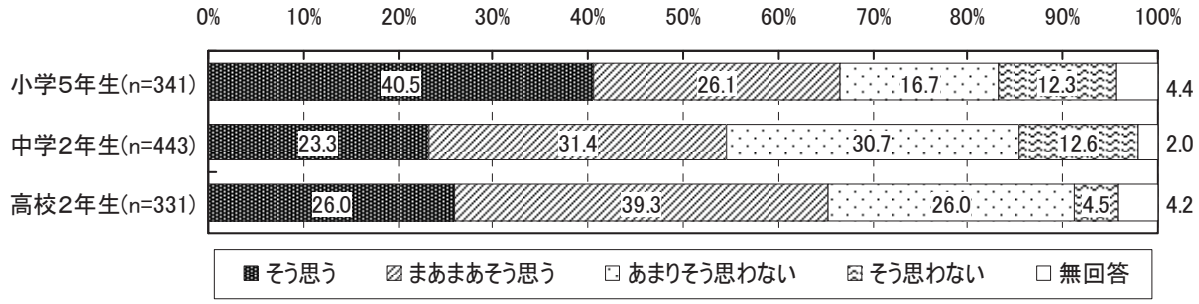

〔公民館・図書館・スポーツセンター・児童館など宝塚市の施設が使いやすいようにしてほしい〕

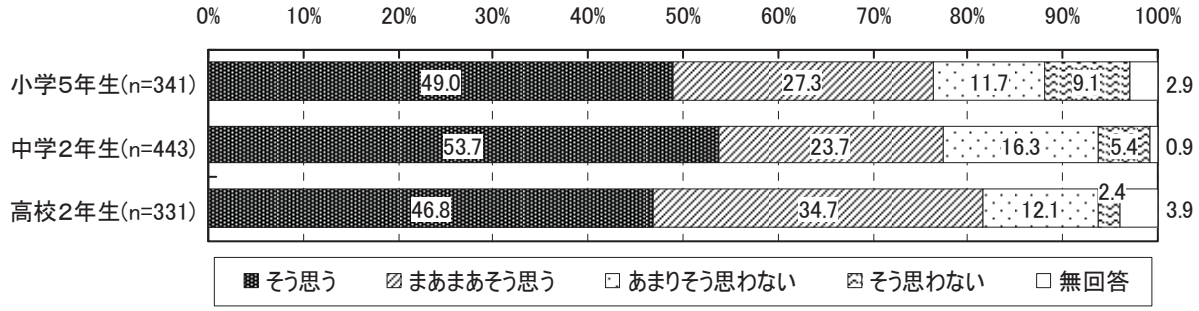

〔子どもの話や意見を聞くところをつくってほしい／子どもの意見を聞く機会をつくってほしい〕

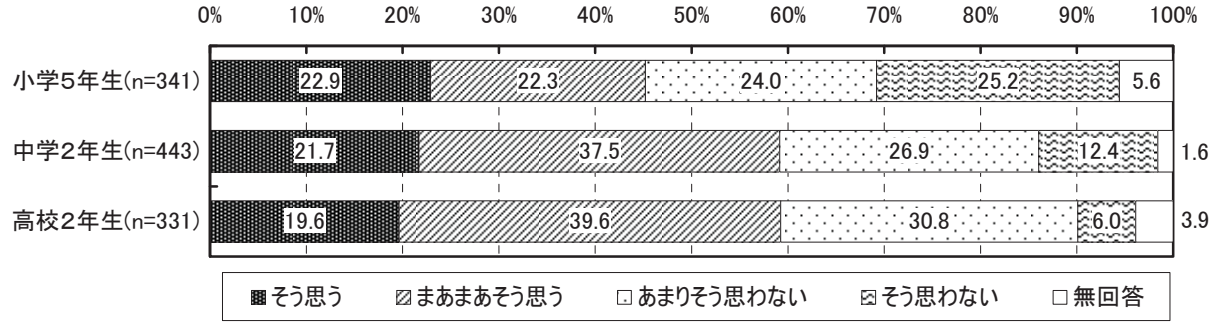

資料：子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査（平成25年（2013年）10月）

〔今後の課題〕

子どもの居場所づくりについては、安心して気軽に利用できる遊び場や子どもの育ちを支援するイベントの充実などに努め、子どもの成長にあわせて切れ目なく支援するネットワークづくりを進めていくことが必要です。

子ども参加型のまちづくりについては、まちの未来の担い手として子どもの意見を市政等へ反映する取組などを関係機関とともに継続して実施していく必要があります。

施策の方向性

①子どもたちの居場所・活動の場の充実

地域児童館・子ども館*P. 113、大型児童センター、公園など、子どもたちにとって身近で安全・安心な居場所、遊び場の確保に努めるとともに、自然にふれる機会や様々な世代の人とふれあう機会など多様な交流・体験機会の提供を進めます。

また、学校や地域住民・団体等の連携・協力のもと、新たに提示された国の「放課後子ども総合プラン*P. 115」に基づき、放課後子ども教室*P. 115と放課後児童クラブ（地域児童育成会*P. 114など）の連携を図りつつ放課後対策を総合的に推進します。

主な推進施策
・子どもの居場所づくりの充実 ・様々な体験の機会の提供・充実

取組の一例

公園など遊び場の充実

- 「公園施設長寿命化計画」に基づき老朽化した公園遊具の更新等を順次行います。
- 中高生の居場所である大型児童センターや各地域における児童の居場所である地域児童館・子ども館において、遊びを通じた児童の健全育成に引き続き努めます。

放課後対策の充実

- 地域住民等の参画により、放課後や週末等に子どもたちに遊びや学習、様々な体験・交流活動の機会を提供し、安全・安心な居場所である放課後子ども教室の継続と実施体制の充実に努めます。
- 放課後子ども教室と放課後児童クラブ（地域児童育成会など）の共通プログラムの実施を検討します。

②子ども参加型のまちづくりの推進

社会の一員、また未来の担い手でもある子どもを育成するため、子どもたちが市政やまちづくりへ意見の表明を行い、市政やまちづくりに反映できる仕組みづくりを進めます。また、子どもたちの市政やまちづくりへの参加や行動を支援する人材の育成に努めていきます。

主な推進施策
・子ども参加型のまちづくりの推進

取組の一例
子どもの社会参加のあり方についての研究 ・　小学生から18歳までの幅広い年齢の子どもが、より多く参加することのできる仕組みについて、既存事業も含めそのあり方について研究していきます。

子ども議会の様子

ミニたからづかの様子

③青少年の就労支援

社会人への移行を円滑にするため、青少年の就労支援を、国、県、企業、ＮＰＯ等関係機関と協力・連携して進めていきます。

主な推進施策
・青少年の就労支援

重点施策

宝塚市のすべての子どもたちが心豊かに、いきいきと健やかに成長していけるよう、また、安心して家庭を持ち、子どもを生み育てることができるよう、前期計画においては、とりわけ以下の施策について重点的に取り組みます。

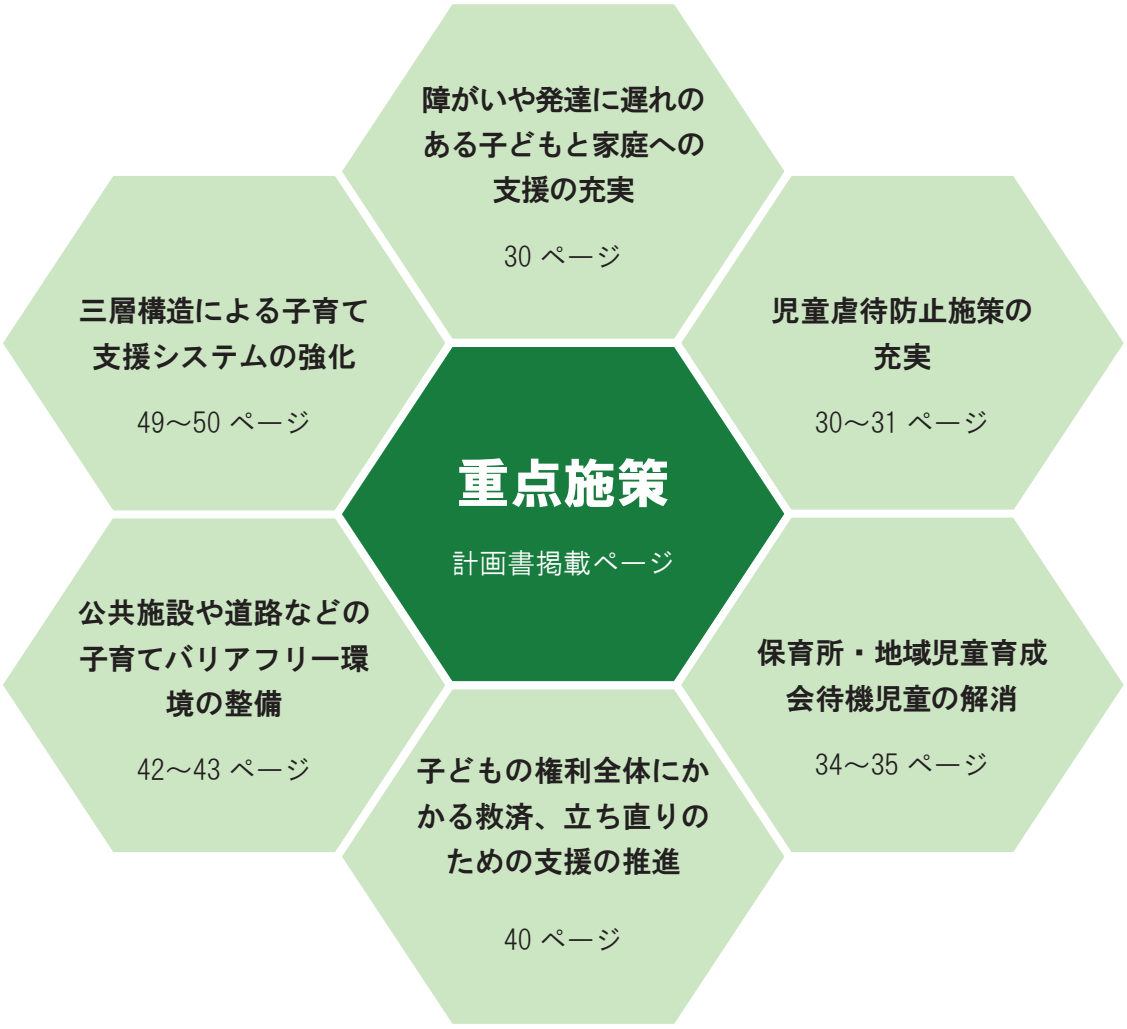

宝塚市母子保健計画における課題と目標値のまとめ

宝塚市母子保健計画は、「すべての子どもが健やかに育つ社会」を目指して、母性並びに乳幼児などの健康や生活環境の向上を図ることを目的としており、本計画のうち第４章の「１．すべての子どもと家庭への支援」が該当します。計画の推進に当たっては、３つの基盤課題と２つの重点課題に取り組みます。

母子保健計画の課題		次世代育成支援行動計画「すべての子どもと家庭への支援」
基盤課題　A	切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	子どもや母親の健康の確保
基盤課題　B	学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	
基盤課題　C	子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	
重点課題　①	育てにくさを感じる親に寄り添う支援	配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実
重点課題　②	妊娠期からの児童虐待防止対策	

基盤課題Ａ　切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

指標	目標	現状値	平成31年度目標値（2019 年度）
健康水準	低出生体重児の減少	低出生体重児　9. 2% 極低出生体重児　0. 4%	減少傾向へ＊
健康水準	むし歯のない３歳児の増加	むし歯のない３歳児 84. 5%	90%
健康行動	妊娠中の喫煙をなくす	妊婦の喫煙率　1. 9%	0%
健康行動	妊娠中の飲酒をなくす	妊婦の飲酒率　2. 3%	0%
健康行動	乳幼児健診受診率の向上	４か月児健診　96. 3% １歳６か月児健診　95. 2% ３歳児健診　92. 9%	99% 98% 95%
環境整備	妊産婦やハイリスク児への早期訪問の実施	医療機関からの情報受理件数 208 件	増加
環境整備	乳幼児健診の評価方法の充実	乳幼児健診検討委員会で実施	評価ツールを用いて実施

＊　低出生体重児は、年単位では評価しにくいため、数年間の推移をみてその傾向を評価します。

基盤課題Ｂ　学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

指標	目標	現状値	平成31年度目標値 （2019 年度）
健康水準	適正体重を維持している小学生の増加	適正体重の小学生　93. 7%	94%
健康行動	未成年者の喫煙をなくす	喫煙率 中１男子 4. 0%　高３男子 5. 0% 中１女子　0%　高３女子　0%	0%
健康行動	未成年者の飲酒をなくす	飲酒率 中１男子 3. 6%　中１女子 0%	0%
健康行動	朝食を食べる人の割合の増加	朝食を食べる人の割合 小５　88. 9%　中２　86. 7% 高２　83. 7%	小５ 98%　中２ 95% 高２ 92%
環境整備	地域と学校が連携した健康等に関する講習会の開催回数の増加	健全母性育成事業の実施回数 17 回	24 回

基盤課題Ｃ　子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

指標	目標	現状値	平成31年度目標値 （2019 年度）
健康水準	この地域が子育てしやすいと思う親の増加	48. 4%	55%
健康行動	主体的に育児に関わっていると感じている父親の割合の増加	80. 2%	86%
環境整備	未受診児の全数を把握する体制を強化し、所在不明児をなくす	乳幼児健診未受診児のうち所在不明児　１人	0 人

重点課題①　育てにくさを感じる親に寄り添う支援

指標	目標	現状値	平成31年度目標値 （2019 年度）
健康水準	子どもの育てにくさを感じたときに対処できる親の増加	育てにくさを感じる親のうち対処できる親 84. 2%	93%
環境整備	発達障がいをはじめとする育てにくさを感じる親への早期支援体制を構築する	幼児期後期は関係機関との支援体制が確立されていない	5 歳児を対象とした発達相談事業を実施

重点課題②　妊娠期からの児童虐待防止対策

指標	目標	現状値	平成31年度目標値 （2019 年度）
健康水準	子どもを虐待したことがあると思う親をなくす	8. 1%	5%
健康行動	乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）を知っている親の増加	乳幼児揺さぶられ症候群を知っている親　67. 4%	90%
環境整備	乳児家庭全戸訪問事業において育児状況が把握できなかった者をなくす	未把握児１人	0 人
環境整備	要保護児童対策地域協議会の実務者会議、若しくはケース会議に産婦人科医療機関の関係職種が参画する	参画なし	参画あり

年齢別子ども施策一覧

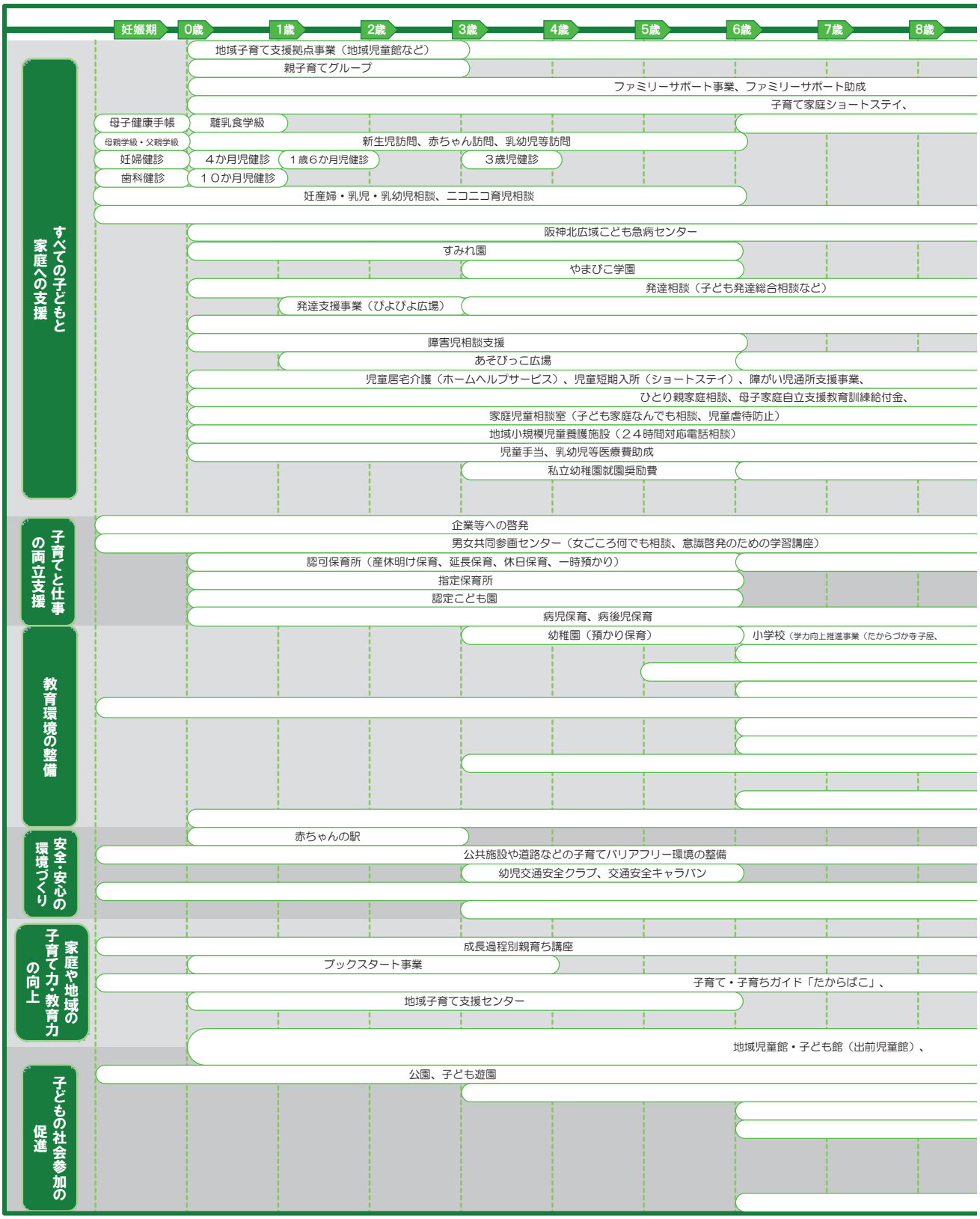
妊娠期
0歳
1歳
2歳
3歳
4歳
5歳
6歳
7歳
8歳
すべての子どもと家庭への支援
地域子育て支援拠点事業（地域児童館など）
親子育てグループ
ファミリーサポート事業、ファミリーサポート助成
子育て家庭ショートステイ、
母子健康手帳
離乳食学級
母親学級・父親学級
新生児訪問、赤ちゃん訪問、乳幼児等訪問
妊婦健診
４か月児健診
１歳６か月児健診
３歳児健診
歯科健診
１０か月児健診
妊産婦・乳児・乳幼児相談、ニコニコ育児相談
阪神北広域こども急病センター
すみれ園
やまびこ学園
発達相談（子ども発達総合相談など）
発達支援事業（ぴよぴよ広場）
障害児相談支援
あそびっこ広場
児童居宅介護（ホームヘルプサービス）、児童短期入所（ショートステイ）、障がい児通所支援事業、
ひとり親家庭相談、母子家庭自立支援教育訓練給付金、
家庭児童相談室（子ども家庭なんでも相談、児童虐待防止）
地域小規模児童養護施設（２４時間対応電話相談）
児童手当、乳幼児等医療費助成
私立幼稚園就園奨励費
子育てと仕事の両立支援
企業等への啓発
男女共同参画センター（女ごころ何でも相談、意識啓発のための学習講座）
認可保育所（産休明け保育、延長保育、休日保育、一時預かり）
指定保育所
認定こども園
病児保育、病後児保育
教育環境の整備
幼稚園（預かり保育）
小学校（学力向上推進事業（たからづか寺子屋、
安全・安心の環境づくり
赤ちゃんの駅
公共施設や道路などの子育てバリアフリー環境の整備
幼児交通安全クラブ、交通安全キャラバン
家庭や地域の子育て力・教育力の向上
成長過程別親育ち講座
ブックスタート事業
子育て・子育ちガイド「たからばこ」、
地域子育て支援センター
地域児童館・子ども館（出前児童館）、
子どもの社会参加の促進
公園、子ども遊園

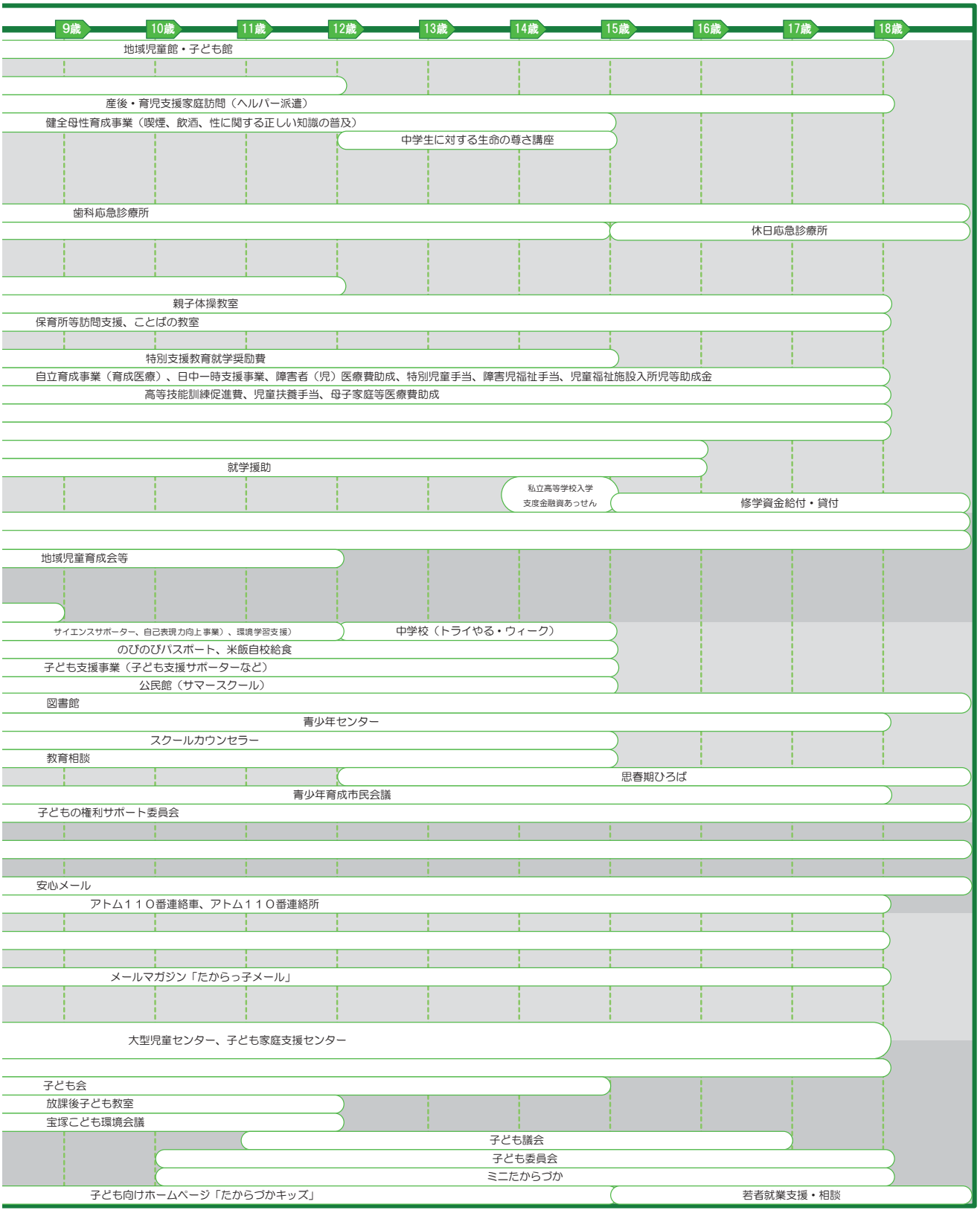
9歳
10歳
11歳
12歳
13歳
14歳
15歳
16歳
17歳
18歳
地域児童館・子ども館
産後・育児支援家庭訪問（ヘルパー派遣）
健全母性育成事業（喫煙、飲酒、性に関する正しい知識の普及）
中学生に対する生命の尊さ講座
歯科応急診療所
休日応急診療所
親子体操教室
保育所等訪問支援、ことばの教室
特別支援教育就学奨励費
自立育成事業（育成医療）、日中一時支援事業、障害者（児）医療費助成、特別児童手当、障害児福祉手当、児童福祉施設入所児等助成金
高等技能訓練促進費、児童扶養手当、母子家庭等医療費助成
就学援助
私立高等学校入学
支度金融資あっせん
修学資金給付・貸付
地域児童育成会等
サイエンスサポーター、自己表現力向上事業）、環境学習支援）
中学校（トライやる・ウィーク）
のびのびパスポート、米飯自校給食
子ども支援事業（子ども支援サポーターなど）
公民館（サマースクール）
図書館
青少年センター
スクールカウンセラー
教育相談
思春期ひろば
青少年育成市民会議
子どもの権利サポート委員会
安心メール
アトム１１０番連絡車、アトム１１０番連絡所
メールマガジン「たからっ子メール」
大型児童センター、子ども家庭支援センター
子ども会
放課後子ども教室
宝塚こども環境会議
子ども議会
子ども委員会
ミニたからづか
子ども向けホームページ「たからづかキッズ」
若者就業支援・相談

第５章　子ども・子育て支援の提供体制（子ども・子育て支援事業計画）

１．教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業*P. 114の提供に当たって、教育・保育提供区域を設定します。

区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路などの社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して定める必要があり、本市では各事業の実施状況も踏まえ、区域を設定します。

（１）教育・保育

本市では、子どもと家庭に対する子育て支援に当たって三層構造の２層目として７ブロック*P. 113が位置づけられ、地域児童館・子ども館*P. 113を核とした子育て支援が展開されています。

ただし、各ブロックにおいては児童数の増減傾向や教育・保育施設の立地状況、利用実態等に大きくばらつきが見られます。需給計画を立てるうえで、供給過多状態になると思われるブロックがある一方、保育所のないブロックも存在しており、全ブロックの提供体制を確保することは難しいものと考えられます。

上記の課題を解決するため、本計画では児童数の動向や施設立地状況等を補完する関係にある隣接したブロックを集約・再編し、次にあげる３つの教育・保育提供区域を設定するものとします。

①武庫川右岸（第１・２ブロック）

②武庫川左岸（第３・４・５・６ブロック）

③西 谷 地 区（第７ブロック）

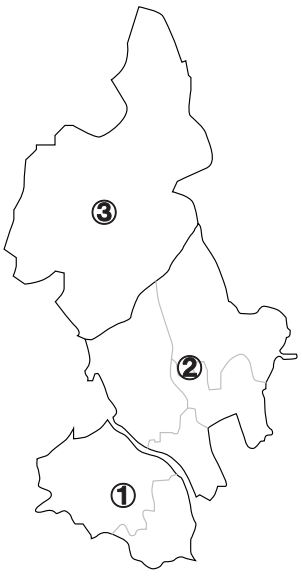

（２）地域子ども・子育て支援事業

事業の内容、性質に応じて次のように区域設定を行います。

①教育・保育に係る区域設定に準じるもの（１事業）

時間外保育事業については、教育・保育と利用実態が共通であるため、教育・保育に係る区域と同一の区域とします。

②小学校区による区域とするもの（１事業）

放課後児童健全育成事業（地域児童育成会・民間学童保育）＊P. 115については、利用の実態が小学校区であるため、小学校区を区域とします。

③市内７ブロックによる区域とするもの（１事業）

地域子育て支援拠点事業については、地域児童館・子ども館＊P. 113を拠点とした子育て支援を進める本市の実情に応じて、各ブロックを区域として設定します。

④全市域を一区域とする事業（１０事業）

次に掲げる地域子ども・子育て支援事業＊P. 114については、事業の性質等から広域的な利用が想定されるため、全市域を１つの区域とするものです。

ただし、事業の実施に当たっては、地域的な偏在が発生しないよう、利用者の利便性に十分に配慮することとします。

- **利用者支援事業**
- **子育て短期支援事業**
- **乳児家庭全戸訪問事業**
- **養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業**
- **一時預かり事業**
- **病児保育事業**
- **子育て援助活動支援事業**
- **妊婦に対して健康診査を実施する事業**
- **実費徴収に係る補足給付を行う事業**
- **多様な主体が参入することを促進するための事業**

2．教育・保育の量の見込みと提供体制

（1）各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制

〔量の見込み、確保に当たっての考え方〕

・就学前児童の保護者を対象としたアンケート調査の結果、児童数の将来推計、教育・保育施設の配置状況、地域の実情等を踏まえ、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めます。

◆必要利用定員総数

１号認定	３～５歳 幼児期の学校教育のみ	特定教育・保育施設*P.114（認定こども園*P.114及び幼稚園）に係る必要利用定員総数
２号認定	３～５歳 保育の必要性あり	特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所）に係る必要利用定員総数
３号認定	０～２歳 保育の必要性あり	特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所）及び特定地域型保育事業所*P.114に係る必要利用定員総数 ※０歳、１～２歳を区分して必要利用定員総数を算定

・　市内７ブロック*P.113を集約・再編した３つの区域とします。

・　国が示した所定の算出方法に従って量の見込みを算出しましたが、現在の利用実績と大きくかけ離れていたことから、主に次のような補正を行いました。従って、次頁以降の量の見込みは補正後の数値です。

①国の示した方法に従うと、推計児童数が年々減少することに伴い、教育・保育の量の見込みも減少傾向となりますが、２号・３号認定については、近年の認可保育所への利用希望、待機状況から年々保育需要が減少することは考えにくいため、過去の入所申請状況を踏まえ、少なくとも平成29年度(2017年度)までは量の見込みが徐々に増えていくように設定を変更しました。

②国の示した方法に従うと、保育を希望する人のうち現在幼稚園を利用している人は、２号認定で幼稚園を希望する人に分類されますが、実際にはこのなかに短時間の利用者（実質的に１号認定の幼稚園利用と同じ）が含まれているため、利用希望時間が短い人については、１号認定への振り替えを行いました。

③国の示した方法に従うと、保護者が産休や育児休業等を取得している場合や、生後間もない児童も量の見込みの対象としていることから、３号認定（０歳児）について過大な量が算出されます。このため、保護者が育児休業等を取得している場合や生後６か月未満の場合は対象から除く処理を行いました。

・　２号、３号認定における供給不足については、私立幼稚園の認定こども園への移行や私立幼稚園を連携施設*P.115とした小規模保育事業の実施、既存保育所の認可定員の増などにより解消することを基本に進めます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人

			平成27年度（2015年度）				
			１号認定	２号認定		３号認定	
				幼稚園	保育所等	０歳	１・２歳
全市域	量の見込み〔必要利用定員総数〕		3,897	232	1,928	322	1,415
	保育利用率*P.115					29.5%	
	確保方策	特定教育・保育施設*P.114	1,754		1,814	261	1,026
		確認を受けない幼稚園*P.113	2,375				
		特定地域型保育事業*P.114				0	0
		認可外保育施設（指定保育所*P.113）			67	61	178
		計	4,129		1,881	322	1,204
	差		0		△47	0	△211
武庫川右岸（第１・２）	量の見込み〔必要利用定員総数〕		1,388	58	609	100	438
	保育利用率					27.7%	
	確保方策	特定教育・保育施設	677		609	87	355
		確認を受けない幼稚園	769				
		特定地域型保育事業				0	0
		認可外保育施設（指定保育所）			0	13	52
		計	1,446		609	100	407
	差		0		0	0	△31
武庫川左岸（第３～６）	量の見込み〔必要利用定員総数〕		2,494	171	1,306	220	967
	保育利用率					30.5%	
	確保方策	特定教育・保育施設	1,059		1,192	172	661
		確認を受けない幼稚園	1,606				
		特定地域型保育事業				0	0
		認可外保育施設（指定保育所）			67	48	126
		計	2,665		1,259	220	787
	差		0		△47	0	△180
西谷地区（第７）	量の見込み〔必要利用定員総数〕		15	3	13	2	10
	保育利用率					29.3%	
	確保方策	特定教育・保育施設	18		13	2	10
		確認を受けない幼稚園	0				
		特定地域型保育事業				0	0
		認可外保育施設（指定保育所）			0	0	0
		計	18		13	2	10
	差		0		0	0	0

※２号認定の幼稚園ニーズについては、１号認定の確保方策で対応します

〔平成27年度（2015年度）追加確保方策〕

単位：人

区域	内　容	定　員		
		２号　保育所等	３号　０歳	３号　１,２歳
右岸	保育所分園整備	36		24
左岸	既存の私立認定こども園の定員増	5		20
	認可保育所の新設整備（2カ所）	144	18	78

単位：人

			平成28年度（2016年度）				
			１号認定	２号認定		３号認定	
				幼稚園	保育所等	０歳	１・２歳
全市域	量の見込み〔必要利用定員総数〕		3, 757	237	1, 966	342	1, 463
	保育利用率					30. 8%	
	確保方策	特定教育・保育施設	2, 389		1, 849	264	1, 068
		確認を受けない幼稚園	1, 605				
		特定地域型保育事業				0	0
		認可外保育施設（指定保育所）			67	76	163
		計	3, 994		1, 916	340	1, 231
	差		0		△50	△2	△232
武庫川右岸（第１・２）	量の見込み〔必要利用定員総数〕		1, 345	59	623	106	454
	保育利用率					28. 8%	
	確保方策	特定教育・保育施設	875		623	90	367
		確認を受けない幼稚園	529				
		特定地域型保育事業				0	0
		認可外保育施設（指定保育所）			0	16	49
		計	1, 404		623	106	416
	差		0		0	0	△38
武庫川左岸（第３～６）	量の見込み〔必要利用定員総数〕		2, 397	175	1, 329	234	999
	保育利用率					31. 7%	
	確保方策	特定教育・保育施設	1, 496		1, 212	172	691
		確認を受けない幼稚園	1, 076				
		特定地域型保育事業				0	0
		認可外保育施設（指定保育所）			67	60	114
		計	2, 572		1, 279	232	805
	差		0		△50	△2	△194
西谷地区（第７）	量の見込み〔必要利用定員総数〕		15	3	14	2	10
	保育利用率					30. 8%	
	確保方策	特定教育・保育施設	18		14	2	10
		確認を受けない幼稚園	0				
		特定地域型保育事業				0	0
		認可外保育施設（指定保育所）			0	0	0
		計	18		14	2	10
	差		0		0	0	0

※２号認定の幼稚園ニーズについては、１号認定の確保方策で対応します

〔平成28年度（2016年度）追加確保方策〕

単位：人

区域	内　容	定　員		
		２号　保育所等	３号　0歳	３号　1, 2歳
右岸	既存保育所の定員増	15	3	12
左岸	私立幼稚園の認定こども園化			30

単位：人

			平成29年度（2017年度）				
			１号認定	２号認定		３号認定	
				幼稚園	保育所等	０歳	１・２歳
全市域	量の見込み〔必要利用定員総数〕		3,725	240	1,995	365	1,469
	保育利用率					31.5%	
	確保方策	特定教育・保育施設	2,768		1,928	282	1,263
		確認を受けない幼稚園	1,197				
		特定地域型保育事業				0	57
		認可外保育施設（指定保育所）			67	83	149
		計	3,965		1,995	365	1,469
	差		0		0	0	0
武庫川右岸（第１・２）	量の見込み〔必要利用定員総数〕		1,333	61	631	113	456
	保育利用率					29.5%	
	確保方策	特定教育・保育施設	1,041		631	90	421
		確認を受けない幼稚園	353				
		特定地域型保育事業				0	0
		認可外保育施設（指定保育所）			0	23	35
		計	1,394		631	113	456
	差		0		0	0	0
武庫川左岸（第３～６）	量の見込み〔必要利用定員総数〕		2,375	176	1,347	250	1,004
	保育利用率					32.6%	
	確保方策	特定教育・保育施設	1,707		1,280	190	833
		確認を受けない幼稚園	844				
		特定地域型保育事業				0	57
		認可外保育施設（指定保育所）			67	60	114
		計	2,551		1,347	250	1,004
	差		0		0	0	0
西谷地区（第７）	量の見込み〔必要利用定員総数〕		17	3	17	2	9
	保育利用率					28.9%	
	確保方策	特定教育・保育施設	20		17	2	9
		確認を受けない幼稚園	0				
		特定地域型保育事業				0	0
		認可外保育施設（指定保育所）			0	0	0
		計	20		17	2	9
	差		0		0	0	0

※２号認定の幼稚園ニーズについては、１号認定の確保方策で対応します

〔平成29年度（2017年度）追加確保方策〕

単位：人

区域	内　容	定　員		
		２号　保育所等	３号　０歳	３号　１,２歳
右岸	私立幼稚園の認定こども園化			10
	既存保育所の認可定員の増（弾力運用の定員化）			44
左岸	私立幼稚園の認定こども園化（2カ所）			20
	小規模保育事業所Ａ型＊P.113（3カ所）の新設整備			57
	既存保育所の認可定員の増（弾力運用の定員化）	31	18	122

単位：人

			平成30年度（2018年度）				
			１号認定	２号認定		３号認定	
				幼稚園	保育所等	０歳	１・２歳
全市域	量の見込み〔必要利用定員総数〕		3,703	245	2,037	359	1,459
	保育利用率					31.5%	
	確保方策	特定教育・保育施設	2,748		1,970	282	1,253
		確認を受けない幼稚園	1,200				
		特定地域型保育事業				0	57
		認可外保育施設（指定保育所）			67	77	149
		計	3,948		2,037	359	1,459
	差		0		0	0	0
武庫川右岸（第１・２）	量の見込み〔必要利用定員総数〕		1,316	63	639	112	454
	保育利用率					29.5%	
	確保方策	特定教育・保育施設	1,029		639	90	419
		確認を受けない幼稚園	350				
		特定地域型保育事業				0	0
		認可外保育施設（指定保育所）			0	22	35
		計	1,379		639	112	454
	差		0		0	0	0
武庫川左岸（第３～６）	量の見込み〔必要利用定員総数〕		2,369	179	1,379	245	996
	保育利用率					32.5%	
	確保方策	特定教育・保育施設	1,698		1,312	190	825
		確認を受けない幼稚園	850				
		特定地域型保育事業				0	57
		認可外保育施設（指定保育所）			67	55	114
		計	2,548		1,379	245	996
	差		0		0	0	0
西谷地区（第７）	量の見込み〔必要利用定員総数〕		18	3	19	2	9
	保育利用率					29.7%	
	確保方策	特定教育・保育施設	21		19	2	9
		確認を受けない幼稚園	0				
		特定地域型保育事業				0	0
		認可外保育施設（指定保育所）			0	0	0
		計	21		19	2	9
	差		0		0	0	0

※２号認定の幼稚園ニーズについては、１号認定の確保方策で対応します

単位：人

			平成31年度（2019年度）				
			１号認定	２号認定		３号認定	
				幼稚園	保育所等	０歳	１・２歳
全市域	量の見込み〔必要利用定員総数〕		3,652	248	2,062	356	1,448
	保育利用率					31.6%	
	確保方策	特定教育・保育施設	2,703		1,995	282	1,242
		確認を受けない幼稚園	1,197				
		特定地域型保育事業				0	57
		認可外保育施設（指定保育所）			67	74	149
		計	3,900		2,062	356	1,448
	差		0		0	0	0
武庫川右岸（第１・２）	量の見込み〔必要利用定員総数〕		1,301	63	648	112	452
	保育利用率					29.6%	
	確保方策	特定教育・保育施設	1,017		648	90	417
		確認を受けない幼稚園	347				
		特定地域型保育事業				0	0
		認可外保育施設（指定保育所）			0	22	35
		計	1,364		648	112	452
	差		0		0	0	0
武庫川左岸（第３～６）	量の見込み〔必要利用定員総数〕		2,334	182	1,396	242	987
	保育利用率					32.6%	
	確保方策	特定教育・保育施設	1,666		1,329	190	816
		確認を受けない幼稚園	850				
		特定地域型保育事業				0	57
		認可外保育施設（指定保育所）			67	52	114
		計	2,516		1,396	242	987
	差		0		0	0	0
西谷地区（第７）	量の見込み〔必要利用定員総数〕		17	3	18	2	9
	保育利用率					30.6%	
	確保方策	特定教育・保育施設	20		18	2	9
		確認を受けない幼稚園	0				
		特定地域型保育事業				0	0
		認可外保育施設（指定保育所）			0	0	0
		計	20		18	2	9
	差		0		0	0	0

※２号認定の幼稚園ニーズについては、１号認定の確保方策で対応します

3．地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

（1）利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等について、情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業（対象業務を保育に関する業務などに限定して実施することも含まれます）

〔量の見込み、確保に当たっての考え方〕

・　市内全域を１つの区域とします。

・　アンケート調査の結果から、就学前児童の保護者の６割以上が「子育てや教育に関するわかりやすい情報提供」を必要としており、今後、子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、利用者ニーズに応じた多様な事業を提供するうえで、よりわかりやすい情報提供が必要となります。

・　本市においては、特に保育ニーズが年々増大しており、今後、潜在的な保育ニーズへの対応も求められることから、地域の保育資源（保育所、認定こども園*P.114、一時預かりなど）の情報を収集し、利用希望者の相談に応じて、個々のニーズや状況に適した施設・事業の情報を提供する利用者支援（保育コンシェルジュ）事業を実施します。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：カ所

	平成27年度（2015年度）	平成28年度（2016年度）	平成29年度（2017年度）	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

（２）時間外保育事業

認可保育所等で、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を実施する事業

〔量の見込み、確保に当たっての考え方〕

・　７ブロックを再編した３つの区域〔第１・２（武庫川右岸）、第３～６（武庫川左岸）、第７（西谷）〕とします。

・　アンケート調査の結果をもとに、教育・保育の量の見込みを算出する際に行った補正を勘案して、量の見込みを算出しました。

・　現在、認可保育所においては、時間外保育に定員を設けておらず、希望があればすべての児童を受け入れている状況にあります。確保方策については、量の見込みが認可保育所の施設定員の範囲内であることから、量の見込みと同数としました。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人

		平成27年度（2015年度）	平成28年度（2016年度）	平成29年度（2017年度）	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）
全市域	量の見込み	1, 353	1, 390	1, 414	1, 422	1, 429
	確保方策	1, 353	1, 390	1, 414	1, 422	1, 429
第１・第２	量の見込み	475	490	500	503	507
	確保方策	475	490	500	503	507
第３～第６	量の見込み	872	895	908	913	916
	確保方策	872	895	908	913	916
第７	量の見込み	6	5	6	6	6
	確保方策	6	5	6	6	6

（３）放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業（放課後児童クラブ（地域児童育成会＊P. 114・民間学童保育））

〔量の見込み、確保に当たっての考え方〕

・　市内24の小学校区を区域とします。

・　低学年（小学１～３年生）の量の見込みについては、全児童のうち地域児童育成会の入会を申請する児童の割合を過去３年間の実績から算出し、これを今後の児童数の予測値に掛け合わせることで算出しました。

・　高学年（小学４～６年生）の量の見込みについては、現在事業の対象としていないため、先行自治体の事例をもとに低学年と高学年の利用者数の割合を求め、これを参考に算出しました。

・　確保方策については、低学年で供給不足の多い校区を優先に、かつ施設確保に目途が立つものから、原則として民間学童保育を実施することにより受入枠を増やします。

なお、高学年の受入体制を整えるため、平成27年度（2015年度）は小学４年生までを受入対象とします。また、平成28年度（2016年度）からの小学５・６年生の実施については、平成27年度（2015年度）の実施状況等を踏まえ必要に応じて見直しを行い、平成31年度（2019年度）までに全小学校区で確保策を講じます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人

小学校区		低学年					高学年					合計				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
全市域	量の見込み	1, 552	1, 632	1, 714	1, 714	1, 714	326	343	360	360	360	1, 878	1, 975	2, 074	2, 074	2, 074
	確保方策	1, 527	1, 632	1, 714	1, 714	1, 714	140	249	235	301	360	1, 667	1, 881	1, 949	2, 015	2, 074
良元小	量の見込み	65	69	72	72	72	14	14	15	15	15	79	83	87	87	87
	確保方策	65	69	72	72	72	9	11	8	8	15	74	80	80	80	87
仁川小	量の見込み	84	88	92	92	92	17	18	19	19	19	101	106	111	111	111
	確保方策	80	88	92	92	92	0	18	19	19	19	80	106	111	111	111
末成小	量の見込み	43	46	48	48	48	9	10	10	10	10	52	56	58	58	58
	確保方策	43	46	48	48	48	6	10	10	10	10	49	56	58	58	58
光明小	量の見込み	36	38	40	40	40	8	8	8	8	8	44	46	48	48	48
	確保方策	36	38	40	40	40	4	8	8	8	8	40	46	48	48	48

小学校区		低学年					高学年					合計				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
高司小	量の見込み	54	57	60	60	60	11	12	13	13	13	65	69	73	73	73
	確保方策	54	57	60	60	60	7	12	13	13	13	61	69	73	73	73
末広小	量の見込み	51	53	56	56	56	11	11	12	12	12	62	64	68	68	68
	確保方策	51	53	56	56	56	7	11	12	12	12	58	64	68	68	68
宝塚第一小	量の見込み	122	128	134	134	134	26	27	28	28	28	148	155	162	162	162
	確保方策	119	128	134	134	134	0	11	5	5	28	119	139	139	139	162
西山小	量の見込み	70	73	77	77	77	15	15	16	16	16	85	88	93	93	93
	確保方策	70	73	77	77	77	10	7	3	16	16	80	80	80	93	93
逆瀬台小	量の見込み	39	41	43	43	43	8	9	9	9	9	47	50	52	52	52
	確保方策	39	41	43	43	43	1	9	9	9	9	40	50	52	52	52
すみれガ丘小	量の見込み	39	41	43	43	43	8	9	9	9	9	47	50	52	52	52
	確保方策	39	41	43	43	43	5	9	9	9	9	44	50	52	52	52
宝塚小	量の見込み	119	126	132	132	132	25	26	28	28	28	144	152	160	160	160
	確保方策	119	126	132	132	132	17	18	12	12	28	136	144	144	144	160
売布小	量の見込み	84	88	92	92	92	17	18	19	19	19	101	106	111	111	111
	確保方策	80	88	92	92	92	0	0	0	19	19	80	88	92	111	111
小浜小	量の見込み	36	38	40	40	40	8	8	8	8	8	44	46	48	48	48
	確保方策	36	38	40	40	40	5	8	8	8	8	41	46	48	48	48
美座小	量の見込み	52	54	57	57	57	11	11	12	12	12	63	65	69	69	69
	確保方策	52	54	57	57	57	7	11	12	12	12	59	65	69	69	69
安倉小	量の見込み	61	64	68	68	68	13	14	14	14	14	74	78	82	82	82
	確保方策	61	64	68	68	68	9	14	12	12	14	70	78	80	80	82
安倉北小	量の見込み	63	67	70	70	70	13	14	15	15	15	76	81	85	85	85
	確保方策	63	67	70	70	70	9	13	10	10	15	72	80	80	80	85
長尾小	量の見込み	154	162	170	170	170	32	34	36	36	36	186	196	206	206	206
	確保方策	154	162	170	170	170	22	18	30	30	36	176	180	200	200	206
長尾南小	量の見込み	81	86	90	90	90	17	18	19	19	19	98	104	109	109	109
	確保方策	80	86	90	90	90	0	4	0	19	19	80	90	90	109	109
丸橋小	量の見込み	71	74	78	78	78	15	16	17	17	17	86	90	95	95	95
	確保方策	71	74	78	78	78	9	6	2	17	17	80	80	80	95	95
長尾台小	量の見込み	48	50	53	53	53	10	11	11	11	11	58	61	64	64	64
	確保方策	40	50	53	53	53	0	11	11	11	11	40	61	64	64	64
中山桜台小	量の見込み	55	58	61	61	61	11	12	13	13	13	66	70	74	74	74
	確保方策	55	58	61	61	61	8	12	13	13	13	63	70	74	74	74
中山五月台小	量の見込み	17	18	19	19	19	4	4	4	4	4	21	22	23	23	23
	確保方策	17	18	19	19	19	2	4	4	4	4	19	22	23	23	23
山手台小	量の見込み	85	89	93	93	93	18	19	20	20	20	103	108	113	113	113
	確保方策	80	89	93	93	93	0	19	20	20	20	80	108	113	113	113
西谷小	量の見込み	23	24	26	26	26	5	5	5	5	5	28	29	31	31	31
	確保方策	23	24	26	26	26	3	5	5	5	5	26	29	31	31	31

（４）子育て短期支援事業

保護者の病気や仕事等の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において必要な保護を行う事業

〔量の見込み、確保に当たっての考え方〕

・　市内全域を１つの区域とします。

・　量の見込みについては、これまで市外も含めた８つの施設で基本的に利用者ニーズを充足できていることや、アンケート調査の結果から、子どもだけで留守番させた事例は数件と少ないことから、近年の利用実績で最も実績の多かった平成22年度（2010年度）と同程度の量を見込むものとします。

・　確保方策については、平成26年（2014年）５月に１施設を加え、９施設と委託契約を結んでおり、量の見込みに対応できるよう、供給体制の維持に引き続き努めます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人日（年間延べ日数）

	平成27年度（2015年度）	平成28年度（2016年度）	平成29年度（2017年度）	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）
量の見込み	200	200	200	200	200
確保方策	200	200	200	200	200

（５）乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

〔量の見込み、確保に当たっての考え方〕

・　市内全域を１つの区域とします。
・　量の見込みについては、近年の出生数の実績と０歳児の推計人口等を勘案して算出しました。
・　確保方策については、量の見込みに対応できるよう、供給体制の確保に引き続き努めます。

〔量の見込みと確保方策〕

	平成27年度（2015年度）	平成28年度（2016年度）	平成29年度（2017年度）	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）
量の見込み	1,950人	1,900人	1,900人	1,850人	1,850人
確保方策	実施体制：32人 実施機関：宝塚市	実施体制：32人 実施機関：宝塚市	実施体制：32人 実施機関：宝塚市	実施体制：31人 実施機関：宝塚市	実施体制：31人 実施機関：宝塚市

（６）養育支援訪問事業等

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

また、要保護児童対策地域協議会*P. 115の機能強化を図るため、調整機関職員の専門性強化や関係機関の連携強化を図る取組を実施します。

〔量の見込み、確保に当たっての考え方〕

・　市内全域を１つの区域とします。

・　量の見込みについては、過去の実績に基づき算出しました。

・　確保方策については、量の見込みに対応できるよう、供給体制の確保に引き続き努めます。

〔量の見込みと確保方策〕

	平成27年度（2015年度）	平成28年度（2016年度）	平成29年度（2017年度）	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）
量の見込み	906人	926人	946人	965人	985人
確保方策	実施体制：35人 実施機関：宝塚市 委託団体等： 宝塚市社会福祉協議会、宝塚市保健福祉サービス公社	実施体制：35人 実施機関：宝塚市 委託団体等： 宝塚市社会福祉協議会、宝塚市保健福祉サービス公社	実施体制：35人 実施機関：宝塚市 委託団体等： 宝塚市社会福祉協議会、宝塚市保健福祉サービス公社	実施体制：35人 実施機関：宝塚市 委託団体等： 宝塚市社会福祉協議会、宝塚市保健福祉サービス公社	実施体制：35人 実施機関：宝塚市 委託団体等： 宝塚市社会福祉協議会、宝塚市保健福祉サービス公社

（７）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

〔量の見込み、確保に当たっての考え方〕

・　市内７ブロック*P. 113を区域とします。
・　これまでの利用状況を踏まえ、過去３年間の利用実績の平均値に基づいて量の見込みを算出しました。対象となる児童数自体は減少することが見込まれますが、事業の周知啓発を行うことで、量の見込みは概ね横ばいで推移するものと見込みます。
・　確保方策については、概ね中学校区ごと（計14カ所）の拠点整備を目指し、平成31年度（2019年度）に新たに第2ブロックで１カ所を整備することとしていますが、できるだけ早期の整備に努めます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人日は年間延べ日数

		平成27年度（2015年度）	平成28年度（2016年度）	平成29年度（2017年度）	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）
全市域	量の見込み	57,400人日（14カ所）	57,400人日（14カ所）	57,400人日（14カ所）	57,400人日（14カ所）	57,400人日（14カ所）
	確保方策	13カ所	13カ所	13カ所	13カ所	14カ所
第１	量の見込み	8,200人日（2カ所）	8,200人日（2カ所）	8,200人日（2カ所）	8,200人日（2カ所）	8,200人日（2カ所）
	確保方策	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所
第２	量の見込み	10,700人日（2カ所）	10,700人日（2カ所）	10,700人日（2カ所）	10,700人日（2カ所）	10,700人日（2カ所）
	確保方策	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	2カ所
第３	量の見込み	14,100人日（2カ所）	14,100人日（2カ所）	14,100人日（2カ所）	14,100人日（2カ所）	14,100人日（2カ所）
	確保方策	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所
第４	量の見込み	8,800人日（2カ所）	8,800人日（2カ所）	8,800人日（2カ所）	8,800人日（2カ所）	8,800人日（2カ所）
	確保方策	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所
第５	量の見込み	5,700人日（2カ所）	5,700人日（2カ所）	5,700人日（2カ所）	5,700人日（2カ所）	5,700人日（2カ所）
	確保方策	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所
第６	量の見込み	7,400人日（3カ所）	7,400人日（3カ所）	7,400人日（3カ所）	7,400人日（3カ所）	7,400人日（3カ所）
	確保方策	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所
第７	量の見込み	2,500人日（1カ所）	2,500人日（1カ所）	2,500人日（1カ所）	2,500人日（1カ所）	2,500人日（1カ所）
	確保方策	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所

（８）一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所等で一時的に預かる事業

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

〔量の見込み、確保に当たっての考え方〕

・　市内全域を１つの区域とします。

・　量の見込みについては、過去の利用実績と今後の教育・保育の量の見込みに基づき算出しました。

・　確保方策については、公私立幼稚園等で引き続き実施します。なお、新制度に移行しない私立幼稚園については「一時預かり事業」ではなく、従来からの私学助成を受けて「預かり保育」として実施する場合があります。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人日（年間延べ日数）

		平成27年度（2015年度）	平成28年度（2016年度）	平成29年度（2017年度）	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）
量の見込み		53, 100	53, 822	54, 358	55, 301	55, 775
確保方策	一時預かり事業（在園児対象型）	53, 100	53, 822	54, 358	55, 301	55, 775

②一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）

〔量の見込み、確保に当たっての考え方〕

・　市内全域を１つの区域とします。

・　量の見込みについては、過去の実績に基づき算出しました。

・　確保方策については、保育所等における一時預かり事業や子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）により確保を図ります。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人日（年間延べ日数）

		平成27年度（2015年度）	平成28年度（2016年度）	平成29年度（2017年度）	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）
量の見込み		26, 058	26, 720	27, 382	27, 382	27, 382
確保方策	一時預かり事業（在園児対象型を除く）	24, 357	24, 940	25, 523	25, 523	25, 523
	子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）	1, 701	1, 780	1, 859	1, 859	1, 859

（９）病児保育事業

病気や病後の子どもを病院・保育所に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業

〔量の見込み、確保に当たっての考え方〕

・　市内全域を１つの区域とします。
・　量の見込みについては、過去の実績に基づき算出しました。
・　確保方策については、平成26年度(2014年度)に新設された病児保育施設（１カ所）と既設の病後児保育施設（２カ所）により確保を図ります。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人日（年間延べ日数）

		平成27年度(2015年度)	平成28年度(2016年度)	平成29年度(2017年度)	平成30年度(2018年度)	平成31年度(2019年度)
量の見込み	病児保育	1, 314	1, 314	1, 314	1, 314	1, 314
	病後児保育	798	798	798	798	798
	病児保育事業 計	2, 112	2, 112	2, 112	2, 112	2, 112
確保方策	病児保育	1, 314	1, 314	1, 314	1, 314	1, 314
	病後児保育	798	798	798	798	798
	病児保育事業 計	2, 112	2, 112	2, 112	2, 112	2, 112

（10）子育て援助活動支援事業（就学後）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業（ファミリーサポート事業）

〔量の見込み、確保に当たっての考え方〕

・　市内全域を１つの区域とします。
・　現在の利用状況から基本的にニーズを満たしていると考えられることから、過去の利用実績と放課後児童健全育成事業（地域児童育成会等）*P.115の今後の整備動向を考慮し、量の見込みを算出しました。
・　確保方策については、引き続き会員を確保しながら対応していきます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人日（年間延べ日数）

		平成27年度（2015年度）	平成28年度（2016年度）	平成29年度（2017年度）	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）
量の見込み		1,200	1,170	1,140	1,110	1,080
確保方策	子育て援助活動支援事業（就学後）	1,200	1,170	1,140	1,110	1,080

（11）妊婦に対して健康診査を実施する事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業（当該事業は医療機関等で実施しており、その費用の一部を市が助成しています。）

〔量の見込み、確保に当たっての考え方〕

・　市内全域を１つの区域とします。
・　量の見込みについては、妊婦健康診査費助成件数の実績、０歳児の推計人口を踏まえて算定しました。
・　確保方策については、量の見込みに対応できるよう、供給体制の確保に引き続き努めます。

〔量の見込みと確保方策〕

	平成27年度（2015年度）	平成28年度（2016年度）	平成29年度（2017年度）	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）
量の見込み	3,095人 健診回数（※） 23,832回	3,075人 健診回数（※） 23,678回	3,050人 健診回数（※） 23,485回	3,015人 健診回数（※） 23,216回	2,975人 健診回数（※） 22,908回
確保方策	実施場所 病院、診療所、助産所 実施体制：4人 検査項目 定期検査、血液検査、超音波検査など 実施時期 ６か月まで／４週間に１回 ９か月まで／２週間に１回 10か月以降／１週間に１回	実施場所 病院、診療所、助産所 実施体制：4人 検査項目 定期検査、血液検査、超音波検査など 実施時期 ６か月まで／４週間に１回 ９か月まで／２週間に１回 10か月以降／１週間に１回	実施場所 病院、診療所、助産所 実施体制：4人 検査項目 定期検査、血液検査、超音波検査など 実施時期 ６か月まで／４週間に１回 ９か月まで／２週間に１回 10か月以降／１週間に１回	実施場所 病院、診療所、助産所 実施体制：4人 検査項目 定期検査、血液検査、超音波検査など 実施時期 ６か月まで／４週間に１回 ９か月まで／２週間に１回 10か月以降／１週間に１回	実施場所 病院、診療所、助産所 実施体制：4人 検査項目 定期検査、血液検査、超音波検査など 実施時期 ６か月まで／４週間に１回 ９か月まで／２週間に１回 10か月以降／１週間に１回

※健診回数については、一人当たりの健診回数に見込まれる人数を乗じたもの。

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設*P. 114等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加費用等を助成する事業

- 市内全域を１つの区域とします。
- 国の指針等に基づき、補足給付のあり方について検討を行い、適正な給付に努めます。

（13）多様な主体が参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

- 市内全域を１つの区域とします。
- 新たな参入については、特定教育・保育施設や地域型保育事業*P. 114が、教育・保育の質を保ち、安定的・継続的に運営されるよう、事業の妥当性や永続性などを主な観点として、慎重に検討を行います。

4．教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、家庭や地域の教育力・子育て力の向上に向けた支援を実施していく必要があります。

このため、幼稚園・保育所としてこれまで培われてきた知識・技能など双方の良さを生かし、地域型保育事業者も含めた各施設・事業者間の情報共有や交流活動などを実施するとともに、幼稚園・保育所等から小学校への滑らかな接続のためのカリキュラムの検討や合同研修の実施などにより多面的な連携を一層推進します。また、民間法人による認定こども園*P. 114への移行を促進するなど、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

幼稚園と保育所の交流の様子

第６章　計画の推進に向けて

１．計画の推進体制

（１）庁内推進体制

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育、就労・雇用、交通・住宅・環境などの様々な施策分野にわたります。このため、子ども施策にかかわる関係部局間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

推進に当たっては、庁内関係課長で組織する「次世代育成支援行動計画等推進検討会」を設置し、個別事業の進行管理や部局間の総合調整等を進めます。

（２）市民や関係機関・団体との協働・連携

本計画の推進に当たっては、地域でのきめ細やかな取組が重要であるため、市民や企業など様々な観点からの参画・連携を図る必要があります。さらに、毎年度において計画の進行管理を行い、進捗状況を把握、評価、検証し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていく仕組みが必要です。

本市では、「子ども・子育て支援法」に基づき、市民、教育・保育など関係機関・団体の代表、知識経験者等で組織される「宝塚市子ども審議会」を設置しています。本計画の策定・推進に当たっても、同審議会を協議・調整の場として位置づけており、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に向けて、幅広い立場から意見を伺い、計画の実効性をより一層高めていきます。

また、本計画で示した施策を展開するためには、行政のみならず、家庭をはじめ、子ども・子育て支援に関して主体的な取組を行う市民団体・グループ、地域社会、学校、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、専門職、ボランティア、企業・事業者など多くの関係機関・団体の協力が不可欠です。このため、これらの個人、団体などと相互に連携を図り、計画の着実な推進に向けて取り組みます。

2．計画の進行管理

本計画に基づく各施策の実施状況については年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえて施策の充実・見直しについて検討を行うなど、計画の総合的かつ円滑な推進に努めます。

本計画の進捗状況については「宝塚市子ども審議会」へ報告し、内容の確認と今後の子ども施策の方向性についての意見聴取を行います。また、広報紙やホームページなどの多様な媒体を活用し、計画の内容や進捗状況などの情報を公開し、広く市民への周知に努めることなどを通じ、幅広い意見を聴取しながら施策の一層の推進に努めます。

この計画の推進に当たっては、子どもや子育て家庭を取り巻く環境、社会・経済情勢、国の政策動向などの様々な状況の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、可能なかぎり着実な推進に努めます。

なお、本計画に掲げた施策、事業の目標等は、国における今後の施策動向、教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業*P. 114の動向などを踏まえて、適宜見直しを行うものとします。

参 考 資 料

１．計画の策定体制と経過

（１）団体等へのヒアリング等の実施状況と概要
（２）パブリックコメントの実施状況
（３）宝塚市子ども審議会の経過と概要
（４）宝塚市次世代育成支援行動計画等推進検討会の経過と概要
（５）宝塚市子ども審議会委員名簿
（６）宝塚市子ども審議会小委員会委員名簿

２．宝塚市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況

子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査結果より抜粋

３．その他（用語の説明、関係法令・条例等）

（１）用語の説明
（２）児童の権利に関する条約（抜粋）
（３）宝塚市子ども条例
（４）宝塚市子ども審議会条例
（５）宝塚市次世代育成支援行動計画等推進検討会設置要綱

１．計画の策定体制と経過

（１）団体等へのヒアリング等の実施状況と概要

対象・人数	実施日・場所	テーマ・内容
公立保育所長（保育所長会にて説明）８人	平成２６年　２月　６日（木） 市役所３－２会議室	ニーズ調査を踏まえたヒアリング
	平成２６年　９月　４日（木） 教育総合センター会議室	計画案のパブリックコメントについて
公立幼稚園長（幼稚園長会にて説明）１２人	平成２６年　３月２０日（木） 教育総合センター会議室	ニーズ調査を踏まえたヒアリング
	平成２６年　８月２８日（木） 教育総合センター会議室	計画案のパブリックコメントについて
私立保育園園長（保育園長会にて説明）１６人	平成２６年　２月　７日（金） 市役所２－５会議室	子ども・子育て支援新制度に向けた検討状況 （私立保育園園長会との懇談会）
	平成２６年　２月１２日（水） 口腔保健センター会議室	ニーズ調査を踏まえたヒアリング
私立幼稚園園長（私立幼稚園長会にて説明）１５人	平成２６年　２月１８日（火） ピピアめふ和風会議室	子ども・子育て支援新制度に向けた検討状況
	平成２６年　９月　２日（火） ピピアめふ和風会議室	計画案のパブリックコメントについて
児童館・子ども館長（児童館ネットワーク会議にて説明） １０人	平成２６年　１月２３日（木） フレミラ宝塚会議室	ニーズ調査を踏まえたヒアリング
	平成２６年　９月１１日（木） フレミラ宝塚会議室	計画案のパブリックコメントについて
民生委員・児童委員連合会理事会１７人	平成２６年　９月　１日（月） 総合福祉センター特別会議室	計画案のパブリックコメントについて

（２）パブリックコメントの実施状況

対象	実施期間	内容
市民	平成２６年９月１日（月） ～９月３０日（火）	宝塚市次世代育成支援行動計画（宝塚市子ども・子育て支援事業計画）（案）について、市民179人、2団体から意見等が寄せられた。

（３）宝塚市子ども審議会の経過と概要

［平成２５年度（2013年度）］

種別	開催回数	開催日・場所	審議内容
全体会	第１回	平成２５年　７月　２日（火） 市役所特別会議室	・第２次宝塚市次世代育成支援行動計画（前期計画）及び宝塚市子ども・子育て支援事業計画の策定ついて諮問
全体会	第２回	平成２５年　９月１６日（月・祝） 男女共同参画センター学習交流室１A	・ニーズ調査の実施について
全体会	第３回	平成２５年１０月１４日（月・祝） 男女共同参画センター学習交流室１A	・子ども・子育て支援新制度について ・宝塚市の現状について
全体会	第４回	平成２５年１２月２４日（火） 上下水道局第一会議室	・次世代育成支援行動計画（後期計画）の取組状況について ・ニーズ調査結果（速報）について ・計画書の構成（案）について
小委員会	第１回	平成２６年　１月２７日（月） 市役所３－３会議室	・次世代育成支援行動計画（後期計画）の取組状況について ・ニーズ調査結果について
小委員会	第２回	平成２６年　２月２２日（土） 市役所特別会議室	・ニーズ調査結果（速報・中間報告）について ・次世代育成支援行動計画（後期計画）の取組状況について ・子ども・子育て支援事業計画における量の見込み等について
全体会	第５回	平成２６年　３月２７日（木） 上下水道局第一会議室	・計画策定の進捗状況について ・子ども・子育て支援新制度に向けた各種条例制定について
小委員会	第３回	平成２６年　３月２８日（金） 上下水道局第一会議室	・ニーズ調査結果について ・計画の策定について

［平成２６年度（2014年度）］

種別	開催回数	開催日・場所	審議内容
小委員会	第１回	平成２６年　４月２２日（火） 市役所特別会議室	・子ども・子育て支援事業計画に定める区域、量の見込み及び確保方策について
小委員会	第２回	平成２６年　５月２１日（水） 市役所特別会議室	・子ども・子育て支援事業計画に定める区域、量の見込み及び確保方策について ・子ども・子育て支援新制度に係る宝塚市が条例で定める各種基準等について
小委員会	第３回	平成２６年　６月２７日（金） 市役所特別会議室	・子ども・子育て支援事業計画に定める区域、量の見込み及び確保方策について ・第２次宝塚市次世代育成支援行動計画（前期計画）案について
小委員会	第４回	平成２６年　７月２８日（月） 市役所特別会議室	・子ども・子育て支援事業計画に定める区域、量の見込み及び確保方策について（教育・保育、放課後児童クラブ） ・第２次次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画骨格案について ・子ども・子育て支援新制度に係る宝塚市が条例で定める各種基準等の検討状況について
全体会	第１回	平成２６年　８月　６日（水） 市役所特別会議室	・宝塚市次世代育成支援行動計画（宝塚市子ども・子育て支援事業計画）の計画案について
小委員会	第５回	平成２６年１０月２９日（水） 上下水道局第一会議室	・次世代育成支援行動計画（子ども・子育て支援事業計画）案に対する意見等について
全体会	第２回	平成２６年１１月１６日（日） 市役所特別会議室	・次世代育成支援行動計画（子ども・子育て支援事業計画）案に対する意見等について ・答申について
答　申		平成２６年１１月２７日（木）	市長に答申書提出

（４）宝塚市次世代育成支援行動計画等推進検討会の経過と概要

[平成２５年度（2013年度）]

種別	開催回数	開催日・場所	審議内容
検討会	第１回	平成２５年　４月１６日（火） 市役所２－４会議室	・次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画の策定並びに今後の子ども審議会の役割について
検討会	第２回	平成２５年　６月２８日（金） 市役所２－４会議室	・子ども審議会小委員会設置、スケジュールについて ・次世代育成支援行動計画等推進検討会部会設置、スケジュールについて ・宝塚市の現状について
検討会	第３回	平成２５年　９月　４日（水） 上下水道局第一会議室	・ニーズ調査の実施について
部会	第１回	平成２５年１２月　９日（月） １３日（金） 勤労市民センター多目的活動室	・次世代育成支援行動計画（後期計画）の取組状況について ・ニーズ調査結果（速報）について ・計画書の構成（案）について
部会	第２回	平成２６年　１月１７日（金） 上下水道局第一会議室	・次世代育成支援行動計画（後期計画）の取組状況について ・ニーズ調査結果について
部会	第３回	平成２６年　２月１２日（水） 市役所２－３会議室	・次世代育成支援行動計画（後期計画）の取組状況について ・ニーズ調査結果について
部会	第４回	平成２６年　３月１９日（水） 市役所２－３会議室	・ニーズ調査結果に基づくクロス集計分析について ・子ども・子育て支援事業計画に定める区域、量の見込み及び確保方策について
検討会	第４回	平成２６年　３月２０日（木） 市役所研修室	・第２次宝塚市次世代育成支援行動計画（前期計画）及び宝塚市子ども・子育て支援事業計画策定の進捗状況について ・子ども・子育て支援新制度に向けた各種運営基準、利用者負担の検討状況について

[平成２６年度（2014年度）]

種別	開催回数	開催日・場所	審議内容
部会	第１回	平成２６年　４月１６日（水） 市役所２－３会議室	・子ども・子育て支援事業計画に定める区域、量の見込み及び確保方策について
部会	第２回	平成２６年　５月１４日（水） 市役所特別会議室	・子ども・子育て支援事業計画に定める区域、量の見込み及び確保方策について
部会	第３回	平成２６年　６月１３日（金） 市役所研修室	・子ども・子育て支援事業計画に定める区域、量の見込み及び確保方策について
部会	第４回	平成２６年　７月２２日（火） 市役所研修室	・第２次次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画骨格案について
検討会	第１回	平成２６年　７月３０日（水） 市役所研修室	・宝塚市次世代育成支援行動計画（宝塚市子ども・子育て支援事業計画）の計画案について
検討会	第２回	平成２６年１０月１６日（木） 市役所研修室	・次世代育成支援行動計画（子ども・子育て支援事業計画）案に対する意見について ・その他の計画案の修正について

（５）宝塚市子ども審議会委員名簿

（区分別五十音順・敬称略／平成 26 年 4 月 30 日現在）

区分		氏名	所属・役職名等	備考
知識経験者		伊藤（いとう）　篤（あつし）	神戸大学大学院 人間発達環境学研究科　教授	会長
		側垣（そばがき）　一也（かずや）	社会福祉法人三光事業団 総合施設長	副会長
		名須川（なすかわ）　知子（ともこ）	兵庫教育大学大学院 学校教育研究科　教授	
市長が適当と認める者	保育園代表	秋山（あきやま）　直義（なおよし）	山本南保育園　園長	
	幼稚園（認定こども園）児童の保護者	池田（いけだ）　由子（ゆうこ）	雲雀丘学園幼稚園ＰＴＡ	
	保育所児童の保護者会代表	今福（いまふく）　章代（ふみよ）	宝塚市保育所保護者会連絡会 事務局長	
	家庭教育関係者	江守（えもり）　典子（のりこ）	宝塚市社会教育委員の会議　議長	
	教育関係者（学校教育）	蔵城（くらじょう）　俊文（としふみ）	市立長尾南小学校　校長	
	青少年関係者	小垣（こがき）　佳子（よしこ）	宝塚市青少年補導委員連絡協議会 副会長	
	在宅乳幼児の保護者	新城（しんじょう）　恵巳（めぐみ）	親子育てグループ（さくらの小径）	
	就学後児童保護者	田村（たむら）　紀子（のりこ）	宝塚市ＰＴＡ協議会　総務	
	幼稚園代表	中村（なかむら）　信義（のぶよし）	花屋敷幼稚園　園長	
	社会福祉協議会（地域福祉）	埜下（のした）　昌宏（まさひろ）	宝塚市社会福祉協議会 企画課　課長	
	経済団体（事業主）	萩原（はぎわら）　一男（かずお）	萩原社会保険労務士事務所　所長	
	民生・児童委員（地域福祉）	福住（ふくずみ）　美壽（みす）	民生委員・児童委員連合会 常任理事	
	母子保健関係者	藪内（やぶうち）　悦子（えつこ）	宝塚市助産師会 会長	
公募による市民		生駒（いこま）　由香里（ゆかり）		
		菅井（すがい）　元子（もとこ）		
		峯本（みねもと）　展夫（のぶお）		
臨時委員	障がい者団体代表	内田（うちだ）　奈緒（なお）	宝塚市肢体不自由児者父母の会	
	労働関係者	梶川（かじかわ）　美佐男（みさお）	自治労兵庫県本部 阪神淡路ブロック共闘会議書記	

（６）宝塚市子ども審議会小委員会委員名簿

（区分別五十音順・敬称略／平成 26 年 4 月 30 日現在）

区分		氏名	所属・役職名等	備考
知識経験者		伊藤（いとう）　篤（あつし）	神戸大学大学院 人間発達環境学研究科　教授	
		側垣（そばがき）　一也（かずや）	社会福祉法人三光事業団 総合施設長	委員長
		名須川（なすかわ）　知子（ともこ）	兵庫教育大学大学院 学校教育研究科　教授	
市長が適当と認める者	保育園代表	秋山（あきやま）　直義（なおよし）	山本南保育園　園長	
	幼稚園（認定こども園）児童の保護者	池田（いけだ）　由子（ゆうこ）	雲雀丘学園幼稚園ＰＴＡ	
	保育所児童の保護者会代表	今福（いまふく）　章代（ふみよ）	宝塚市保育所保護者会連絡会 事務局長	
	家庭教育関係者	江守（えもり）　典子（のりこ）	宝塚市社会教育委員の会議　議長	
	在宅乳幼児の保護者	新城（しんじょう）　恵巳（めぐみ）	親子育てグループ（さくらの小径）	
	就学後児童保護者	田村（たむら）　紀子（のりこ）	宝塚市ＰＴＡ協議会　総務	
	幼稚園代表	中村（なかむら）　信義（のぶよし）	花屋敷幼稚園　園長	
公募による市民		菅井（すがい）　元子（もとこ）		
臨時委員	障がい者団体代表	内田（うちだ）　奈緒（なお）	宝塚市肢体不自由児者父母の会	
	労働関係者	梶川（かじかわ）　美佐男（みさお）	自治労兵庫県本部 阪神淡路ブロック共闘会議書記	

２．宝塚市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況

～　子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査結果より抜粋　～

本資料の見方

※アンケート調査結果における各設問の母数ｎ（Number of caseの略）は、設問に対する有効回答者数を意味します。

※各選択肢の構成比（％）は小数点第２位以下を四捨五入しています。このため、択一式の回答については構成比の合計が100％にならない場合があります。また、複数回答が可能な設問の場合、選択肢の構成比の合計が100％を超える場合があります。

※グラフ中の数字は、特に断り書きのないかぎりすべて構成比を意味し、単位は％です。

保護者に対する調査の結果

◆お子さんは、朝食を食べていますか。（１つ選んで○）

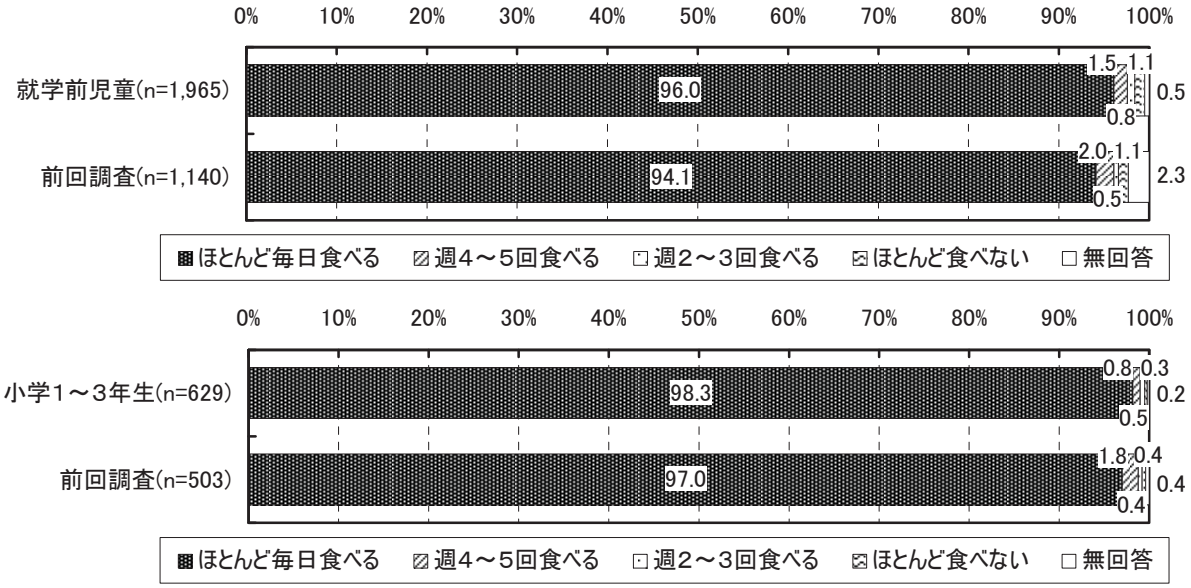

◆保護者の方の、現在の就労状況（自営業等も含む）をお答えください。

お子さんの母親

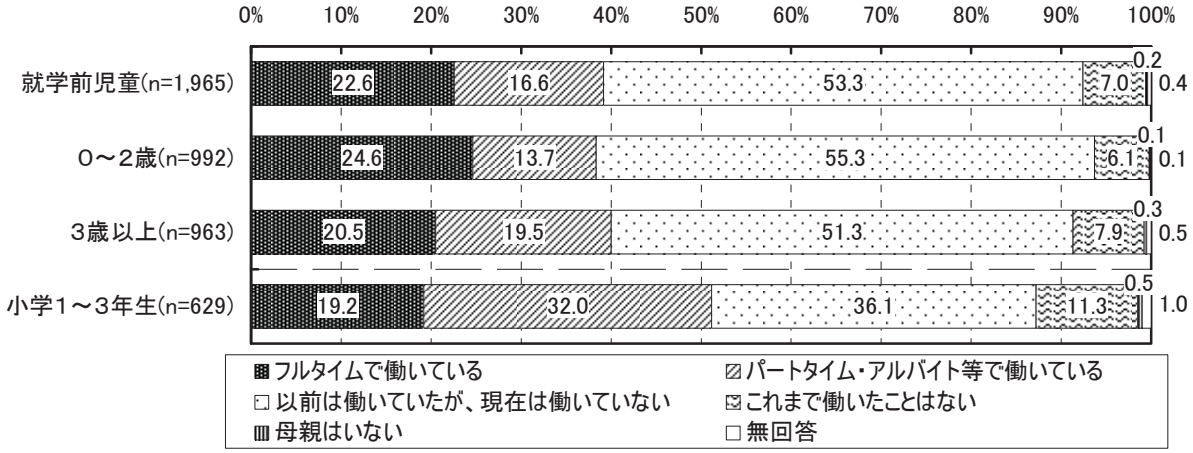

お子さんの父親

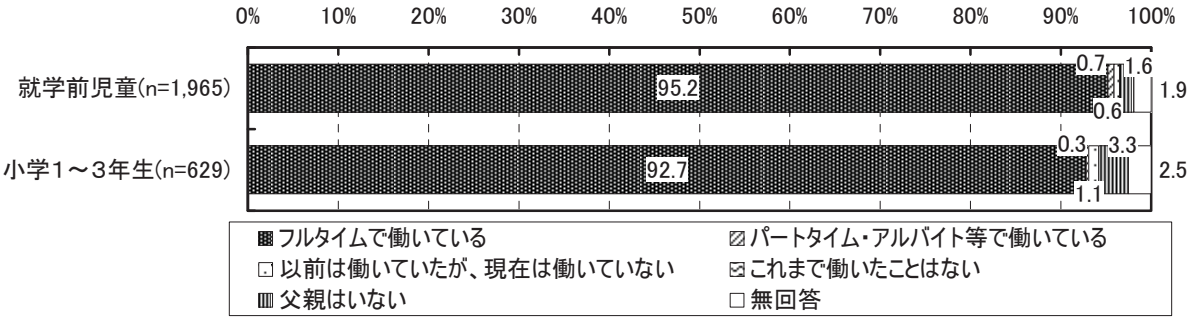

◆仕事と子育ての両立についておたずねします。仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることは何ですか。（２つまで選んで○）

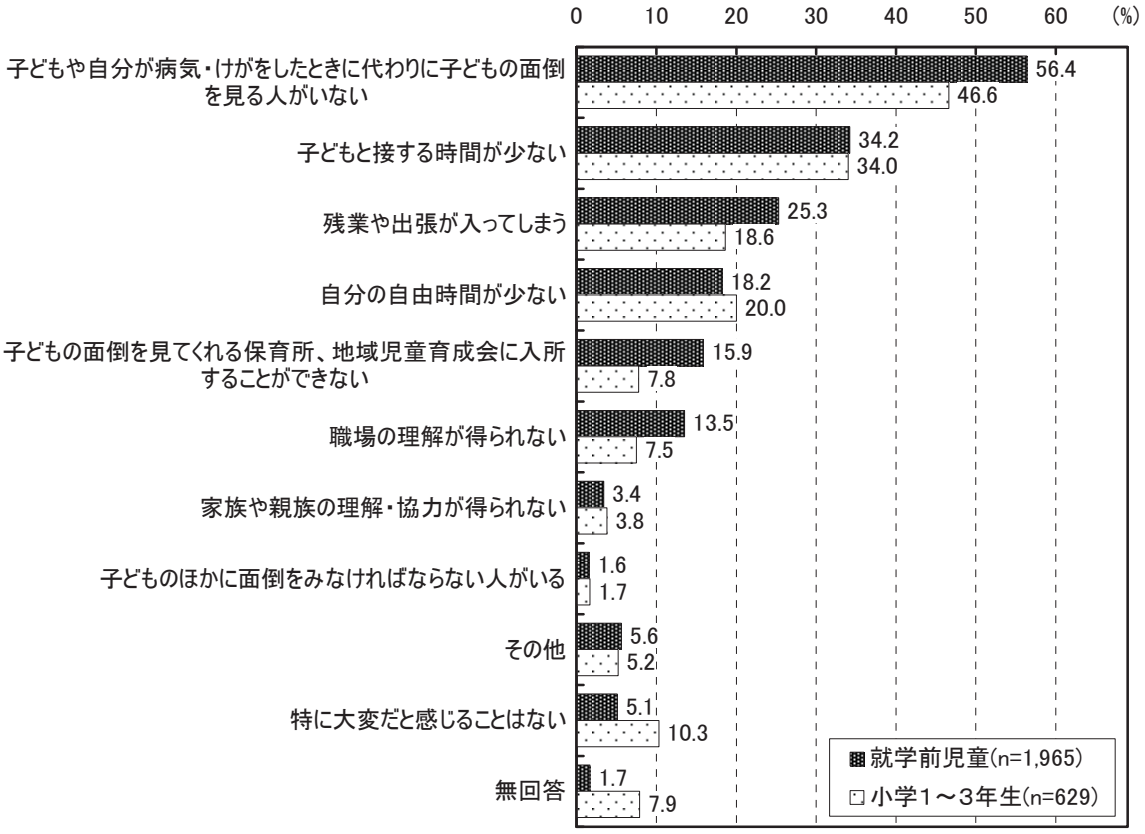

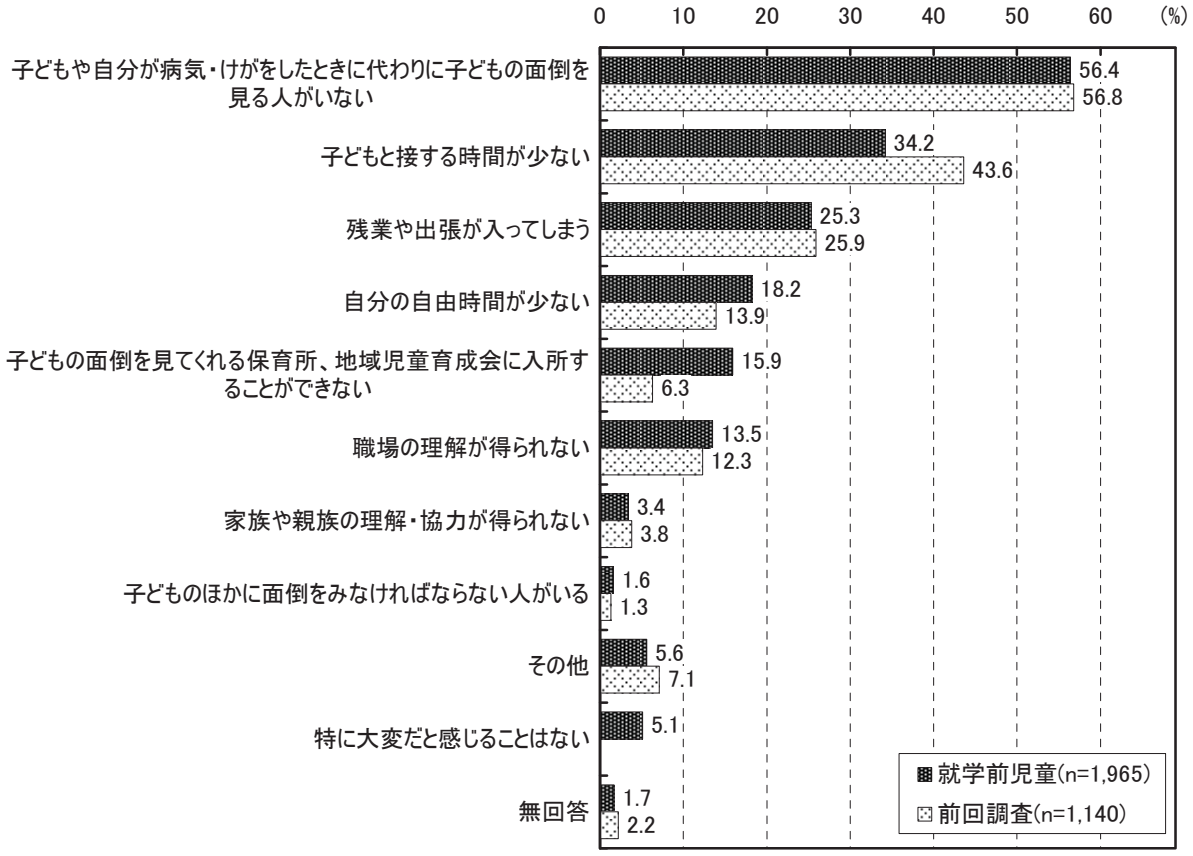

何らかの教育・保育サービスなどの利用を希望されている方におたずねします。

◆教育・保育サービスなどを選ぶときに何を最も重視しますか。（主なものを１つ選んで○）

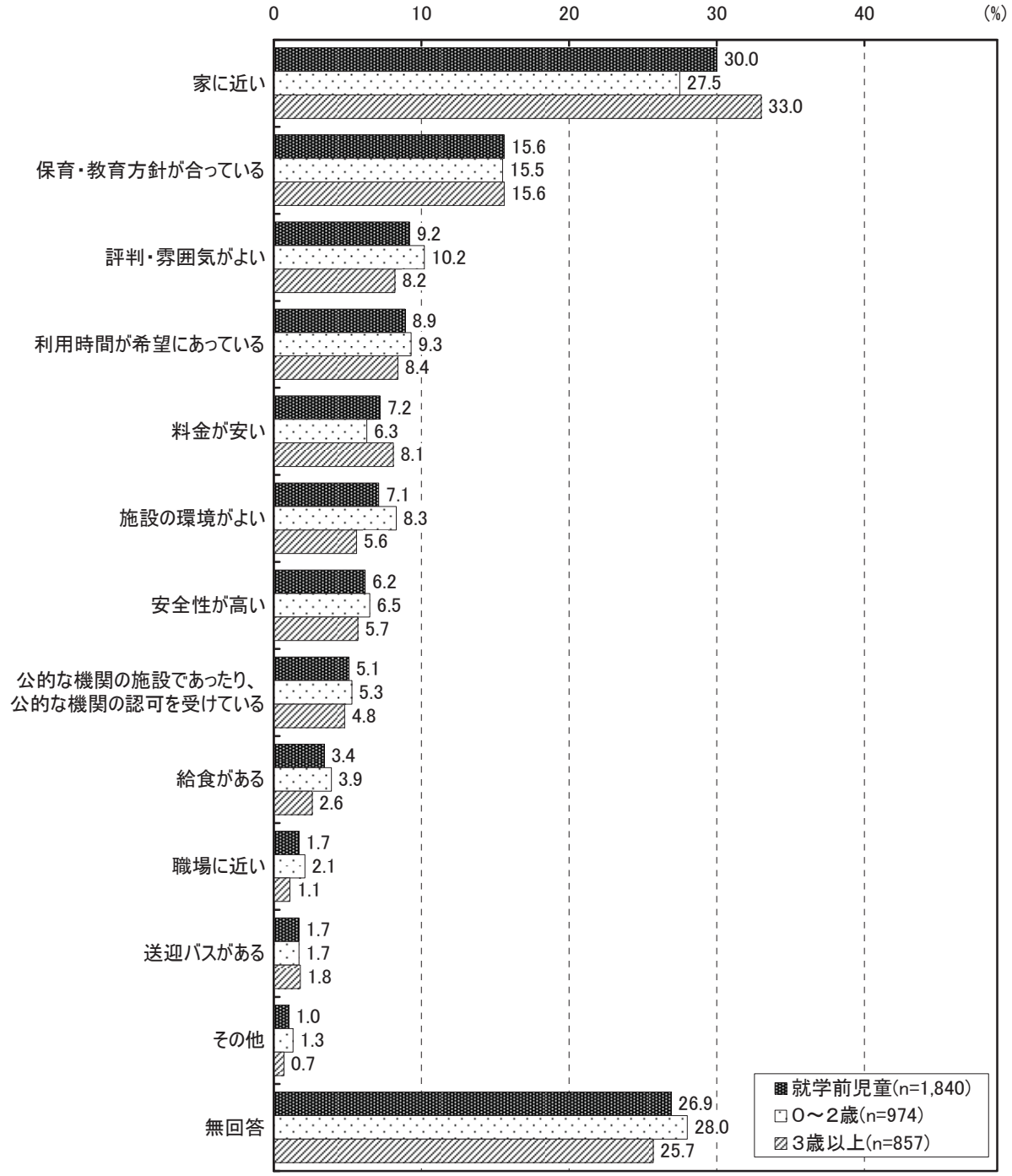

※複数の選択肢を選ぶ人が多く、複数回答扱いに処理を変更した。

◆宝塚市では、親子で集える場、保護者どうしの交流や学習活動、子育てに関する情報提供などを行う場が開設されています。あなたは利用（参加）したことがありますか。また、今後についてはどのようにお考えですか。施設・事業ごとに利用経験の有無と回数、今後の利用希望についてお答えください。

子育て支援事業の利用状況（就学前児童、n=1,965）

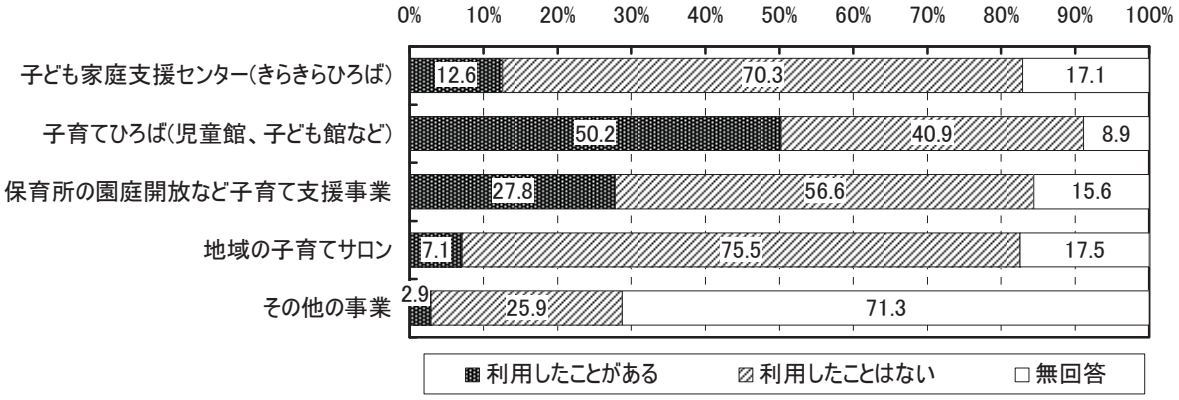

子育て支援事業の利用希望（就学前児童、n=1,965）

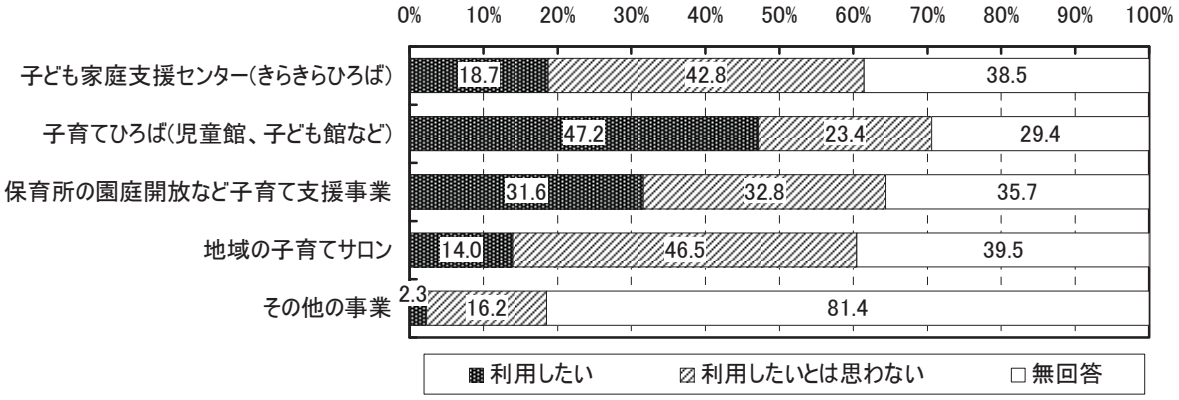

◆あなたは、同じくらいの子どもを持つ親どうしのつきあい、育児グループ等の子育て支援仲間がいますか。（あてはまるものをすべて選んで○）

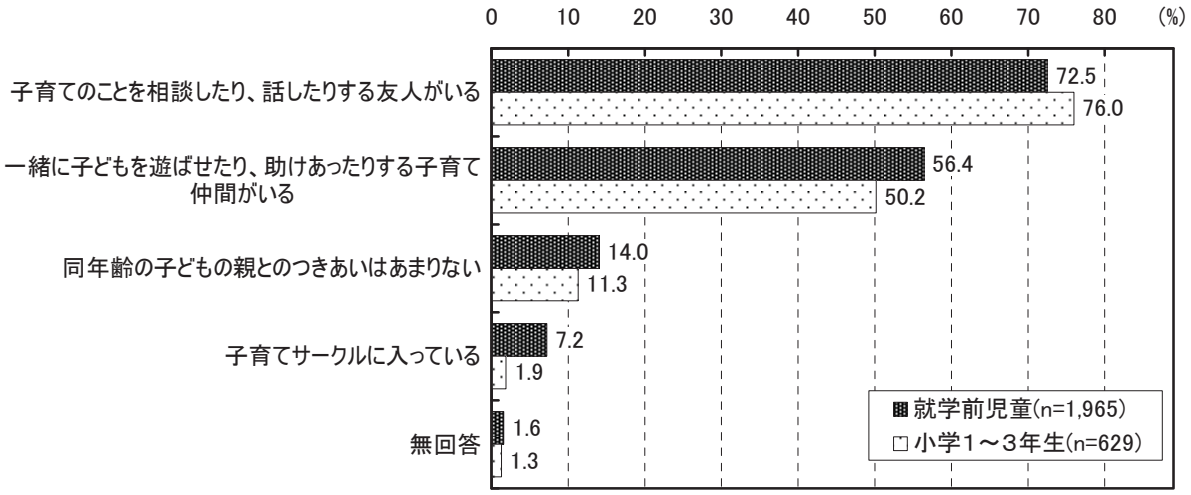

◆子育てに関してあなたはどのようにお考えですか。（あてはまるものをすべて選んで○）

就学前児童の保護者

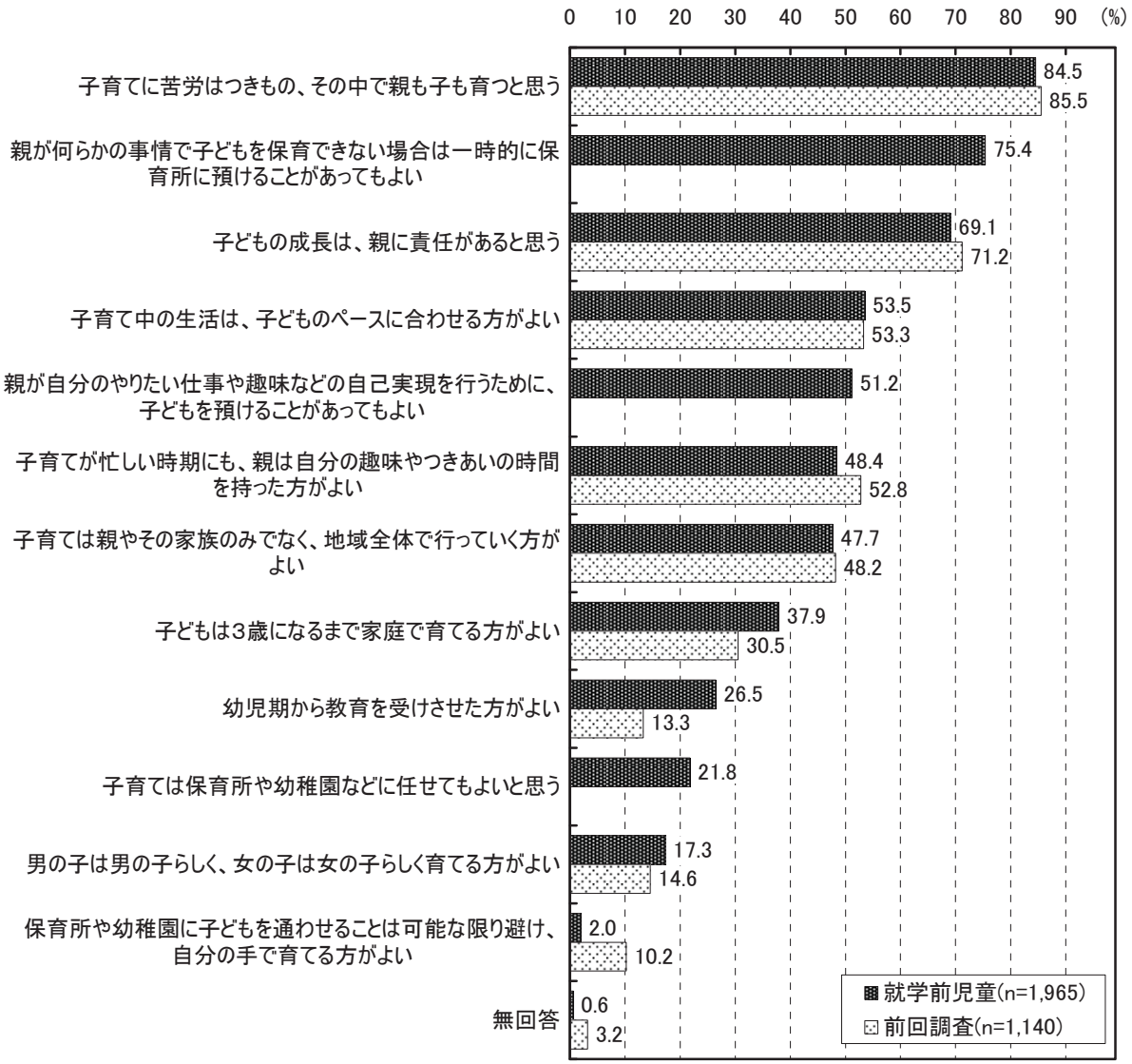

※前回調査の結果は比較可能な選択肢のみ紹介している。

小学１～３年生の保護者

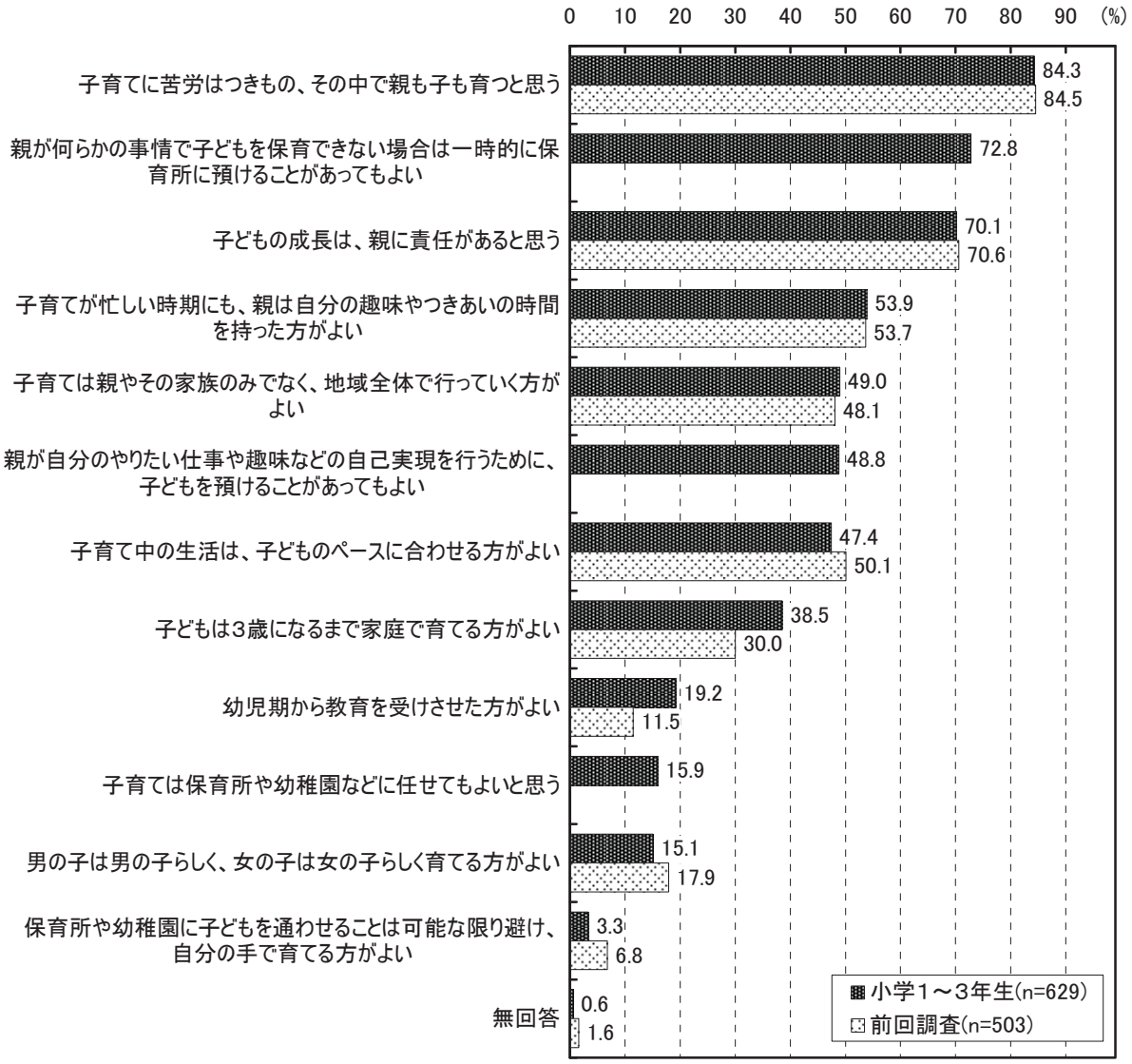

※前回調査の結果は比較可能な選択肢のみ紹介している。

◆お住まいの地域の子育て環境について、日頃どのようにお感じですか。
（①～⑩のそれぞれについて、あてはまるものを１つ選んで○）

就学前児童の保護者（n=1,965）

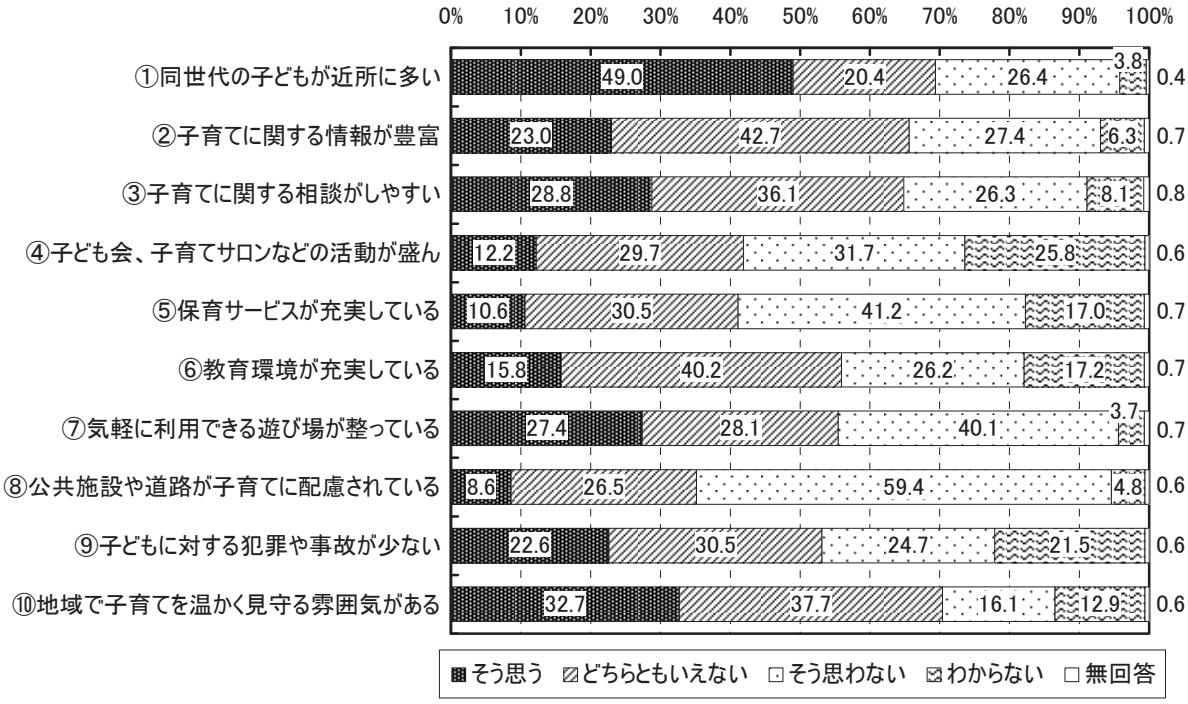

小学１～３年生の保護者（n=629）

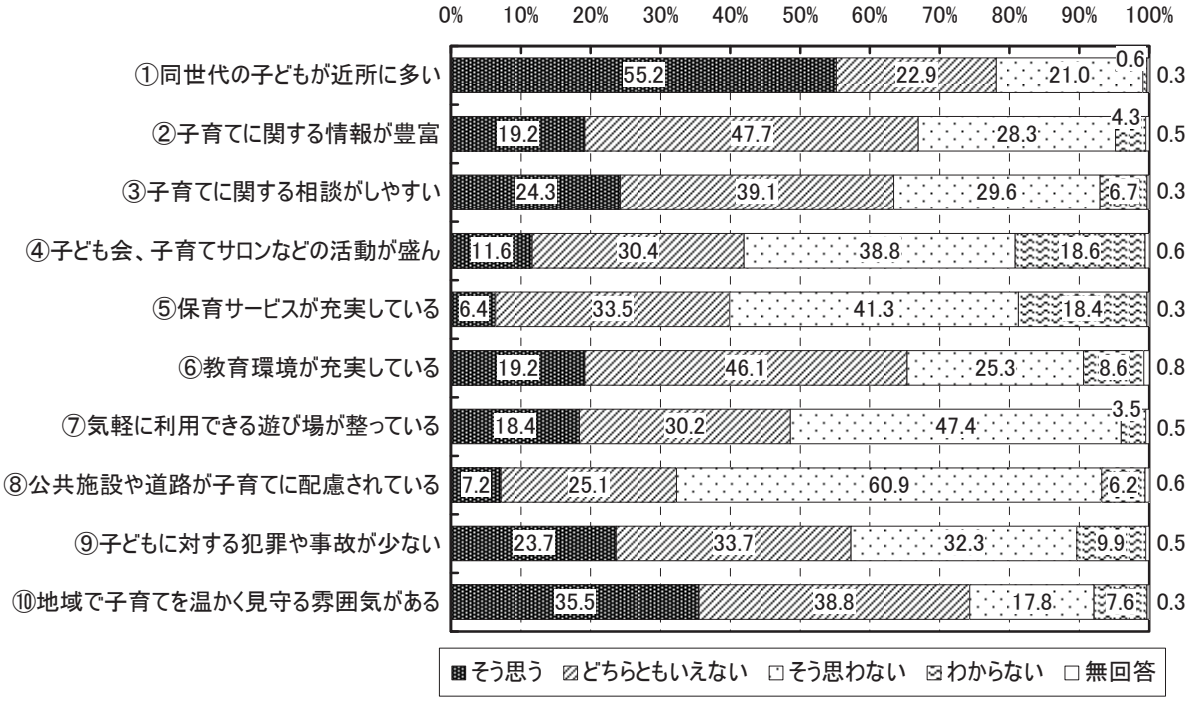

◆次のサービスについて知っていますか。また、これまでに利用（参加）したことはありますか。利用（参加）したことがある方は、満足度もお選びください。サービスのすべてについて、あてはまるものを選んで○をつけてください。

就学前児童の保護者：サービスの周知度・利用(参加)状況（n=1,965）

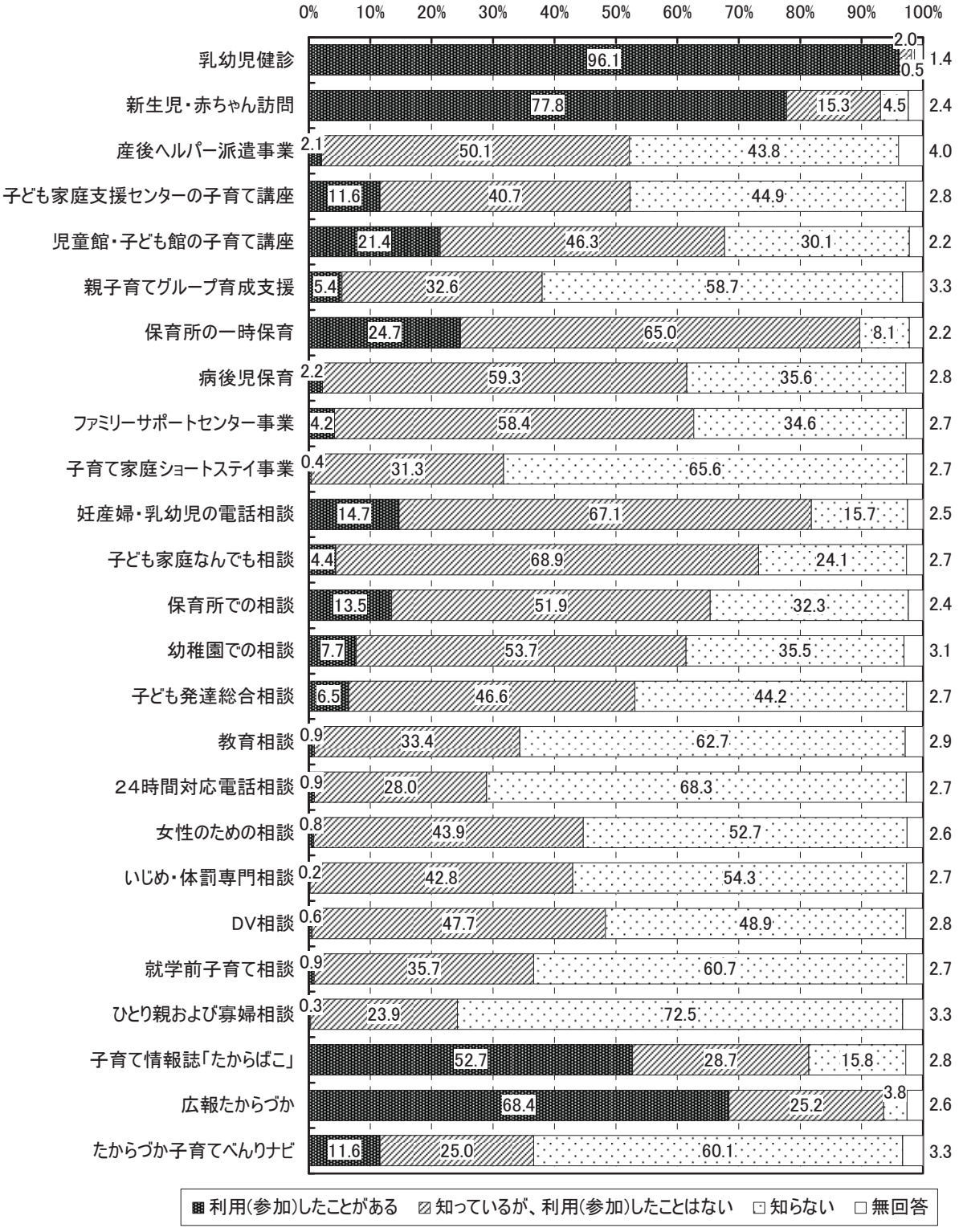

小学１～３年生の保護者：サービスの周知度・利用(参加)状況（n=629）

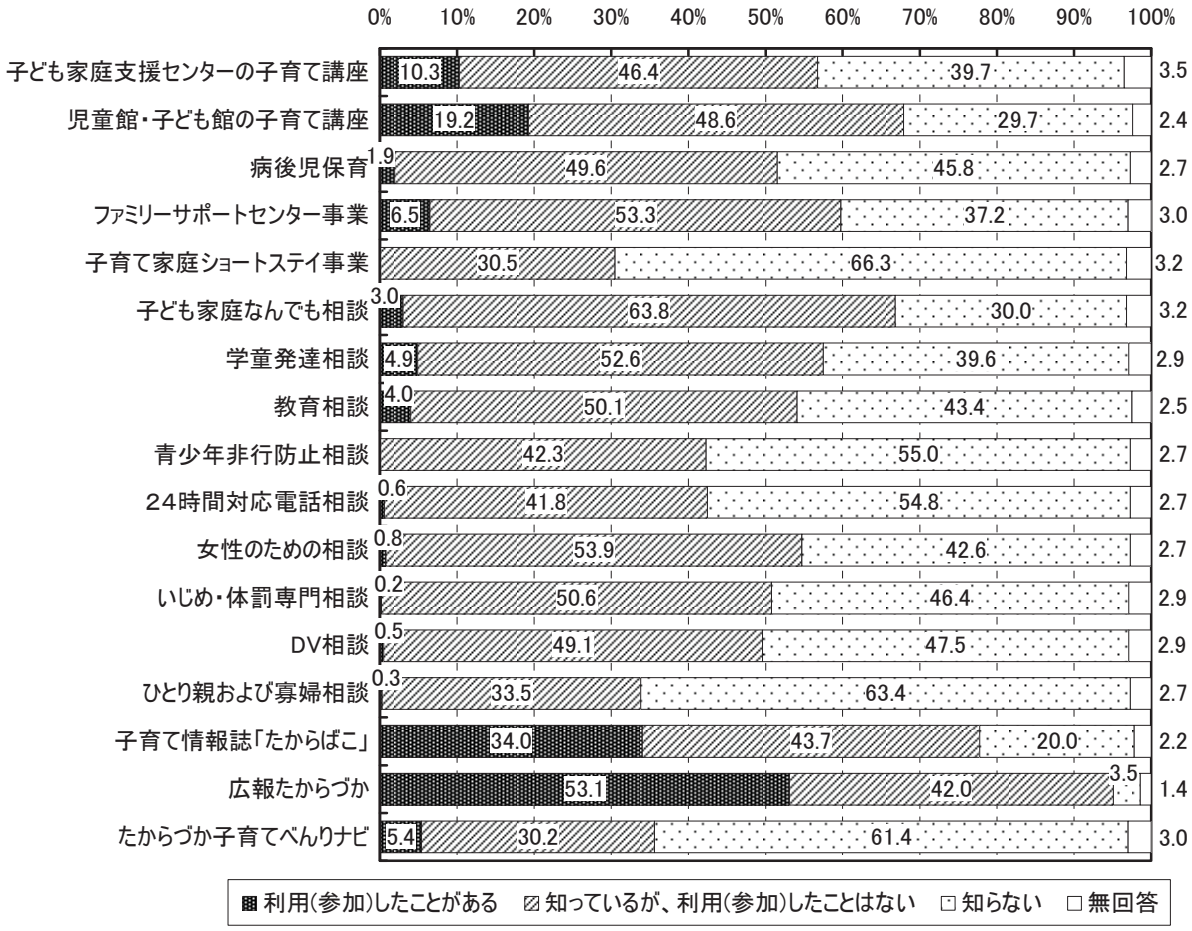

◆子育て支援において、必要と思われるものすべてに○をつけてください。
項目別にＡからＥに分けていますが、どの項目から選んでいただいても結構です。

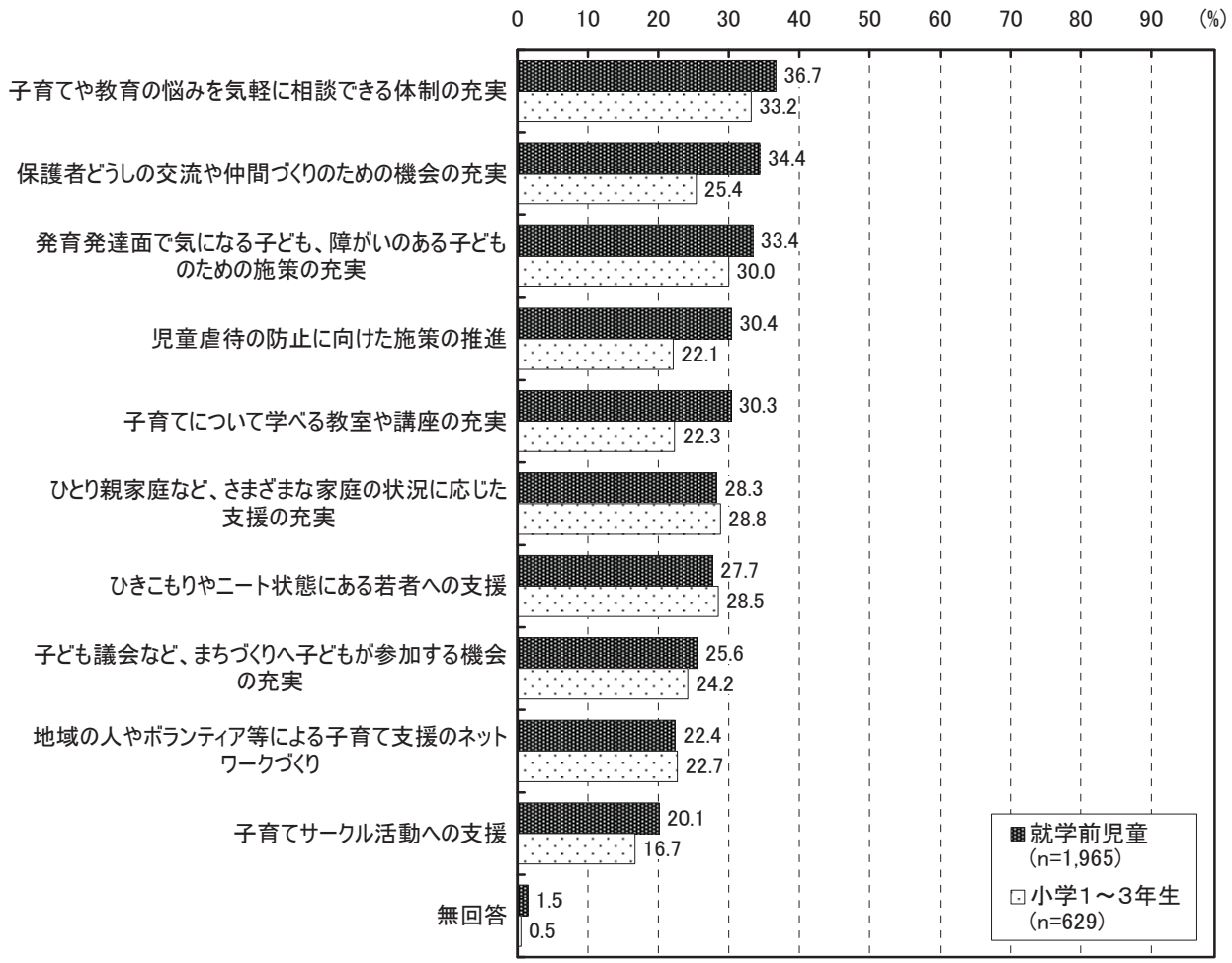
0
10
20
30
40
50
60
70
80
90
(%)
子育てや教育の悩みを気軽に相談できる体制の充実
36.7
33.2
保護者どうしの交流や仲間づくりのための機会の充実
34.4
25.4
発育発達面で気になる子ども、障がいのある子どものための施策の充実
33.4
30.0
児童虐待の防止に向けた施策の推進
30.4
22.1
子育てについて学べる教室や講座の充実
30.3
22.3
ひとり親家庭など、さまざまな家庭の状況に応じた支援の充実
28.3
28.8
ひきこもりやニート状態にある若者への支援
27.7
28.5
子ども議会など、まちづくりへ子どもが参加する機会の充実
25.6
24.2
地域の人やボランティア等による子育て支援のネットワークづくり
22.4
22.7
子育てサークル活動への支援
20.1
16.7
無回答
1.5
0.5
就学前児童 (n=1,965)
小学1～3年生 (n=629)

児童生徒本人に対する調査の結果

◆あなたは、放課後（学校がおわったあと）や学校が休みのときに、どこにいることが多いですか。よくあてはまる番号を３つまでえらんで○でかこんでください。

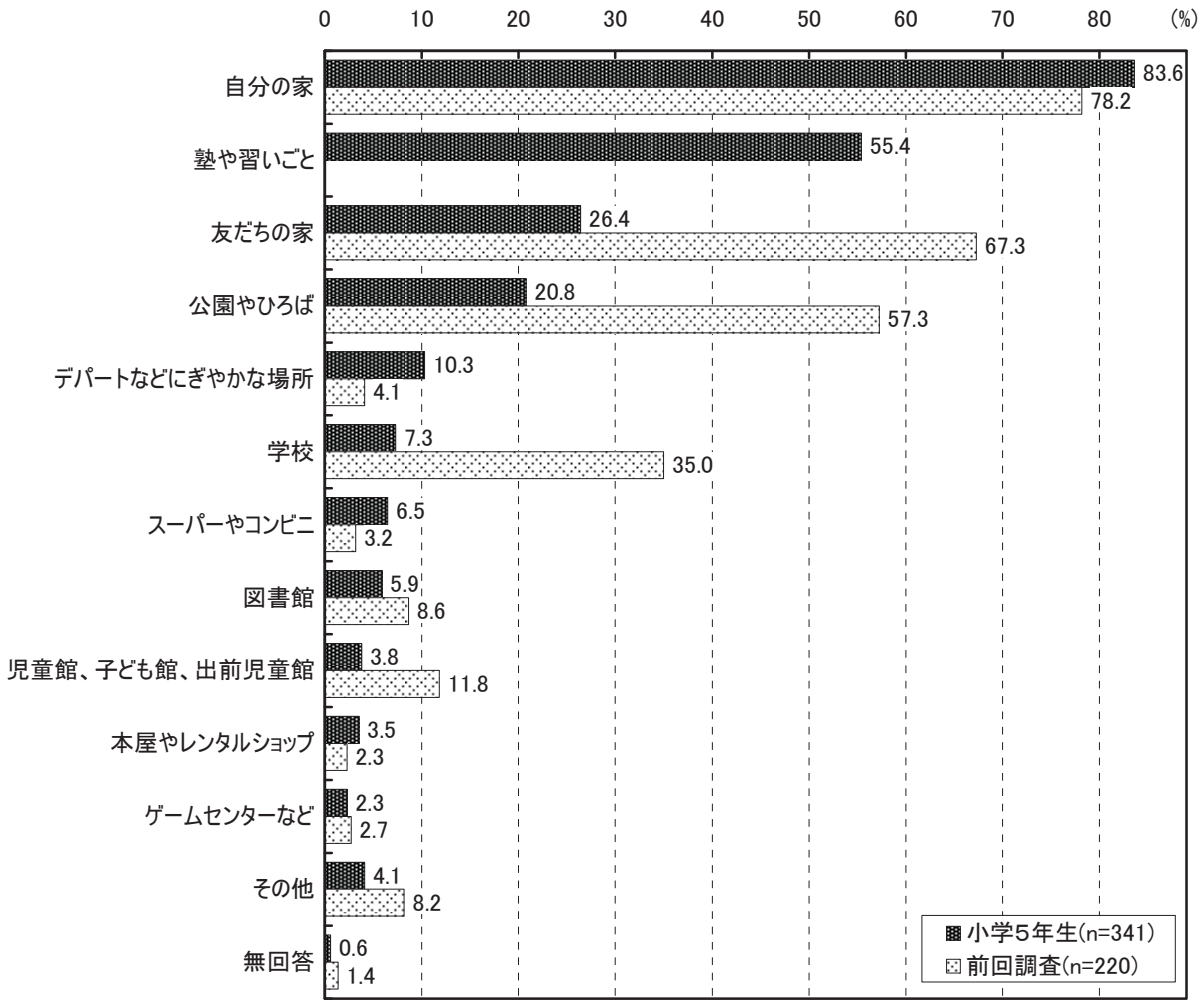

◆あなたは放課後や休日にどんな活動をしていますか。（あてはまるものをすべて選んで○）

中学２年生

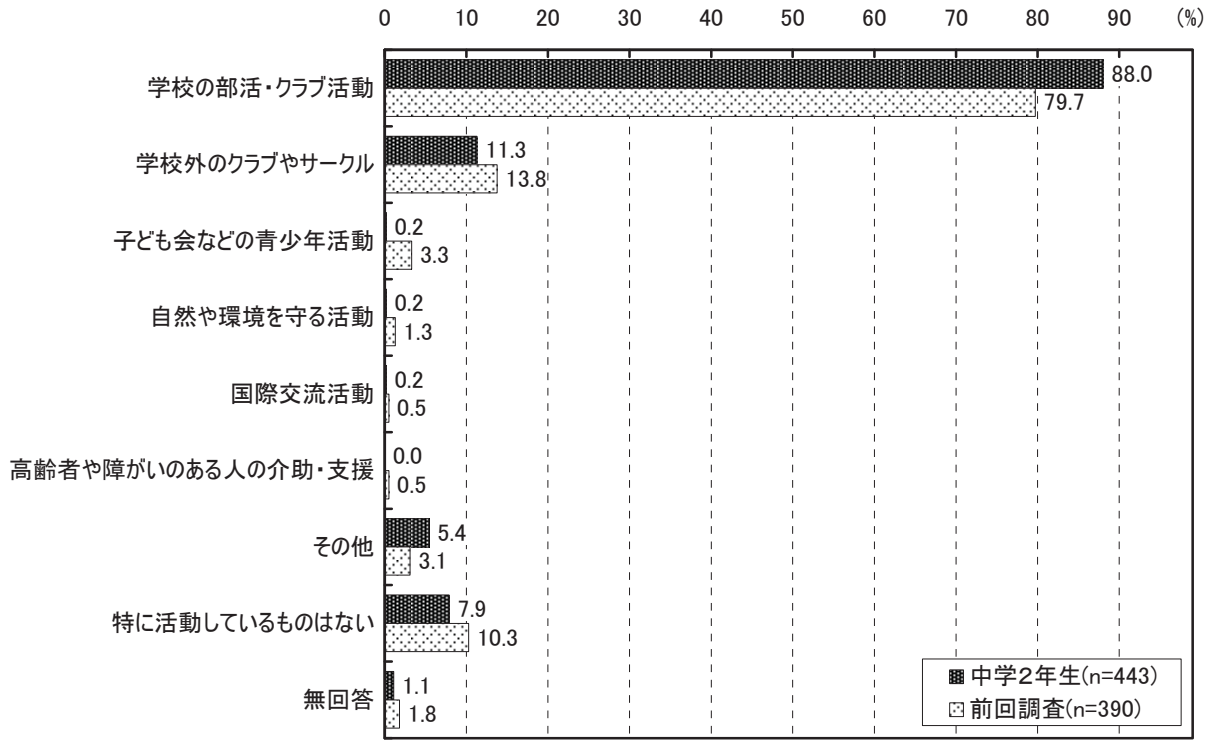

高校２年生

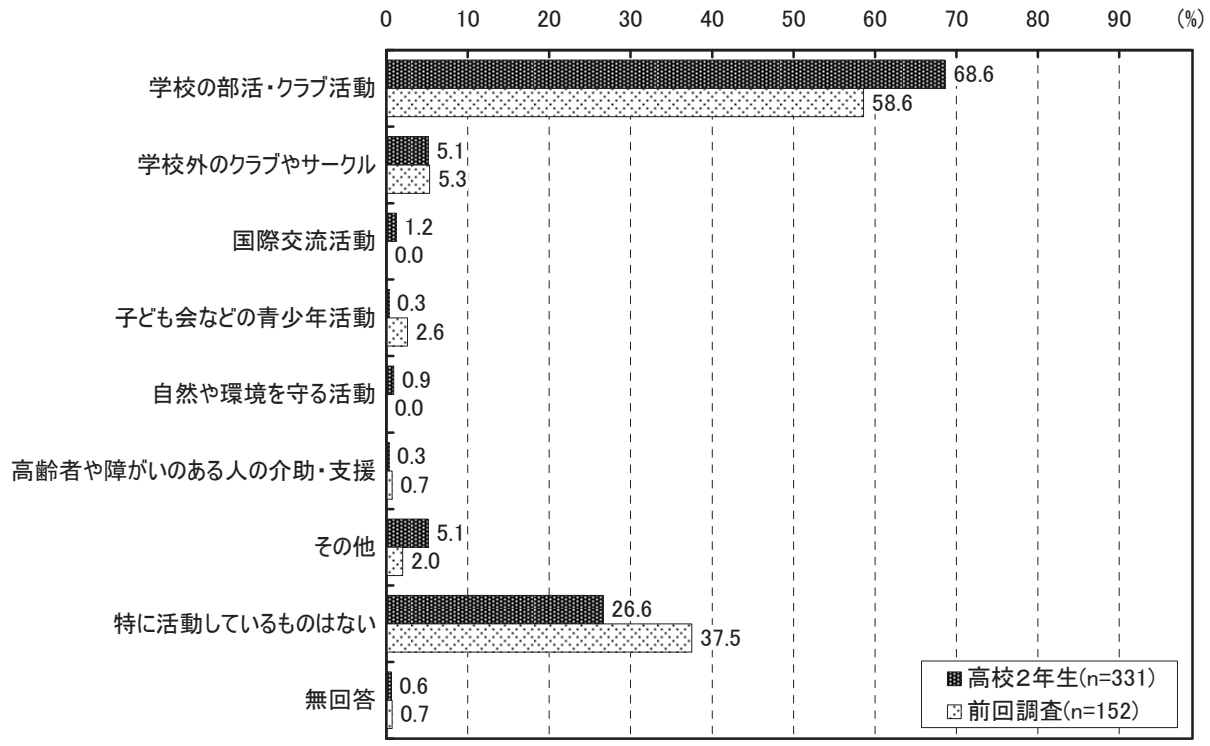

◆あなたが今までで“一番つらい”と思ったのはどんなときですか。（１つ選んで○）

小学５年生

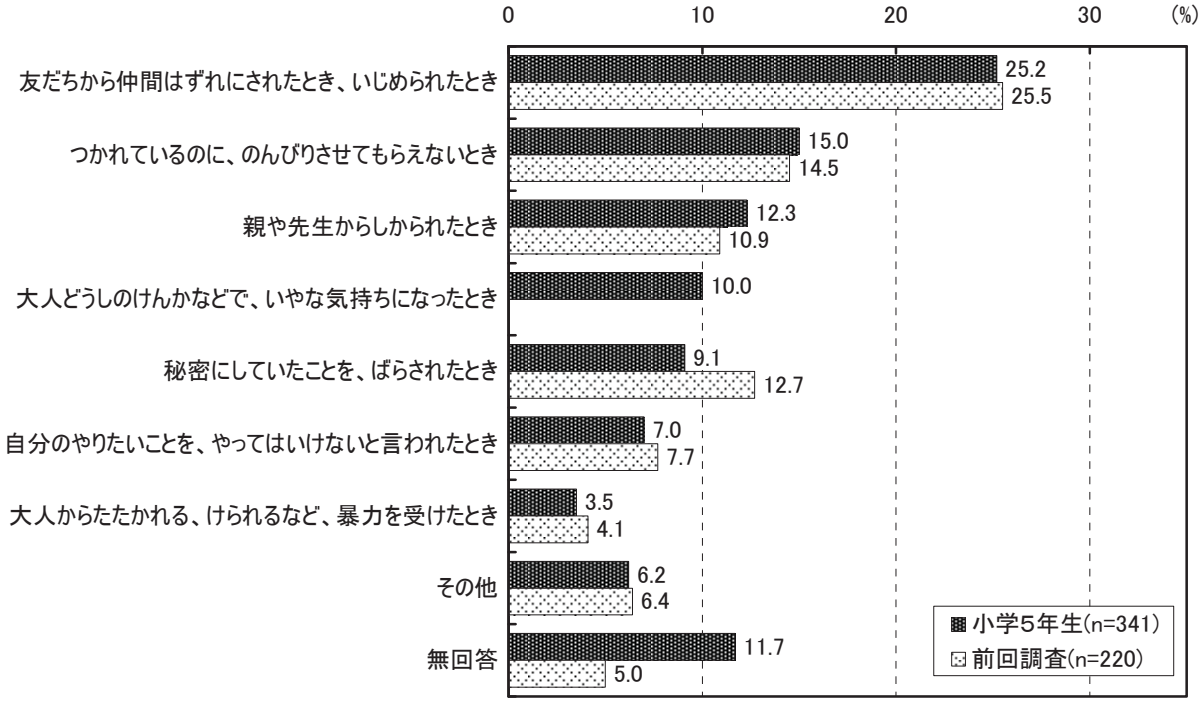

中学２年生

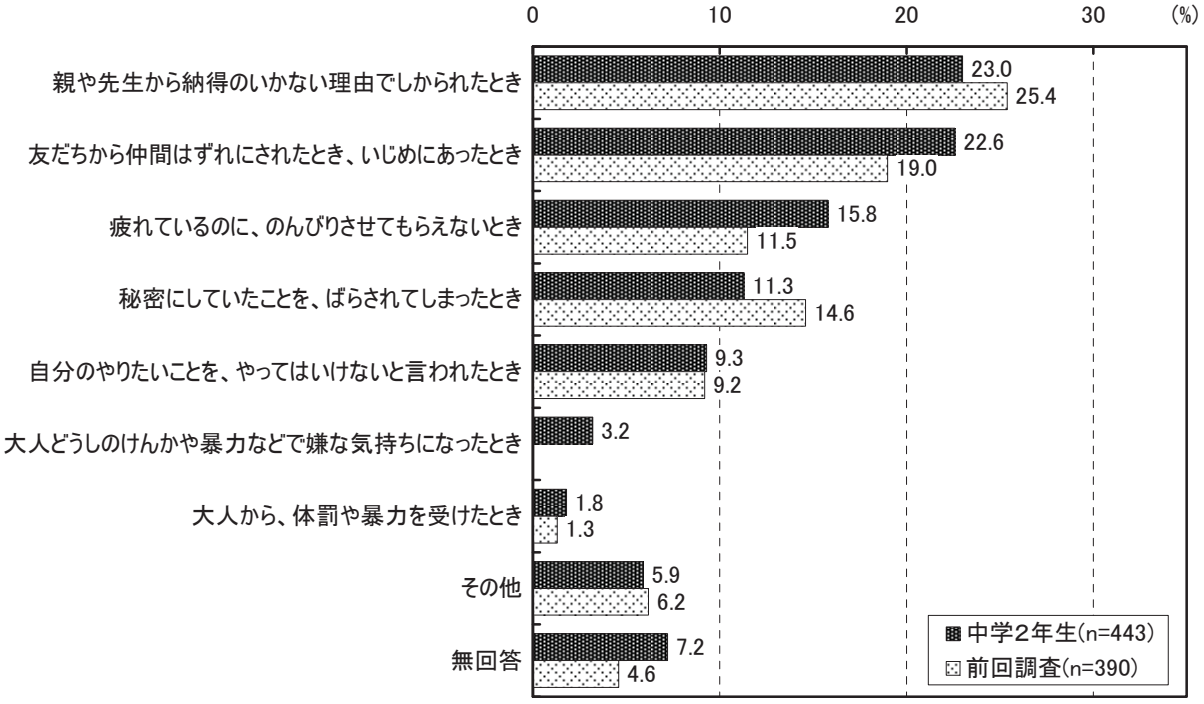

高校２年生

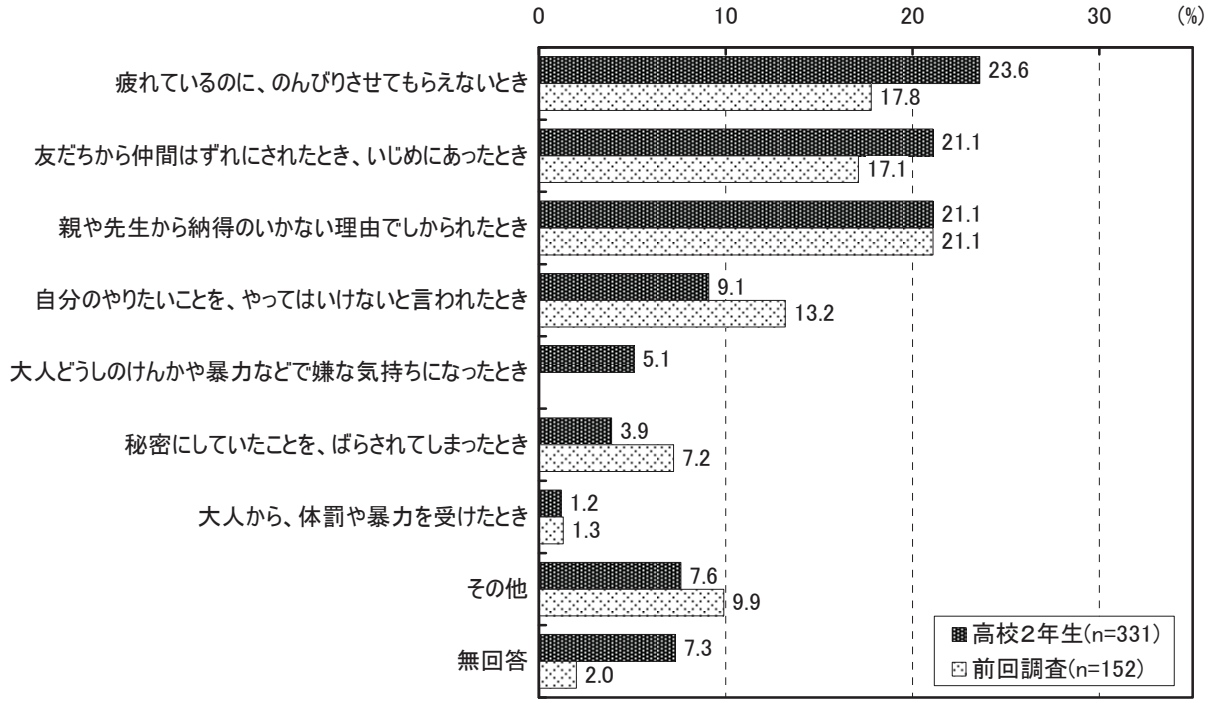

◆あなたは、今、悩みや心配ごとがありますか。（主なものを３つまで選んで○）

小学５年生

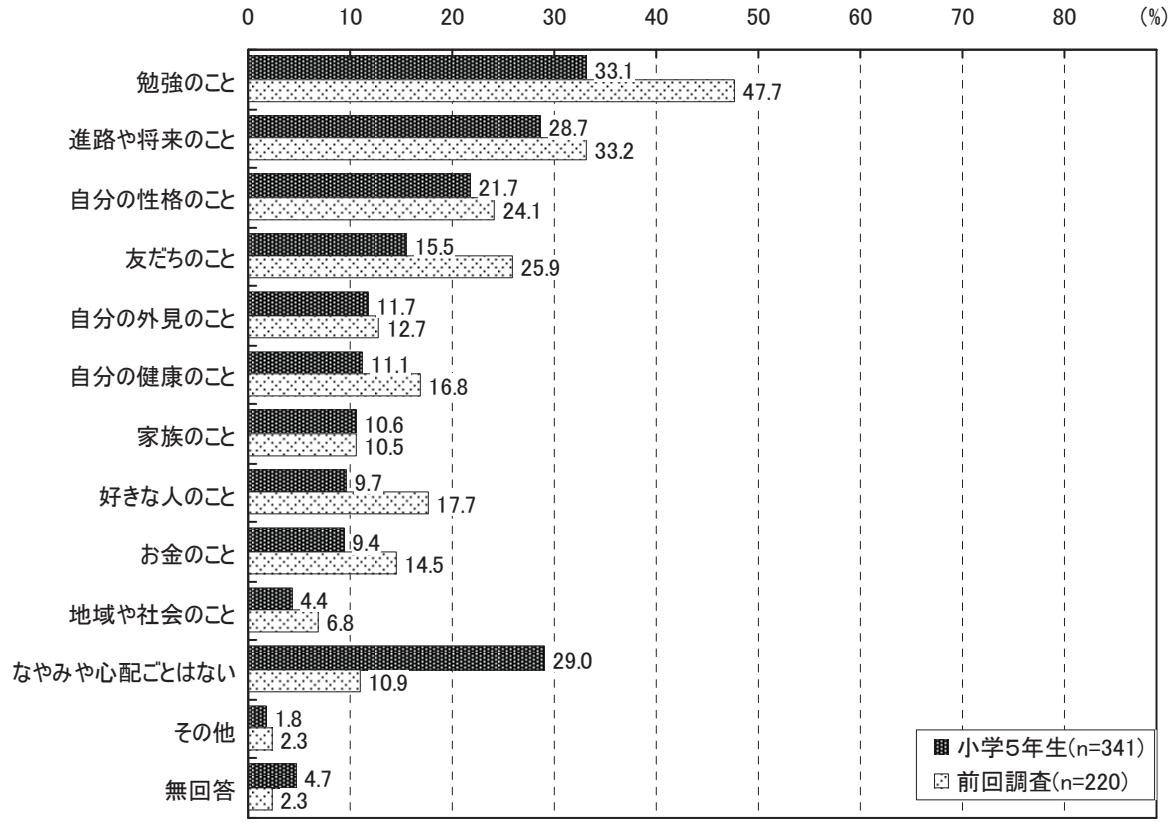

中学２年生

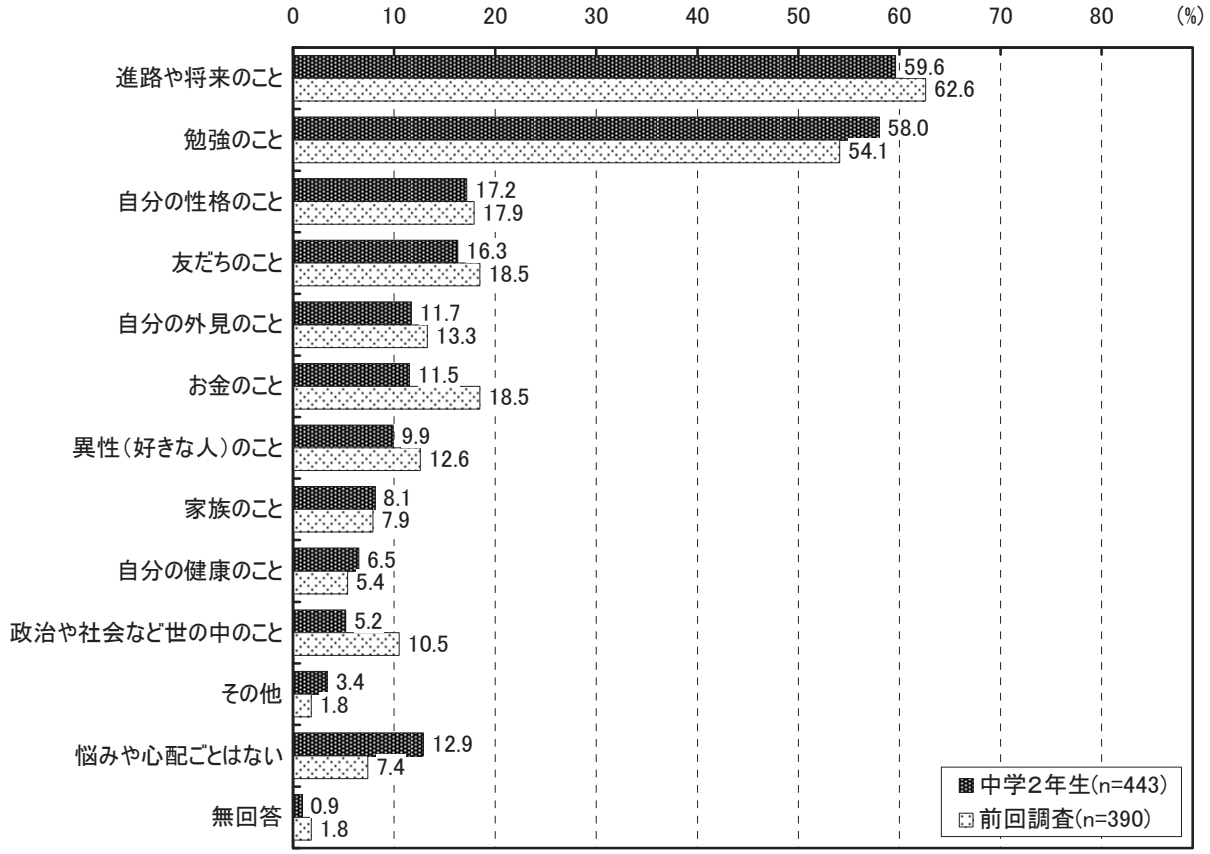
0
10
20
30
40
50
60
70
80
(%)
進路や将来のこと 59.6 62.6
勉強のこと 58.0 54.1
自分の性格のこと 17.2 17.9
友だちのこと 16.3 18.5
自分の外見のこと 11.7 13.3
お金のこと 11.5 18.5
異性（好きな人）のこと 9.9 12.6
家族のこと 8.1 7.9
自分の健康のこと 6.5 5.4
政治や社会など世の中のこと 5.2 10.5
その他 3.4 1.8
悩みや心配ごとはない 12.9 7.4
無回答 0.9 1.8
中学2年生(n=443)
前回調査(n=390)

高校２年生

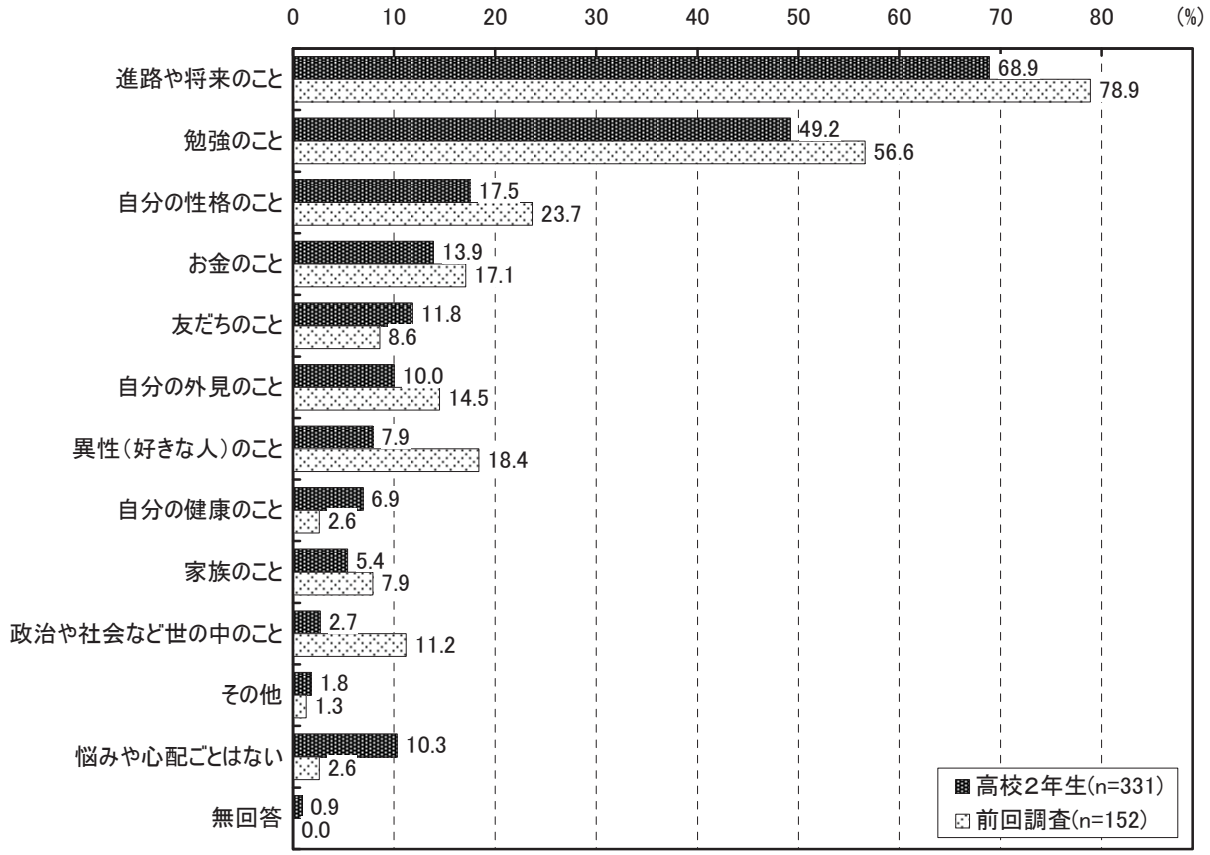
0
10
20
30
40
50
60
70
80
(%)
進路や将来のこと 68.9 78.9
勉強のこと 49.2 56.6
自分の性格のこと 17.5 23.7
お金のこと 13.9 17.1
友だちのこと 11.8 8.6
自分の外見のこと 10.0 14.5
異性（好きな人）のこと 7.9 18.4
自分の健康のこと 6.9 2.6
家族のこと 5.4 7.9
政治や社会など世の中のこと 2.7 11.2
その他 1.8 1.3
悩みや心配ごとはない 10.3 2.6
無回答 0.9 0.0
高校2年生(n=331)
前回調査(n=152)

◆あなたといっしょに住んでいる人に、「あなたがしてほしいな」と思うことはどんなことですか。あてはまる番号をすべてえらんで○でかこんでください。

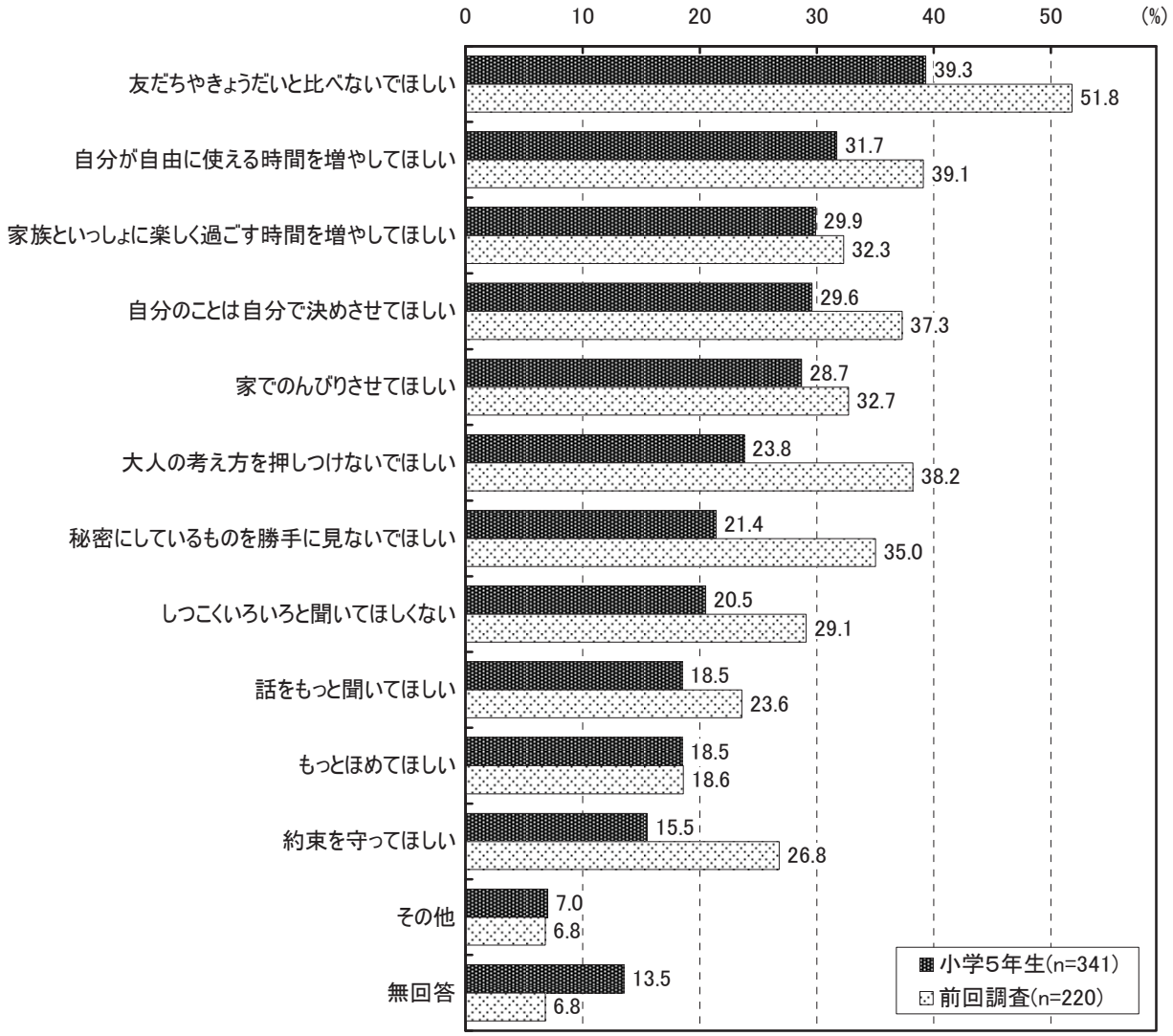

◆次の中から、あなたが一緒に住んでいる大人にしてほしいと思うことを、すべて選んで○をつけてください。

中学２年生

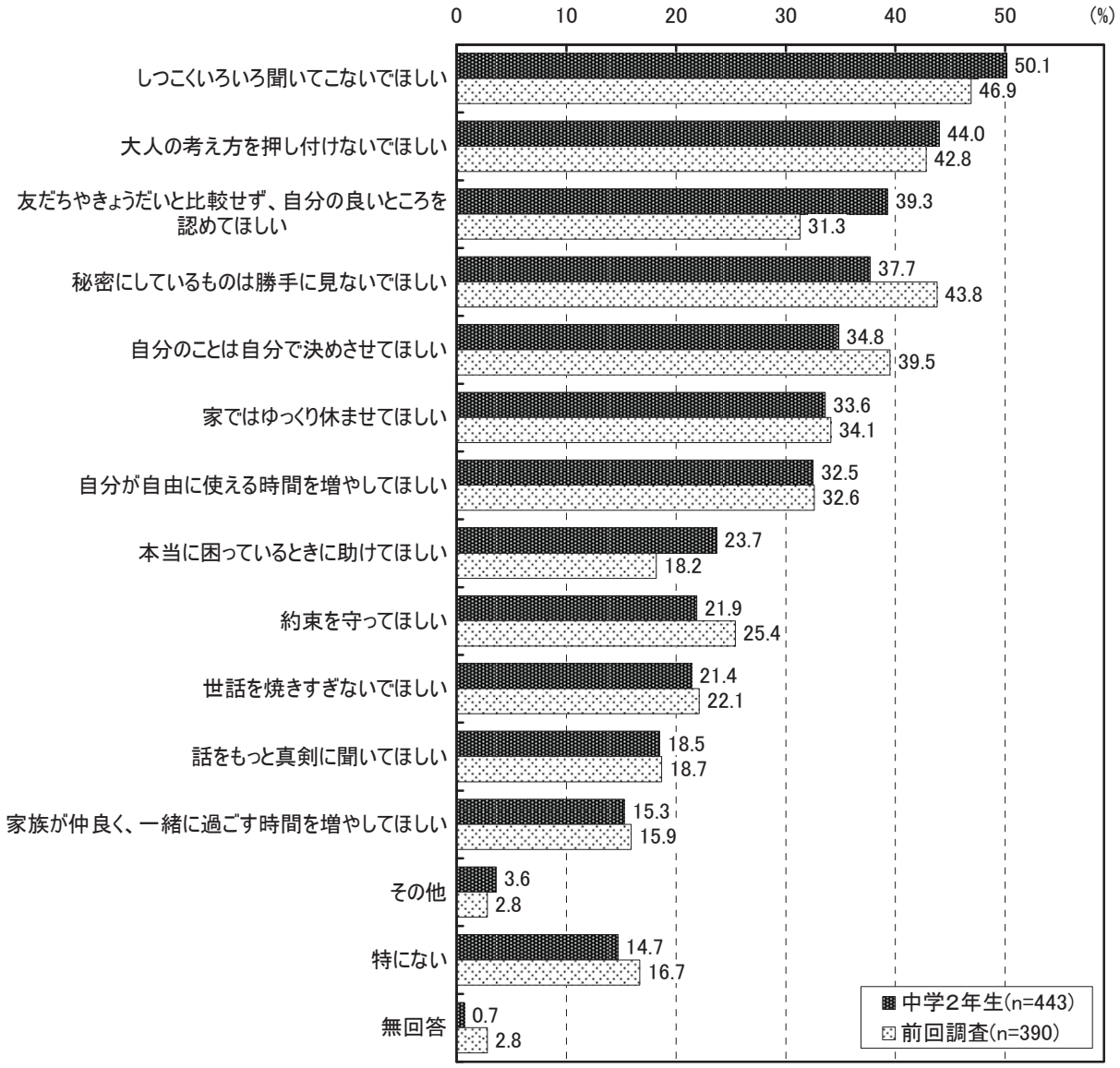

高校２年生

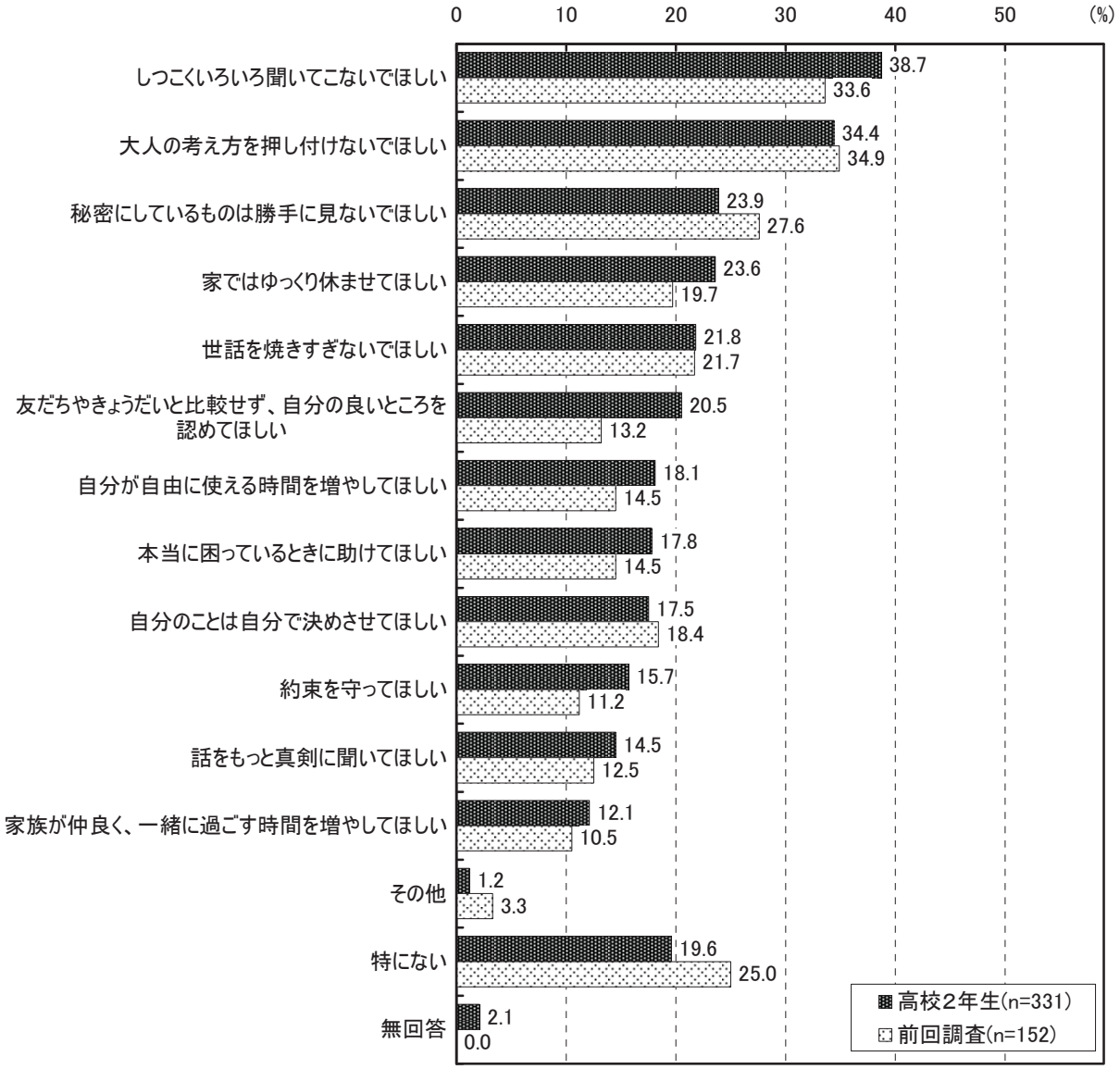
0
10
20
30
40
50
(%)
しつこくいろいろ聞いてこないでほしい
38.7
33.6
大人の考え方を押し付けないでほしい
34.4
34.9
秘密にしているものは勝手に見ないでほしい
23.9
27.6
家ではゆっくり休ませてほしい
23.6
19.7
世話を焼きすぎないでほしい
21.8
21.7
友だちやきょうだいと比較せず、自分の良いところを認めてほしい
20.5
13.2
自分が自由に使える時間を増やしてほしい
18.1
14.5
本当に困っているときに助けてほしい
17.8
14.5
自分のことは自分で決めさせてほしい
17.5
18.4
約束を守ってほしい
15.7
11.2
話をもっと真剣に聞いてほしい
14.5
12.5
家族が仲良く、一緒に過ごす時間を増やしてほしい
12.1
10.5
その他
1.2
3.3
特にない
19.6
25.0
無回答
2.1
0.0
高校2年生(n=331)
前回調査(n=152)

◆あなたは、大きくなってからも宝塚市に住みたいですか。あてはまる番号を１つだけえらんで○でかこんでください。

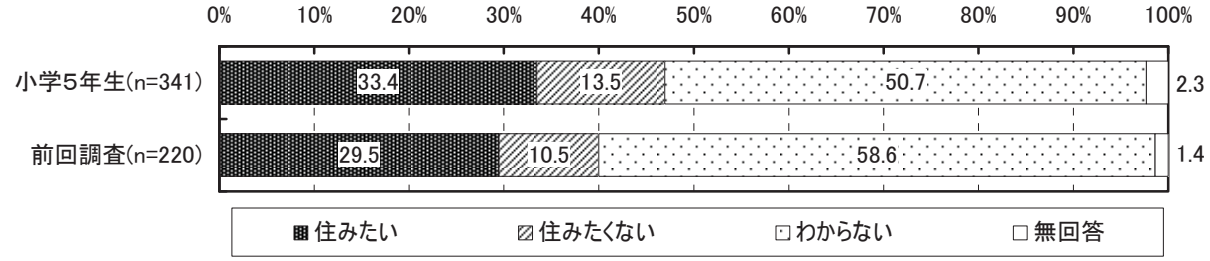

◆将来、あなたは宝塚市に住みたいですか。（１つ選んで○）

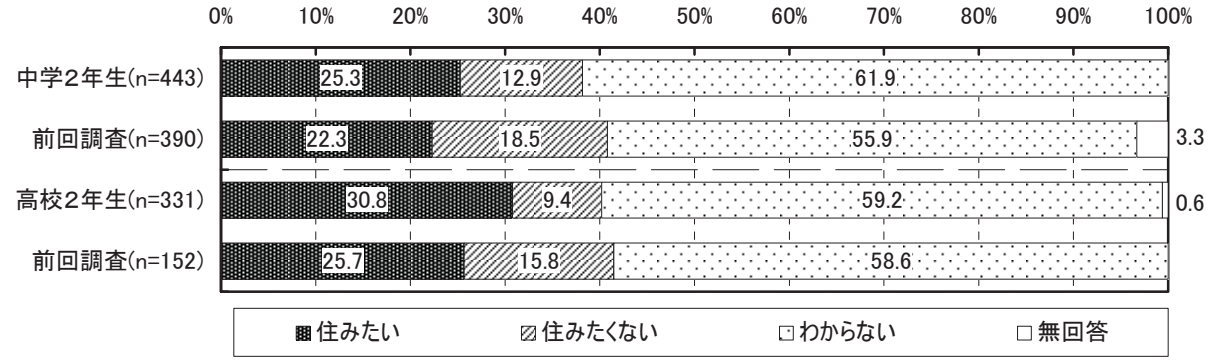

◆あなたが、宝塚市にしてもらいたいことは何ですか。あなたの気持ちにあてはまる番号を選んで○をつけてください。

子どもが自由に遊べる安全な遊び場を増やしてほしい

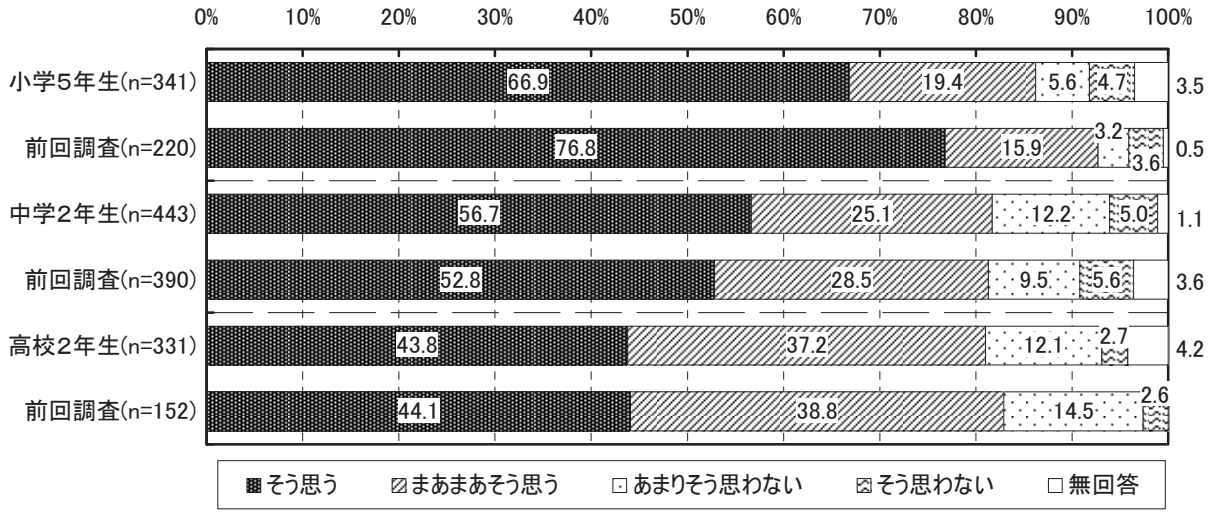

地域のおまつりや行事を増やしてほしい／地域の活動や行事を増やしてほしい

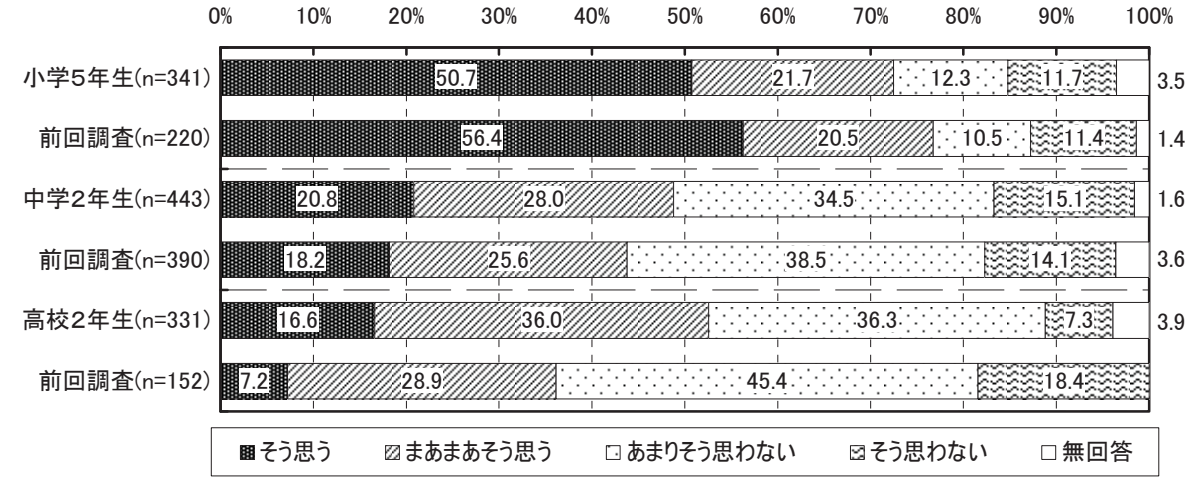

子どもが相談できるところを増やしてほしい／子どもが直接相談できるところを増やしてほしい

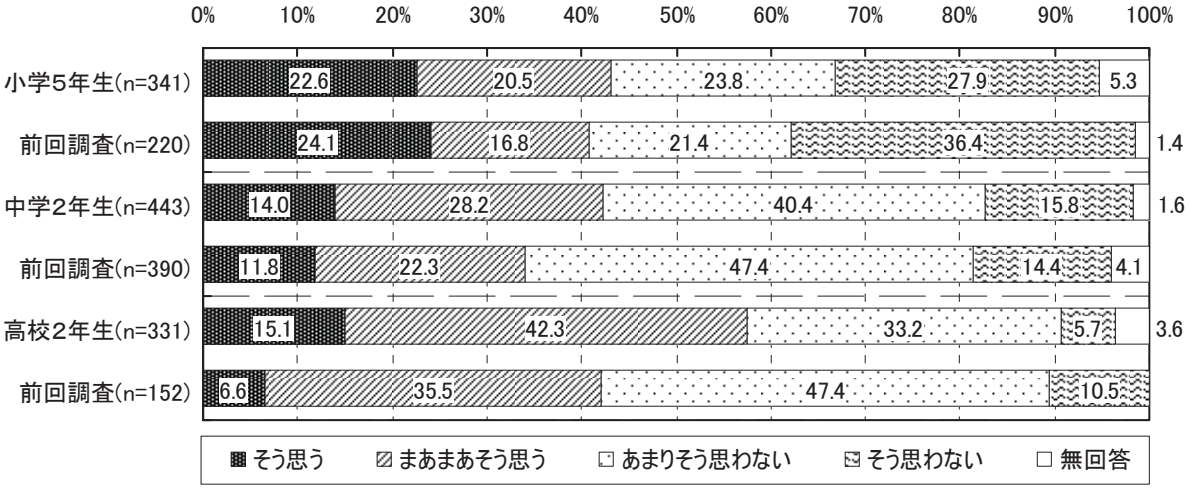

いろいろな国の人とふれあう機会がほしい

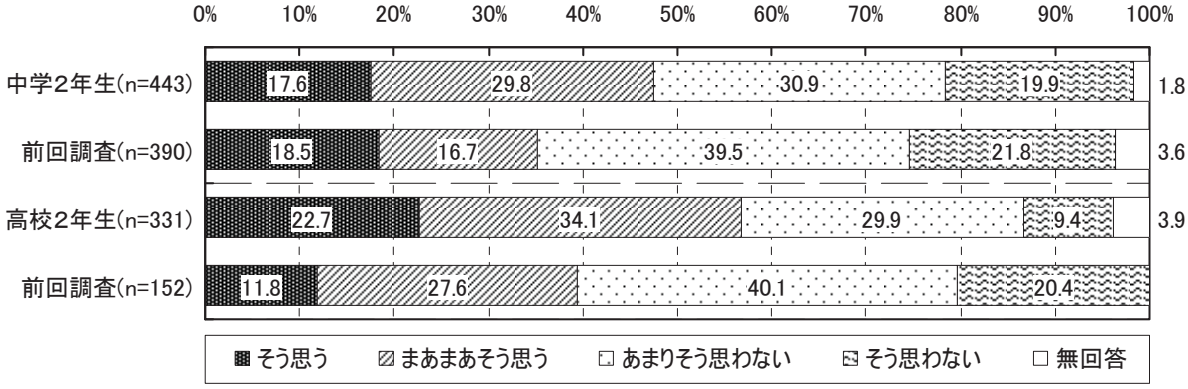

３．その他（用語の説明、関係法令・条例等）

（１）用語の説明

【あ行】	エンパワメント	何か他の力を借りながら（サポートを受けながら）、自分の内なる力を引き出す、自立すること。語源は他動詞のempower（～に力を与える、(人に)自信を持たせる、(人を)力づける）の名詞形。
【か行】	確認を受けない幼稚園	子ども・子育て支援新制度に移行せず、市町村からの給付を受けるための市の確認を受けない私立幼稚園。
	健康づくり推進員	まちづくり協議会からの推薦により市から委嘱を受け、地域での健康づくり活動を担っています。健康センターの地区担当保健師と連携し、地域における健康づくり事業の企画、運営などを行っています。
	子ども館	「児童館・子ども館」の説明を参照。
	子ども・子育て関連３法	「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正法）」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」。
【さ行】	指定保育所	待機児童解消のため、市内にある認可外保育所で市が定める一定の基準を満たし、市が指定している保育所。指定された保育所は市の助成を受け、運営を行います。
	児童館・子ども館	児童館は、児童福祉法に基づき、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設。市内に大型児童センター及び各ブロック（第6ブロックを除く）に設置した地域児童館7カ所があります。第6ブロックについては、地形的な特性から児童館と同等の機能を有する小規模な施設を子ども館として3カ所整備しています。
	児童の権利に関する条約	18歳未満を「児童」と定義し、児童の人権の尊重や権利の確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したもの。平成元年（1989年）11月20日に第44回国際連合総会において採択され、日本は平成6年（1994年）に批准しました。
	市内７ブロック	本市では、概ね小学校区を単位として、コミュニティ活動をさらに活発かつ効果的に繰り広げるための核となる「まちづくり協議会」を組織しています。また、これらの連携やネットワーク化の必要性から市域の7ブロック化策を平成8年度（1996年度）に決定しました。
	小規模保育事業所Ａ型	乳幼児(0～3歳未満児)を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育。保育士の職員配置や設備等について認可保育所とほぼ同じ基準で保育の運営を行います。

【さ行】	スクールソーシャルワーカー	スクール（school=学校）、ソーシャル（social=社会の）、ワーカー（worker=働く人）の文字通り、学校や行政及び福祉関係施設など外部機関と連携しながら、子ども本人や子どもを取り巻く家庭・地域環境に注目し、問題解決を図る者。社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を有します。
【た行】	たからづか学校応援団	地域住民が各学校でボランティア活動を行い、学校教育を支えるとともに、地域の教育力を高めることを目的とした事業。図書・園芸・登下校見守り活動を中心に、全市立小学校と8中学校で活動が行われています。
	宝塚市子ども条例	子どもの育成の基本理念を定め、子育て家庭への支援を始めとする施策の着実な推進を図るため、長期的、総合的な指針として、平成19年（2007年）4月1日に制定した条例。
	宝塚市特定事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づき、国及び地方公共団体が策定する計画で、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう職場を挙げて支援する環境を整備するために策定するもの。本市では平成17年度（2005年度）に前期計画を、平成22年度（2010年度）に後期計画を策定しています。
	TAKARAっ子いきいきスクール推進事業	学校・家庭・地域社会が一体となり、開かれた信頼される学校園づくり、躍動感あふれる学校園づくりを推進することを目的とした事業。
	地域型保育事業	乳幼児(0～3歳未満児)を対象とした定員19人までの保育事業のことで、以下の4事業に分類されます。 ①小規模保育(利用定員6～19人以下) ②家庭的保育(利用定員5人以下) ③居宅訪問型保育(乳幼児1人に対して保育士等1人が対応) ④事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）
	地域子ども・子育て支援事業	市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業で、利用者支援事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業など全部で13事業あります。
	地域児童育成会	「放課後児童健全育成事業」の説明を参照。
	特定教育・保育施設	子ども・子育て支援新制度に基づく市町村からの給付を受ける施設として、市が確認する幼稚園、保育所又は認定こども園。
	特定地域型保育事業（所）	子ども・子育て支援新制度に基づく市町村からの地域型保育に係る給付を受ける事業（所）として、市が確認する事業（所）。
【な行】	認定こども園	保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、都道府県知事が条例に基づき認定します。親が働いている・いないにかかわらず利用できます。

【は行】	フレミラ宝塚	老人福祉センターと大型児童センターの複合施設で、高齢者と児童に「学習・文化活動」・「仲間づくり」・「交流」の場を提供する世代間交流の拠点です。あわせて、同施設内に子ども家庭支援センターやファミリーサポートセンターを設置し、子育て支援の拠点としています。
	ペアレントトレーニング（コモンセンス・ペアレンティング）	アメリカで開発された、行動療法の理論背景をもとに、子どもの問題行動を減らし、望ましい行動を効果的にしつけられるスキルの体得を経験的に学習するプログラム。
	保育利用率	子どもの数に占める保育を必要とする子どもの割合。
	放課後子ども教室	地域住民や大学生・企業OBなど様々な人材の協力を得て、放課後等に学校等の施設を活用し、全ての子どもを対象とした学習支援や多様なプログラムを実施する事業。本市では、保護者や地域住民が中心となって、放課後の小学校の校庭などを利用し、子どもの主体性を大切にした遊びの場をつくることにより子どもの居場所を提供する取組を行っています。
	放課後子ども総合プラン	全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、厚生労働省の「放課後児童クラブ」（地域児童育成会等）と文部科学省の「放課後子供教室」を一体的にまたは連携して実施するための国の計画。
	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全育成を図ることを目的とした事業。市が運営する放課後児童クラブが地域児童育成会であり、他にNPO法人や社会福祉法人が運営する放課後児童クラブがあります。
【ま行】	まちづくり協議会	市域を概ね小学校区を単位として、自治会を中核に、地域で活躍する団体、グループなどあらゆる人たちとの連携を図りながらまちづくり活動を推進する組織。
【や行】	養育支援ネット事業	支援が必要な親子に対して、市町等が医療機関からの情報提供を受け、保健師等の訪問指導により必要な支援を行うことで、虐待防止や子の健やかな成長発達を目指すネットワーク。
	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもやさまざまな問題を抱えている要保護児童若しくは、要支援児童及びその保護者又は特定妊婦の早期発見や適切な保護等を図るために、地域の関係機関が子ども等に関する情報等を共有し、連携と協力により適切な支援を行うために平成18年（2006年）に設置した機関。
【ら行】	連携施設	小規模保育事業者等による保育の終了後、満3歳以上の児童に対して保育を継続的に提供するために、連携協力を行う幼稚園、保育所又は認定こども園のことで保育内容の支援等を実施する施設。

（２）児童の権利に関する条約（抜粋）

前　文

この条約の締約国は、

国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、

国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、

家族が、社会の基礎的な集団として並びに家族のすべての構成員特に児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で、幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が 1924 年の児童の権利に関するジュネーヴ宣言、及び 1959 年 11 月 20 日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第二十三条及び第二十四条）、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約（特に十条）並びに児童の福祉に関する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、

国内又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、

極めて困難な条件の下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること。また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、

あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要である

ことを認めて、
次のとおり協定した。

〔条約の概要〕
この条約は、前文、本文五十四箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 児童の定義
児童とは、十八歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。(第一条)

2 締約国の義務
(1) 一般的義務
(2) 生命に対する権利
締約国は、生命に対する児童の固有の権利を認めるものとし、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する(第六条)。
(3) 登録、氏名、国籍等についての権利
(ｲ) 締約国は、児童が出生後直ちに登録され、氏名を有し及び国籍を取得する権利の実現を確保する(第七条)。
(ﾛ) 締約国は、児童が国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項を保持する権利を尊重し、その身元関係事項が不法に奪われる場合には、これを回復するため、適当な援助及び保護を与える(第八条)。
(4) 家族から分離されない権利
(ｲ) 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保し、また、父母の一方又は双方から分離されている児童が父母との接触を維持する権利を尊重する(第九条)。
(ﾛ) 家族の再統合のための児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う(第十条)。
(ﾊ) 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる(第十一条)。
(5) 意見を表明する権利
締約国は、児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保する。児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される。(第十二条)
(6) 表現の自由についての権利
児童は、表現の自由についての権利を有する(第十三条)。
(7) 思想、良心及び宗教の自由についての権利
締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する(第十四条)。
(8) 結社及び集会の自由についての権利
締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める(第十五条)。
(9) 干渉又は攻撃に対する保護

いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない（第十六条）。

(10) 情報及び資料の利用

締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が多様な情報源からの情報及び資料を利用し得ることを確保する（第十七条）。

(11) 家庭環境における児童の保護

(ｲ) 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するとの原則の認識を確保するために最善の努力を払う（第十八条）。

(ﾛ) 締約国は、虐待、放置、搾取（性的虐待を含む。）等から児童を保護するためのすべての適当な措置をとる（第十九条）。

(ﾊ) 家庭環境を奪われた児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する（第二十条）。

(ﾆ) 締約国は、児童の養子縁組に当たり、児童の最善の利益について最大の考慮が払われること、また、権限のある当局によってのみこれが認められることを確保する（第二十一条）。

(12) 難民の児童に対する保護及び援助

締約国は、難民の地位を求めている児童又は難民と認められている児童が適当な保護及び人道的な援助を受けることを確保するための適当な措置をとる（第二十二条）。

(13) 医療及び福祉の分野における児童の権利

(ｲ) 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める（第二十三条）。

(ﾛ) 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める（第二十四条）。

(ﾊ) 締約国は、養護、保護又は治療を目的として収容された児童に対する処遇等に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める（第二十五条）。

(ﾆ) 締約国は、すべての児童が社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、このための必要な措置をとる（第二十六条）。

(ﾎ) 締約国は、相当な生活水準についての児童の権利を認める（第二十七条）。

(14) 教育及び文化の分野における児童の権利

(ｲ) 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するための措置をとる。また、締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。（第二十八条）

(ﾛ) 締約国は、児童の教育が、児童の人格、才能等を最大限度まで発達させること、人権及び基本的自由並びに国連憲章にうたう原則の尊重を育成すること、児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること等を指向すべきことに同意する（第二十九条）。

(ﾊ) 少数民族に属し又は原住民である児童は、自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない（第三十条）。

(ﾆ) 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童が遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に参加する権利を認める（第三十一条）。

(15) 搾取等からの児童の保護

(ｲ) 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは教育の妨げとなり又は健康若しくは発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める（第三十二条）。

(ﾛ) 締約国は、麻薬及び向精神薬の不正な使用からの児童の保護等のためのすべての適当な措置をとる（第三十三条）。

(ﾊ) 締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する（第三十四条）。

(ﾆ) 締約国は、児童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な措置をとる（第三十五条）。

(ﾎ) 締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する（第三十六条）。

(16) 自由を奪われた児童、刑法を犯したと申し立てられた児童等の取扱い及び武力紛争における児童の保護

(ｲ) 締約国は、いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと等を確保する。締約国は、また、自由を奪われた児童が、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること、特に、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されること等を確保する。（第三十七条）

(ﾛ) 締約国は、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる（第三十八条）。

(ﾊ) 締約国は、放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる（第三十九条）。

(ﾆ) 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての意識を促進させるような方法等で取り扱われる権利を認める（第四十条）。

3 条約と国内法及び他の国際法との関係

この条約のいかなる規定も、締約国の法律及び締約国について効力を有する国際法に含まれる規定であって、児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない（第四十一条）。

4 条約の広報義務

締約国は、この条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する（第四十二条）。

〔平成 6 年 5 月 20 日文部科学省文部事務次官通知より引用〕

（３）　宝塚市子ども条例

目次

前文
第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　協働の取組（第４条―第８条）
第３章　基本となる施策（第９条―第１４条）
第４章　推進体制（第１５条・第１６条）
附則

子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在です。性別、国籍、障害などにかかわらず、子どもは、生きる、守られる、育つ、学ぶ、そして参加する権利を有し、個性や他者との違いが認められ、あらゆる形の差別や暴力を受けないなど、一人の人間として尊重され、いきいきと成長していくことが大切にされなければなりません。また、子どもが、他の人の人権や社会のルールを守ることも大切です。

しかしながら、少子化、核家族化、地域連帯の希薄化等が進む中、いじめ、児童虐待及び子どもをめぐる犯罪の多発等、子どもを取りまく環境は大きく変化しています。

このような状況の下、私たちは、日本国憲法が保障する基本的人権及び児童の権利に関する条約を尊重し、豊かな山なみ等恵まれた自然があり、歴史及び文化の息づく宝塚のまちで、社会の一員である子どもが夢と希望を抱き、命を慈しみ、人を思いやる心を持ち、健やかに成長するとともに、子どもを育むことが楽しくなるまちの実現を目指し、この条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、子どもの育成の基本理念を定め、家庭、学校等、地域住民、事業主及び市の役割を明確にするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが健やかに育つ社会の実現を目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　子ども　１８歳未満の者をいう。

（２）　学校等　学校教育施設及び児童福祉施設をいう。

（基本理念）

第３条　子どもの育成は、子どもの自主性を尊重しながら子どもを導き、子ども自らが生きる力を育めること等子どもの最善の利益を考慮し、行われなければならない。

２　子どもの育成は、家庭、学校等、地域住民、事業主及び市がそれぞれの役割に応じて取り組むとともに、相互に連携し、及び協働して行われなければならない。

第２章　協働の取組

（家庭の役割）

第４条　父母その他の保護者は、子育てに対して第一義的責任を有しており、子どもが人格を形成する上で最も重要な役割を担っていることを理解し、家族がお互いに人格を認め合い、

子どもが健やかに育つよう努めなければならない。

（学校等の役割）

第５条　学校等は、教育には次代の担い手である子どもが個性を大切にし、主体的に生きることができるように育成すること等の重要な使命があることを認識し、家庭及び地域住民と連携を図り、子どもがいきいきと育ち、かつ、学ぶことができるよう努めなければならない。

（地域住民の役割）

第６条　地域住民は、地域が子どもの社会性及び豊かな人間性を育む場であることを認識し、地域社会における子どもの健全な育成、子育て家庭への支援等に努めなければならない。

（事業主の役割）

第７条　事業主は、その事業所で働く保護者がその子どもとの関わりを深めることができるよう、雇用環境の整備に努めなければならない。

２　事業主は、子どもの社会性を育むため、地域住民及び学校等が行う子どもの育成に関する活動に協力するよう努めなければならない。

（市の役割）

第８条　市は、子どもの育成に関する施策を推進するとともに、家庭、学校等、地域住民及び事業主が相互に連携並びに協力が図れるよう調整を行うものとする。

第３章　基本となる施策

（子ども及びその家庭への支援）

第９条　市は、地域住民及び関係機関等と連携を図り、子ども及びその家庭への支援を総合的に、かつ、きめ細やかに推進するものとする。

2　市は、母子の健康づくりの支援、小児医療の充実、思春期保健対策等の施策を推進するものとする。

3　市は、子どもに対する虐待の防止に関する支援、障害のある子どもに関する支援、ひとり親家庭に関する支援その他の要保護児童に関する施策を推進するものとする。

（子育てと仕事の両立支援）

第１０条　市は、男女共同参画の推進を図るとともに、事業主への啓発、保育施設の整備等の子育てと仕事の両立支援を推進するものとする。

２　市は、保育の需要を的確に把握し、待機児童の解消及び多様な保育サービスの提供を図るものとする。

（教育環境の整備）

第１１条　市は、子どもの人格の完成を目指し、心身ともに健康な子どもの育成を行うという教育の普遍的な使命を踏まえ、学校教育の充実を図るものとする。

２　市は、人間形成の基礎が培われる乳幼児期からきめ細やかな教育を推進するため、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等が相互に連携を図れるよう調整するものとする。

３　市は、いじめ、不登校、非行等の防止のため、関係機関と連携を図り、必要な対策を講ずるものとする。

（安全、安心の子育て環境の整備）

第１２条　市は、安全な道路交通環境の整備、公共施設のバリアフリー化等の子育てをしやすい生活環境の整備に努めるものとする。

２　市は、地域住民及び関係機関と連携して、子どもに対する犯罪の防止に努め、子どもが安

全で安心して育つ環境の整備を図るものとする。

（家庭及び地域の子育て力及び教育力の向上）

第１３条　市は、子どもを地域社会全体で育てる観点から、家庭、学校等及び地域住民との連携の下、家庭及び地域の子育て力及び教育力の向上に努めるものとする。

２　市は、子どもの発達過程に応じて、家庭教育に関する学習の機会及び情報を提供するものとする。

（子どもの社会参加の促進）

第１４条　市は、子どもが社会の一員であることを認識し、市政等についての情報及び意見を表明する機会を提供するとともに、子どもの意見を市政等に反映するものとする。

２　市は､子どもが遊び､学習等を通して他者との関係及び相互理解を深めるための生活体験、社会体験及び自然体験の機会を提供するものとする。

３　市は、子どもの自発的な参加を支援するため、子どもが自由に安心して集うことができる居場所の整備を図るものとする。

第４章　推進体制

（計画の推進）

第１５条　市長は、子どもの育成に関する施策を総合的に、かつ、計画的に推進するため、当該施策に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

２　市長は、行動計画を策定し、又は変更しようとする場合は、宝塚市子ども審議会条例(平成２５年条例第３４号)に規定する宝塚市子ども審議会(以下「子ども審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

３　市長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

４　市長は、行動計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

（評価）

第１６条　市長は、行動計画に基づいて行った施策について評価をするものとする。

２　市長は、施策を評価する場合は、子ども審議会の意見を聴かなければならない。

３　市長は、第１項の評価について遅滞なくこれを公表するものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

（執行機関の附属機関設置に関する条例の一部改正）

２　執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（４）　宝塚市子ども審議会条例

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７７条第１項の規定に基づき、宝塚市子ども審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、次に掲げる事項を担任する。

（１）　子ども・子育て支援法第７７条第１項第１号から第３号までに掲げるもの

（２）　宝塚市子ども条例（平成１９年条例第１０号）第１５条に規定する行動計画（以下「行動計画」という。）の策定及び変更に関して意見を述べること。

（３）　行動計画に基づいて行った施策の評価に関して意見を述べること。

（４）　前２号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援法第７７条第１項第４号に掲げるもの

（組織及び任期）

第３条　審議会の委員の定数は、１９人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　知識経験者又は市長が適当と認める者　１６人以内

（２）　公募による市民　３人

２　市長は、委員が欠けたときは、その都度補欠委員を委嘱しなければならない。

３　委員の任期は、２年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第４条　前条第１項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

２　臨時委員は、知識経験者又は市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

３　臨時委員は、第１項の特別の事項に関する調査審議が終了したときは、その身分を失う。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　審議会の会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見又は説明の聴取）

第７条　審議会は、特に必要があると認めるときは、会議に委員及び臨時委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（部会等）

第８条　会長は、必要があると認めるときは、審議会に部会又は小委員会を置くことができる。

２　部会又は小委員会は、会長が指名する委員及び臨時委員で組織する。
３　部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
４　小委員会に委員長を置き、小委員会に属する委員のうちから会長が指名する。
（委任）
第９条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（執行機関の附属機関設置に関する条例の一部改正）
２　執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和４１年条例第１号）の一部を次のように改正する。
第１条の表市長の部宝塚市子ども審議会の項を削る。
（執行機関の附属機関設置に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
３　この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の執行機関の附属機関設置に関する条例の規定により宝塚市子ども審議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に、第３条第１項の規定により、審議会の委員に委嘱された者とみなす。この場合において、その委嘱された者とみなされる者の任期は、第３条第３項の規定にかかわらず、同日における従前の宝塚市子ども審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
（宝塚市子ども条例の一部改正）
４　宝塚市子ども条例の一部を次のように改正する。
目次中「(第１５条ー第１７条)」を「(第１５条・第１６条)」に改める。
第１５条第２項中「執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和４１年条例第１号）第１条」を「宝塚市子ども審議会条例（平成２５年条例第３４号)」に改める。
第１７条を削る。

（５）　宝塚市次世代育成支援行動計画等推進検討会設置要綱

（設置）

第１条　宝塚市次世代育成支援行動計画及び宝塚市子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）の策定及び円滑な推進を図るため、宝塚市都市経営会議設置規程（平成１５年訓令第２６号）第６条第２項により、宝塚市次世代育成支援行動計画等推進検討会（以下「検討会」）という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　検討会は次に掲げる事務を所掌する。

（１）　計画の策定に関すること。

（２）　計画の進行管理に関すること。

（３）　計画の推進に係る部局間の総合調整に関すること。

（４）　前２号に掲げるもののほか、計画の推進に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　検討会は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長には子ども家庭室長を、委員には別表に掲げる者をもって充てる。

３　会長は、検討会を代表し、会議の議長となる。

４　会長は、会長に事故あるとき、その職務を代行するため、委員の中から会長代理を指名することができる。

（会議）

第４条　会議は、会長が必要に応じて招集する。

２　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

３　検討会は、委員の２分の１以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（部会）

第５条　会長は、必要があると認めるときは、検討会に部会を置くことができる。

２　部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。

（庶務）

第６条　検討会の庶務は、子ども政策課が行う。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要綱は、平成１７年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年　５月２１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年　４月　１日から施行する。

別表（第３条関係）

企画経営部	政策室	政策推進課長
	行財政改革室	財政課長
市民交流部	きずなづくり室	市民協働推進課長
	市民生活室	医療助成課長
総務部	行政管理室	人事課長
	人権平和室	人権男女共同参画課長
都市安全部	生活安全室	防犯交通安全課長
		公園緑地課長
	建設室	道路政策課長
都市整備部	建築住宅室	住まい政策課長
健康福祉部	健康長寿推進室	いきがい福祉課長
		健康推進課長
	福祉推進室	障害福祉課長
子ども未来部	子ども家庭室	子ども政策課長
		子育て支援課長
		子ども家庭支援センター所長
		子ども発達支援センター所長
	子ども育成室	保育企画課長
		保育事業課長
		青少年課長
産業文化部	産業振興室	商工勤労課長
管理部	管理室	学事課長
学校教育部	学校教育室	幼児・特別支援教育担当課長
		学校教育課長
	教育支援室	教育支援課長
		青少年センター所長
市立病院経営統括部		課長

発行：宝塚市　（子ども未来部　子ども家庭室　子ども政策課）
〒665-8665　兵庫県宝塚市東洋町 1-1
電話：0797-77-2419　　FAX：0797-77-2800
E-mail：m-takarazuka0051@city.takarazuka.lg.jp